



入札談合の防止に向けて

～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～

平成26年10月版

公正取引委員会事務総局

はじめに

入札談合は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（以下「独占禁止法」といいます。）が禁止するカルテルの典型事例であり、最も悪質な独占禁止法違反行為の一つです。また、入札談合は、入札参加者間の公正かつ自由な競争を通じて受注者や受注価格を決定しようとする入札システムを否定するものであり、特に発注者が国や地方公共団体の場合には、予算の適正な執行を阻害し、納税者である国民の利益を損ねる行為ともなります。

入札談合の排除や未然防止を徹底するためには、発注機関における入札制度改革等の取組のほか、発注機関職員のコンプライアンス意識の向上や知識の習得が重要になります。

この研修テキストは、発注機関職員向けに入札談合の未然防止に関する知識や関連する法制度等を紹介するために作成されたもので、独占禁止法と入札談合の関係を説明する「第1編 独占禁止法と入札談合」と、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」（以下「入札談合等関与行為防止法」といいます。いわゆる「官製談合防止法」といわれる法律です。）について説明する「第2編 入札談合等関与行為防止法」で構成されています。

我が国には、いまだに入札談合は必要悪であるなどといった意見があります。しかしながら、入札談合が行われなければ、事業者は、他社の意向や業界のルールなどに縛られず、自らの創意工夫によって事業活動を行うことができ、これによって業界全体の発展が期待できます。また、発注機関においても事業者間の競争入札により、より優れた商品・役務の調達をより安く行うことができるようになり、ひいては納税者である国民の利益に資することとなります。

我が国から入札談合を無くしていくためには、このような認識が、事業者、発注者を含めた国民全般に広く定着することが必要であり、本テキストがその一助となることを期待します。

研修講師派遣の御案内

◆公正取引委員会では、入札談合及び入札談合等関与行為の未然防止を図る観点から、国、地方公共団体、政府出資法人等が実施する調達担当職員等向けの入札談合防止研修へ講師を派遣しているほか、公正取引委員会が発注機関の職員を招いて研修会を開催しています。

公正取引委員会への講師派遣依頼につきましては、詳細を150ページに記載しています。発注機関の研修担当者におかれましては、積極的に御活用いただければと思います。

目 次

第1編 独占禁止法と入札談合	1
1 独占禁止法の概要	2
(1) 独占禁止法の目的	2
(2) 不当な取引制限（カルテル・入札談合）の禁止	2
(3) 独占禁止法上の措置	3
(4) 入札談合に対する独占禁止法の適用条文（第2条, 第3条, 第8条）	3
(5) 入札談合の態様について	3
ア 発注機関	3
イ 入札談合の対象となる物件	4
ウ 発注方法	4
エ 入札談合の方法	5
オ 公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（入札ガイドライン）	5
(6) その他の独占禁止法違反行為の禁止（第2条, 第3条, 第8条, 第19条）	5
ア 私的独占の禁止	6
イ 不公正な取引方法の禁止	6
2 入札談合事件の処理の流れ	7
(1) 独占禁止法違反事件の処理の流れ	7
(2) 事件の端緒の把握（事件の審査開始）	10
(3) 事件の審査	10
ア 行政調査（第45条第2項, 第47条, 第48条）	10
イ 犯則調査（第101条～第116条）	10
(4) 入札談合に対する措置	10
ア 違反行為の排除措置（第7条, 第8条の2）	10
イ 課徴金（第7条の2, 第8条の3）	11
ウ 課徴金減免制度（第7条の2, 第8条の3）	12
エ 刑事罰（公正取引委員会による告発）（第89条, 第95条～第95条の3）	13
3 入札談合に対する発注機関の対応等	14
(1) 発注機関による損害賠償請求等事例	14
(2) 違約金条項	15
(3) 指名停止	16
(4) 公正取引委員会への通報	17

4	公正取引委員会への通報	18
(1)	最近の通報件数	18
ア	公共工事入札・契約適正化法第10条の規定に基づく通知	18
イ	任意の通報	18
(2)	通報内容例	18
(3)	談合情報を提供する際の留意事項	19
ア	通報していただきたい情報	19
イ	審査活動の妨げとならないよう発注機関において留意していただきたい事項	21
ウ	公正取引委員会における談合情報の取扱い等	22
5	入札談合の防止に向けて	23

第2編 入札談合等関与行為防止法 27

1	入札談合等関与行為防止法の制定及び改正の経緯	28
2	入札談合等関与行為防止法の概要	29
(1)	行政上の措置	30
ア	入札談合等関与行為を排除するための行政上の措置（第3条）	30
イ	当該行為を行った職員に対する賠償請求（第4条）、懲戒事由の調査（第5条）	30
ウ	関係行政機関の協力規定等（第7条、第9条及び第10条）	30
(2)	入札等の公正を害した職員に対する処罰（第8条）	30
3	入札談合等関与行為防止法の内容	31
(1)	本法が対象とする発注機関（第2条第1項～第3項）	31
(2)	入札談合等関与行為（第2条第4項、第5項）	32
ア	「競争により相手方を選定する方法」とは	32
イ	入札談合等関与行為	33
①	談合の明示的な指示	33
②	受注者に関する意向の表明	33
③	発注に係る秘密情報の漏えい	33
④	特定の談合の帮助	34
ウ	これまでの入札談合等関与行為の事例	35

(3) 発注機関が講じる改善措置（第3条）	4 1
過去の事件における改善措置	4 2
(4) 損害賠償（第4条）	4 5
過去の事件における損害賠償の例	4 7
(5) 懲戒（第5条）	4 9
過去の事件における懲戒処分の例	5 0
(6) 指定職員による調査（第6条）	5 2
(7) 関係行政機関の協力規定等（第7条、第9条及び第10条）	5 3
(8) 職員による入札等の妨害（第8条）	5 4
最近の入札談合等関与行為防止法刑事事件例	5 5
4 入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置要求等と刑事罰	5 7
(1) 入札談合等関与行為防止法による改善措置要求等が行われた事件で、独占 禁止法違反で刑事罰が科された事例	5 7
(2) 入札談合等関与行為防止法による改善措置要求が行われた事件で、刑法の 競売入札妨害罪として刑事罰が科された事例	5 8
(3) 入札談合等関与行為防止法による改善措置要求が行われた事件で、同法違 反で刑事罰が科された事例	5 9
5 入札談合等関与行為防止法に関するQ & A	6 1
第2条第4項の「入札、競り売りその他競争」について	6 1
Q 1 「入札、競り売りその他競争により相手方を選定する方法」には、どの ような契約方法が含まれるのですか。	6 1
第2条第5項の「職員」について	6 1
Q 2 国務大臣や地方公共団体の首長は、入札談合等関与行為の規定の対象に なるのですか。また、刑事罰規定の対象になるのですか。	6 1
Q 3 各省庁や地方公共団体のOBは、入札談合等関与行為の規定の対象にな るのですか。また、刑事罰規定の対象になるのですか。	6 2
第2条第5項の「入札談合等関与行為」について	6 2
Q 4 第2条第5項第3号の「特定の事業者又は事業者団体が知ることにより これらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密とし て管理されているもの」とは、どのような情報ですか。	6 2
Q 5 第2条第5項第4号の「入札談合等を幫助する行為」とは、具体的にど のような行為が該当するのでしょうか。	6 3
Q 6 地方公共団体が地場産業の振興や中小企業対策の観点から分割発注や地 元企業に対して優先発注を行うことがあります。これらも「入札談合	

等を幫助する行為」として問題となりますか。……………	6 3
第 3 条の「改善措置要求」について……………	6 4
Q 7 公正取引委員会からの改善措置要求は、事業者の談合が実際にあった場合に限り行われるのですか。……………	6 4
Q 8 職員の関与について、中傷・デマなど虚偽の情報が公正取引委員会に寄せられるおそれもあると思いますが、このような情報を基に公正取引委員会からの改善措置要求が行われることはないのですか。……………	6 4
Q 9 公正取引委員会の調査結果と発注機関の調査結果が異なることもありますが、その場合にはどのような手続が採られるのですか。……………	6 5
第 4 条の「損害賠償」について……………	6 5
Q 1 0 損害賠償請求に関する調査結果の公表を義務付けることにした理由は何ですか。……………	6 5
Q 1 1 損害賠償について、第 4 条第 5 項で「故意・重過失」を要件とした理由は何ですか。……………	6 6
第 5 条の「懲戒処分」について……………	6 6
Q 1 2 懲戒については、国家公務員や地方公務員には適用法令がありますが、その他の対象機関（特定法人）については、何を基にして懲戒事由を調査すればよいのでしょうか。……………	6 6
Q 1 3 懲戒事由に関する調査結果の公表を義務付けることにした理由は何ですか。……………	6 7
第 6 条の「指定職員による調査」について……………	6 7
Q 1 4 小規模な地方公共団体では、職員を指定して内部調査を行わせるのは難しいのではないのですか。……………	6 7
Q 1 5 調査において、指定職員に加えて、外部の第三者を入れることは問題ないのですか。……………	6 8
第 7 条、第 9 条及び第 1 0 条の「関係行政機関の協力規定等」について……………	6 8
Q 1 6 第 7 条で規定されている関係行政機関の連携協力とは、具体的にどのようなものが考えられますか。……………	6 8
Q 1 7 第 9 条に地方公共団体等への運用上の配慮に関する規定を置いた趣旨は何ですか。……………	6 8
第 8 条の「入札等の公正を害した職員に対する処罰」について……………	6 9
Q 1 8 発注機関職員が、入札等の公正を害すべき行為を行った場合、刑事罰規定が適用されますが、具体的にどのような行為が該当するのでしょうか。……………	6 9
Q 1 9 刑事罰規定と入札談合等関与行為との間にはどのような関係があるのでしょうか。……………	6 9

6 入札談合等関与行為の防止	70
----------------	----

参考資料	72
------	----

資料1 官製談合事件の新聞記事	72
-----------------	----

資料1-① 岩見沢市の官製談合事件（平成15年1月31日付）	72
資料1-② 新潟市の官製談合事件（平成16年7月29日付）	73
資料1-③ 日本道路公団の官製談合事件（平成17年9月30日付）	74
資料1-④ 国土交通省（水門）の官製談合事件（平成19年3月9日付）	75
資料1-⑤ 札幌市の官製談合事件（平成20年10月30日付）	76
資料1-⑥ 国土交通省（公用車）の官製談合事件（平成21年6月24日付）	77
資料1-⑦ 防衛省の官製談合事件（平成22年3月31日付）	78
資料1-⑧ 青森市の官製談合事件（平成22年4月23日付）	79
資料1-⑨ 茨城県の官製談合事件（平成23年8月5日付）	80
資料1-⑩ 国土交通省（土木工事）の官製談合事件（平成24年10月18日付）	81
資料1-⑪ 鉄道建設・運輸基盤整備支援機構の官製談合事件（平成26年3月20日付）	82

資料2 官製談合事件の新聞発表文	83
------------------	----

資料2-① 岩見沢市が発注する建設工事の入札参加業者に対する勧告等について	83
資料2-② 新潟市が発注する建設工事の入札参加業者に対する勧告等について	85
資料2-③ 日本道路公団が発注する鋼橋上部工工事の入札参加業者らに対する勧告等について	87
資料2-④ 国土交通省，独立行政法人水資源機構及び農林水産省が発注する水門設備工事の入札参加業者らに対する排除措置命令，課徴金納付命令等について	89
資料2-⑤ 防衛施設庁が発注する土木・建築工事の入札参加業者らに対する排除措置命令，課徴金納付命令等について	93
資料2-⑥ 独立行政法人緑資源機構が発注する林道調査測量設計業務の入札参加業者らに対する排除措置命令，課徴金納付命令等について	95

資料 2-⑦	札幌市が発注する下水処理施設に係る電気設備工事の入札参加業者らに対する排除措置命令，課徴金納付命令等について……………	9 7
資料 2-⑧	国土交通省が発注する車両管理業務の入札参加業者らに対する排除措置命令，課徴金納付命令等について……………	9 9
資料 2-⑨	防衛省航空自衛隊が発注する什器類の製造業者らに対する排除措置命令，課徴金納付命令等について……………	1 0 1
資料 2-⑩	青森市が発注する土木一式工事の入札参加業者らに対する排除措置命令，課徴金納付命令等について……………	1 0 4
資料 2-⑪	茨城県が発注する土木一式工事及び舗装工事の入札参加業者らに対する排除措置命令，課徴金納付命令等について……………	1 0 5
資料 2-⑫	国土交通省及び高知県が発注する一般土木工事等の入札参加業者らに対する排除措置命令，課徴金納付命令等について……………	1 0 9
資料 2-⑬	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する改善措置要求等について……………	1 1 2
資料 3	官公需等入札談合事件（法的措置）一覧（平成 2 0 年度以降）……………	1 1 4
資料 4	入札談合に関して告発を行った事例（平成 2 年度以降）……………	1 1 7
資料 5	入札談合による損害賠償額の算定について……………	1 1 9
資料 6	国が資本金の 2 分の 1 以上を出資している法人……………	1 2 1
参考条文・指針等……………		1 2 3
条文等 1	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号）（抄）……………	1 2 3
条文等 2	入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 0 1 号）……………	1 2 9
条文等 3	附帯決議……………	1 3 1
条文等 4	参照条文……………	1 3 3

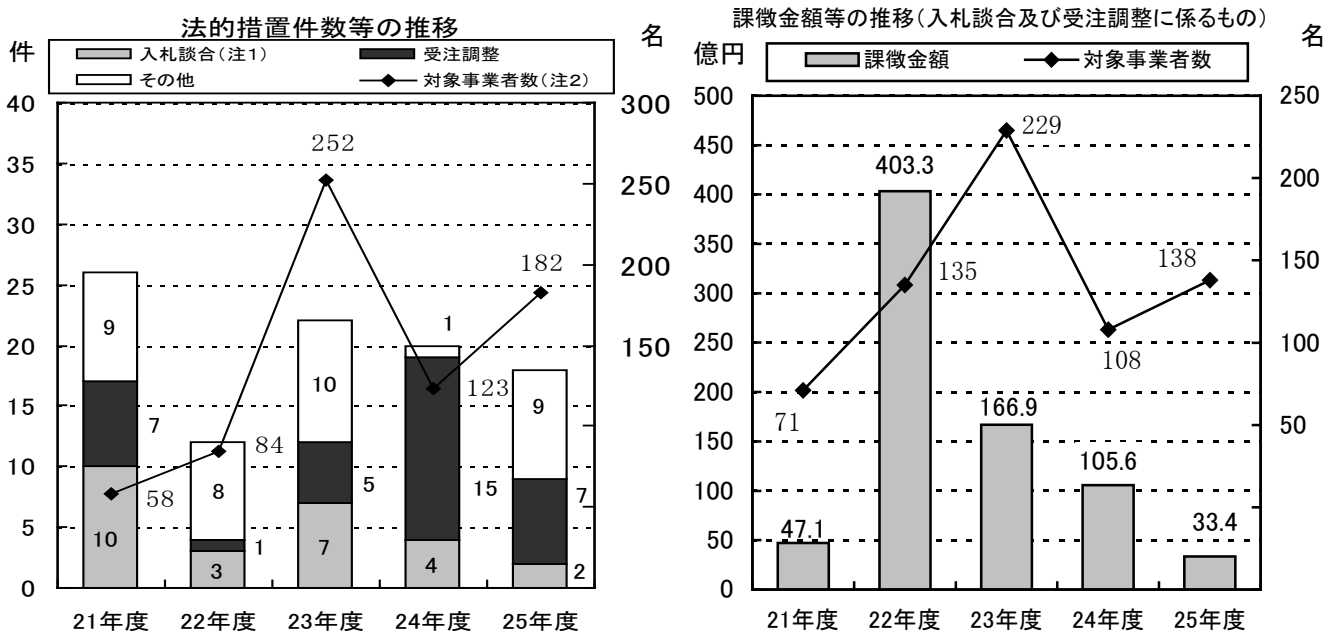
条文等 5	独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針	1 3 5
条文等 6	公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針	1 3 6
条文等 7	工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（抜粋）	1 4 6
その他		1 4 8
その他 1	公正取引委員会組織図（平成 2 6 年度末）	1 4 8
その他 2	公正取引委員会所在地	1 4 9
その他 3	官製談合防止法研修への講師派遣について（御案内）	1 5 0

第1編 独占禁止法と入札談合

第1編 独占禁止法と入札談合

入札談合は、最も悪質な独占禁止法違反行為の一つです。公正取引委員会は、以前から入札談合に対し、独占禁止法に基づき厳正かつ積極的に対処するとともに、その未然防止を図る観点から様々な取組を行ってきています。

第1編では、独占禁止法の概要、入札談合事件の処理手続等について解説します。



(注1) 従来、官公需、民需の別を問わず、入札・見積り合わせによる調達に対して、受注予定者を決定し、その者が受注できるようにする行為を「入札談合」と整理していたが、近時、民需におけるかかる行為に対する措置事例が増えてきたことから、違反行為類型別の件数の整理については、民需におけるものを「受注調整」と整理することとした。

(注2) 対象事業者数は入札談合及び受注調整に係るもの。

(参考) 最近の入札談合事件の例

- ① 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事に係る入札談合事件
(平成26年3月 告発及び入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置要求)
- ② 千葉県が発注する土木一式工事及び舗装工事に係る入札談合事件
(平成26年2月 排除措置命令及び課徴金納付命令)
- ③ 国土交通省及び高知県が発注する一般土木工事等に係る入札談合事件
(平成24年10月 排除措置命令、課徴金納付命令及び入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置要求)
- ④ 石川県及び石川県輪島市が発注する土木一式工事に係る入札談合事件
(平成23年10月 排除措置命令及び課徴金納付命令)
- ⑤ 茨城県が発注する土木一式工事及び舗装工事に係る入札談合事件
(平成23年8月 排除措置命令、課徴金納付命令及び入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置要求)

1 独占禁止法の概要

(1) 独占禁止法の目的（123ページ参照）

私たちの生活する自由経済社会では、様々な事業者が自由に商品やサービスを提供し、消費者が欲しいものを自由に選べる仕組みになっています。こうした中で事業者は、市場における公正かつ自由な競争に参加し、商品の品質向上、技術開発、低価格化等によって、自らの商品やサービスを消費者から選んでもらえるよう事業活動を行います。

ところが、一部の事業者が自らの利益を守る目的で、市場の独占やカルテル・入札談合等を行うことにより、市場の競争を制限・阻害することも少なくありません。

そこで、公正かつ自由な競争を促進するために制定されたのが「独占禁止法」です。この法律は、私的独占、不当な取引制限（カルテル・入札談合）、不公正な取引方法等を禁止しており、消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的としています。

(2) 不当な取引制限（カルテル・入札談合）の禁止

入札談合は、典型的には、国や地方公共団体などが発注する公共工事や物品等の公共調達に関する入札の際、入札参加者間で受注する事業者や受注金額等を決めてしまう行為です。入札談合は、入札参加者が共同してどの事業者が受注するかなどについてのルールを定めて、本来個々の事業者が受注するかどうかについてそれぞれ自主的に判断すべきところ、特定の事業者が受注することを決定し、入札における競争が有効に行われないようにするものですから、不当な取引制限の一類型です。

入札参加者があらかじめ受注する事業者や受注金額等を決定することによって入札により発注される商品又は役務の取引に係る競争を制限する入札談合は、入札制度の実質を失わせるものであり、競争制限行為を禁止する独占禁止法の規定に違反する行為です。入札談合がなければ、より低い金額でより品質の良い工事や物件を調達できたかもしれません。公共工事や物品の公共調達に関する入札における入札談合は、公共の利益を損なう非常に悪質な行為です。また、非効率な事業者を温存し、事業活動を停滞させる等の弊害をもたらすことから、独占禁止法で禁止されています。

(3) 独占禁止法上の措置

事業者が独占禁止法に違反すると、公正取引委員会から当該違反行為を排除するために必要な措置を命ずる排除措置命令や、金銭的不利益を課す課徴金納付命令が出されるほか、悪質かつ重大な事案等に対しては刑事告発が行われることがあります（128ページ及び135ページを参照）。

(4) 入札談合に対する独占禁止法の適用条文（第2条、第3条、第8条）

【独占禁止法（抄）】

第2条

⑥ この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

第3条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

第8条 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- 一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。
- 二～五（略）

入札談合には、事業者間で行われる場合と事業者団体によって行われる場合があります。入札談合が、事業者間で行われれば独占禁止法第3条の規定に、事業者団体によって行われれば独占禁止法第8条第1号の規定に違反することになります。

なお、入札談合は、「商品や役務の品質を確保するため」、「事業者間の受注の均等化を図るため」、「各事業者の営業活動やこれまでの受注との継続性や関連性を尊重するため」といった理由により正当化されるものではありませんし、仮に、発注機関職員による受注者に関する意向の表明等があったとしても事業者等による入札談合が許されるわけではありません。

(5) 入札談合の態様について

ア 発注機関

入札談合の被害を受けるリスクは、どのような発注機関にもあります。国の機関、地方公共団体、政府出資法人等のいずれの発注機関も常に警戒する必要があります。また、地方支分部局等を対象とした入札談合も起きていますので、注意が必要です。

過去には、国や地方公共団体が発注する公共工事に関する事件のほか、国公立病院や地方公共団体が設置している特養老人ホーム等が発

注する寝具類の賃貸・洗濯業務に関する事件（平成13年（働）第12号）、地方公共団体の出資している公社が発注する工事に関する事件（平成11年（働）第5号）、独立行政法人が発注する工事に関する事件（平成19年（措）第4号）、地方公共団体の教育委員会が発注する物品調達に関する事件（平成14年（働）第15号）等が起きています。

イ 入札談合の対象となる物件

入札談合といえれば公共工事を思い浮かべがちですが、入札談合はありとあらゆる調達物件で起こり得るものです。過去には次のような事例も起きていますので、工事を発注する部門以外の部門でも入札談合に対する問題意識を持つことが重要です。

また、調達物件だけでなく、入札によって売却する物品についても入札談合は起こり得ることにも留意が必要です。

業務の例

- 航空写真測量業務（平成5年（働）第6号）
- 建築物の清掃等の衛生管理業務（平成5年（働）第10号）
- ごみ焼却施設に係るダイオキシン類測定分析業務（平成11年（働）第10号）
- 国立病院等の受付業務等の特定医事業務（平成12年（働）第4号）
- 建設コンサルタント業務（平成14年（働）第1号）
- 国立病院等における臨床検体検査業務（平成15年（判）第6号）
- 建設資材の実例価格の調査業務（平成15年（働）第18号）
- 水又は土壌の環境測定分析業務（平成17年（働）第10号）
- 林道調査測量設計業務（平成19年（措）第18号）
- 車両の運転等の車両管理業務（平成21年（措）第9号）

物品の例

- 国民年金等の支払通知書等貼付用シール（平成5年（働）第9号）
- 地方公共団体等が発注する贈答品、被服、防災品等（平成8年（働）第10号）
- 国立大学等が発注する医療用エックス線フィルム（平成8年（働）第20号）
- 下水処理場向け低食塩次亜塩素酸ソーダ（平成10年（働）第22号）
- 学校向け理科教材（平成14年（働）第21号）
- 郵便番号自動読取区分機類（平成10年（判）第28号）
- 医療用エックス線装置に係る検診車（平成20年（措）第8号）
- 地方公共団体が売却する溶融メタル等（平成20年（措）第17号）
- 防衛省航空自衛隊が発注する什器類（平成22年（措）第8号）

ウ 発注方法

入札談合の対象となる発注方法には、総合評価落札方式を含む一般競争入札及び指名競争入札のほか、随意契約のうち、複数の事業者を指名して見積りを徴収し、当該見積りで示された金額を比較して契約先を決定する形態のもの（指名見積り合わせ）等が含まれます。このような契約は、実質的に競争入札と変わるところがなく、公正取引委員会においても従来から競争入札と同様のものとして取り扱っています。

エ 入札談合の方法

過去には、入札前に「〇〇研究会」等といった受注予定者を決定するための会合を開催して受注予定者を決定していた事例、点数制や順番制（注）によって受注予定者を決定していた事例、当番幹事が指名業者間の話合いの司会を行い、指名業者から受注希望の有無を聴取して話合いによる円満解決への助言等を行うこと等を定めていた事例、発注機関職員から落札予定者となった旨の連絡（いわゆる「天の声」）を受けた者を受注予定者としていた事例等があります。

（注） 点数制とは、例えば、事業者団体の構成事業者の指名実績及び受注実績を基に一定の算定方法により算出した点数が最も高い（低い）者から優先的に受注予定者を定める方式をいいます。順番制とは、例えば、あらかじめ定めた順番により受注予定者を定める方式をいいます（「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（入札ガイドライン）（136ページ）を参照してください。）。

オ 公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（入札ガイドライン）（136ページ）

公正取引委員会では、入札に係る事業者や事業者団体のどのような活動が独占禁止法上問題となるのかについての考え方をまとめた「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」を公表しています。発注機関において、寄せられた談合情報等を分析・評価する際に参考にしてください。

(6) その他の独占禁止法違反行為の禁止（第2条、第3条、第8条、第19条）

【独占禁止法（抄）】

第2条

⑤ この法律において「私的独占」とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

⑨ この法律において「不正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～六（略）

第3条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

第8条 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

一～四（略）

五 事業者が不正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること。

第19条 事業者は、不正な取引方法を用いてはならない。

ア 私的独占の禁止

事業者が単独で又は他の事業者と手を組み、不当な低価格販売、差別価格による販売等の手段を用いて、競争相手を市場から排除したり、新規参入者を妨害して市場を独占しようとする行為は「排除型私的独占」として禁止されています。また、有力な事業者が、株式の取得、役員 の派遣等により、他の事業者の事業活動に制約を与えて、市場を支配しようとすることも「支配型私的独占」として禁じられています。もちろん良質・廉価な商品を提供する事業者が正当な競争の結果として、市場を独占するようなことになった場合は、違法とはなりません。

過去には、公共入札に関する事案として、医療用ベッドの製造販売業者が発注機関側に自らの製品のみが適合する仕様書の作成を働きかけ、自らの製品のみが納入できる仕様書による入札を実現した（競争業者を排除等した）ことについて、私的独占に該当するとされた事例があります（パラマウントベッド(株)に対する件〔平成10年（勸）第3号〕）。

イ 不公正な取引方法の禁止

独占禁止法は、公正な競争を阻害するおそれのある行為を「不公正な取引方法」として禁止しています。入札談合との関係では、例えば、受注予定者が落札できるように取り決めた場合について、これに従わない事業者に対して取引を妨害したり、差別的な取扱いを行ったりする行為が、独占禁止法に違反することになります。

また、事業者が入札談合に従わない他の事業者に対して取引を妨害したり、差別的な取扱いを行ったり行わせたりすれば、独占禁止法第19条の規定に、事業者団体が事業者と同様のことをさせるようにすれば、独占禁止法第8条第5号の規定に違反することになります。

2 入札談合事件の処理の流れ

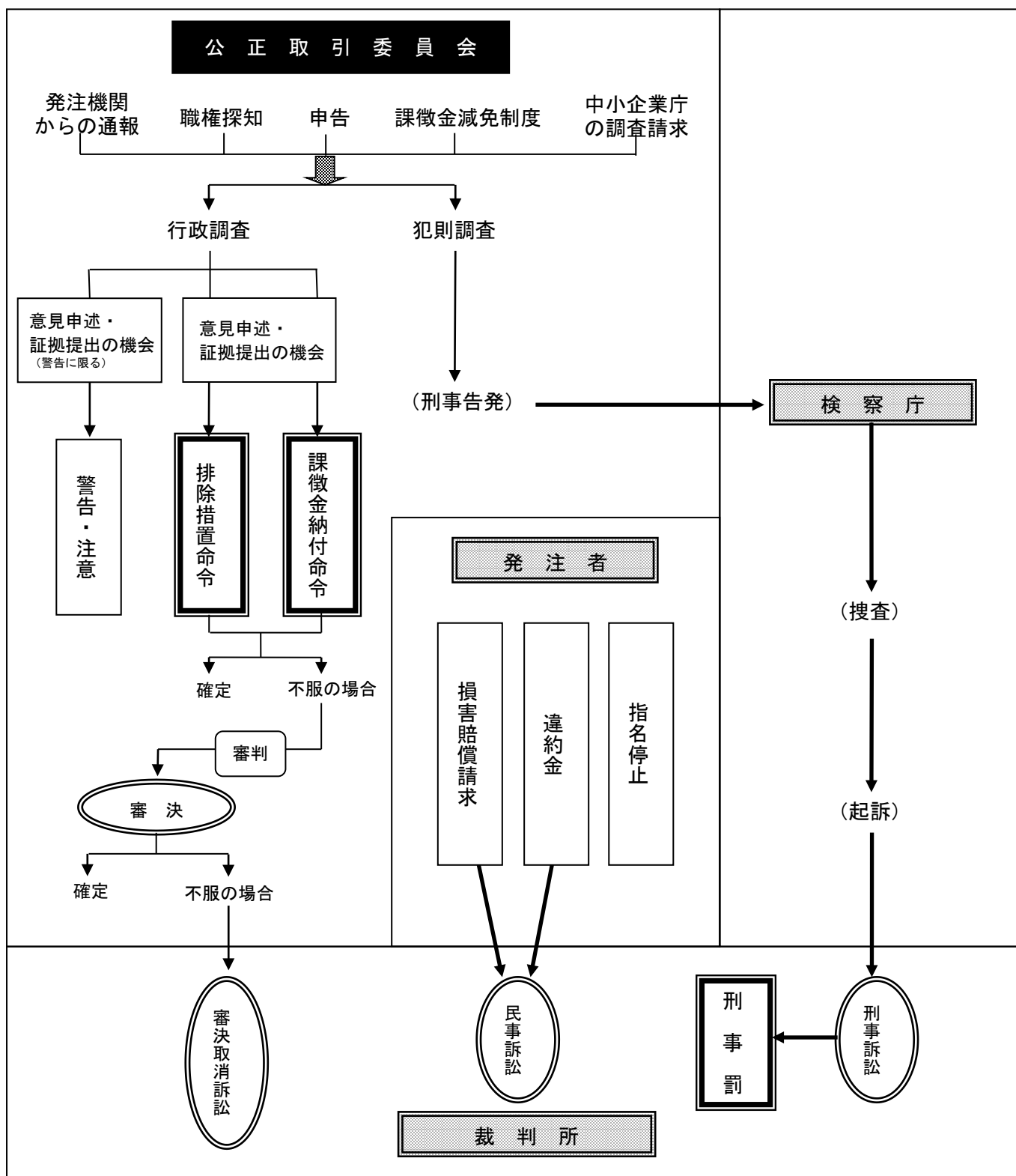
(1) 独占禁止法違反事件の処理の流れ

公正取引委員会による独占禁止法違反事件の処理は、①事件の端緒の把握（違反の疑いがあるとの情報の入手）⇒②事件の審査（違反の疑いがある具体的な事件についての調査）⇒③措置の順に行われます。刑事・民事を含めた処理の流れを図示すると次のとおりです。

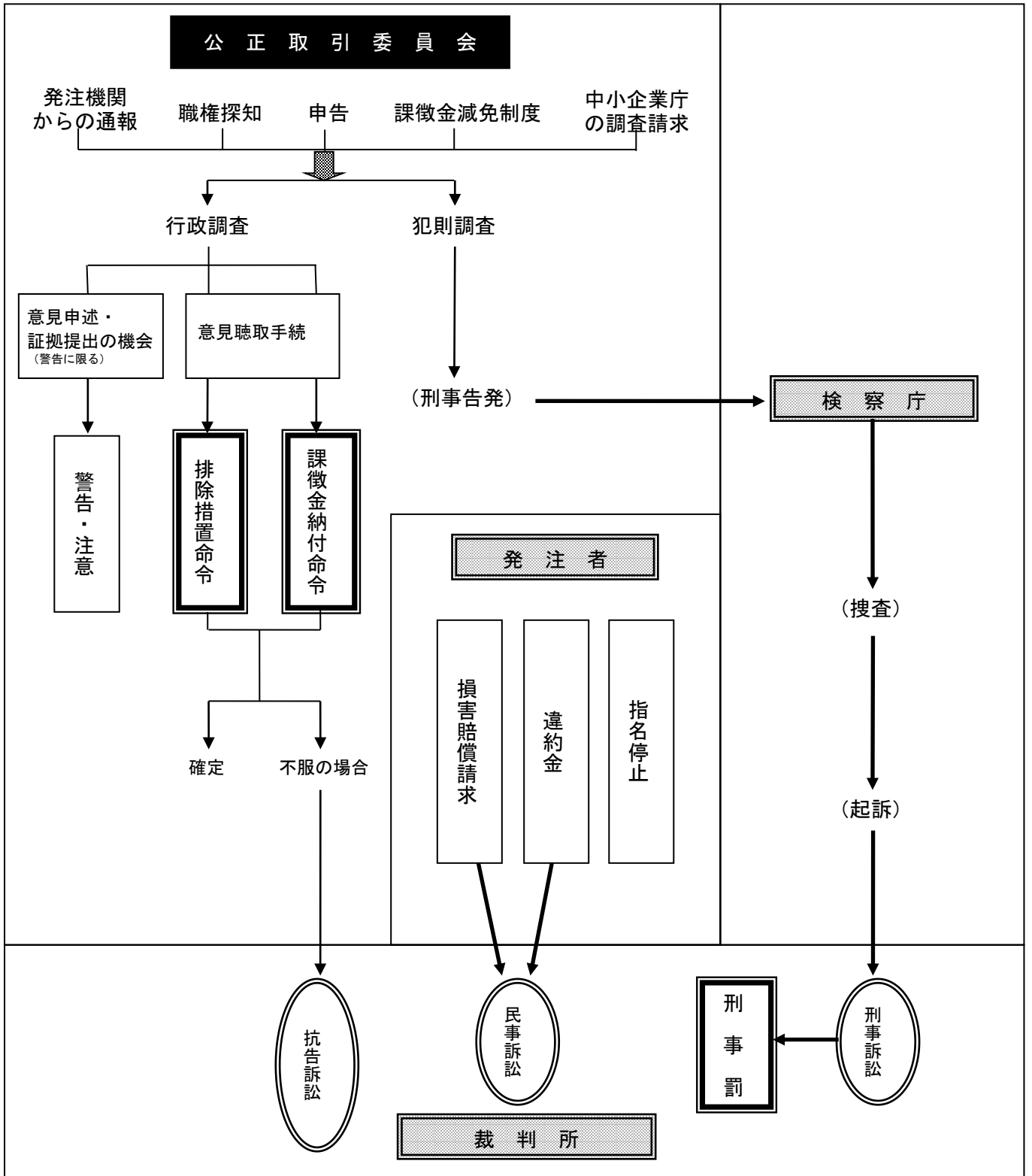
なお、平成25年独占禁止法改正法（平成25年12月13日法律第100号）により、公正取引委員会が行う審判制度は廃止され、公正取引委員会の行政処分に対する不服審査については、抗告訴訟として裁判所において審理されることとなります。

（注）平成25年独占禁止法改正法は、一部の規定を除き、公布の日（平成25年12月13日）から起算して1年6月を超えない範囲において政令で定める日から施行されます。

平成25年独占禁止法改正法施行前(平成26年10月現在)



平成25年独占禁止法改正法施行後



(2) 事件の端緒の把握（事件の審査開始）

公正取引委員会が、入札談合について審査を開始するのは、次のいずれかの方法で情報を入手したときです。

- ① 一般の人からの報告（「申告」と呼んでいます。第45条第1項）
- ② 職権探知（公正取引委員会が自ら違反を発見する場合。第45条第4項）
- ③ 課徴金減免制度を利用した違反行為についての報告及び資料の提出（第7条の2第10項～第14項）
- ④ 発注機関からの通報（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条）
- ⑤ 中小企業庁長官からの調査請求（中小企業庁設置法第4条第7項）
これらの情報を事件の「端緒」（違反の手掛かり）と呼んでいます。

(3) 事件の審査

ア 行政調査（第45条第2項、第47条、第48条）

違反行為を行っている疑いがある事業者の事務所その他必要な場所への立入検査を行い、帳簿、取引記録等の関係資料を収集するなどして調査します。また、必要に応じて、関係者から事情聴取等を行い、違反行為に関する証拠を収集します。

イ 犯則調査（第101条～第116条）

犯則調査の対象となる事件の調査を行う場合、裁判官が発する許可状によって、関係事業者の臨検、捜索を行い、必要な物件を差し押さえます（調査の結果、刑事告発が相当と認められれば、検事総長に告発を行います。）。

(4) 入札談合に対する措置

入札談合等の独占禁止法違反行為に対しては、次のような法的措置が採られます。

ア 違反行為の排除措置（第7条、第8条の2）

公正取引委員会は、意見申述・証拠提出の機会の付与といった事前手続を経た上で、排除措置命令という行政処分により、例えば次のような排除措置を命じます。

- ① 協定（基本合意）の破棄
- ② 協定を守るための実効確保手段の破棄、会合の廃止や団体の解散
- ③ 協定を破棄した旨の周知徹底

- ④ 将来、同様の行為を行わないこと（不作為命令）
 ⑤ 独占禁止法の遵守についての行動指針の作成等

なお、平成25年独占禁止法改正法により、公正取引委員会が排除措置命令等の行政処分を行う際の事前手続として、現行の意見申述等の機会の付与に代わって、公正取引委員会が指定する職員が主宰する意見聴取手続が行われることとなります。

イ 課徴金（第7条の2，第8条の3）

カルテル・入札談合等を行った事業者には、違反行為の排除に加えて、一定の算式に従って計算された課徴金の納付が命じられます。

入札談合は、受注予定者が決めた価格で落札できるよう協力するものであり、対価に係るカルテルとして、課徴金の対象になります。

課徴金の額は、カルテル・入札談合の実行期間におけるカルテル・入札談合の対象となった商品やサービスの売上額に下表の算定率を乗じて計算されます。

なお、課徴金は、税務上損金に算入することができません。

【例：カルテル・談合の場合の課徴金算定率】

業 種	大企業（注1）		中小企業（注1）			
製造業，建設業等	10%	再度の違反（注2）	15%	4%	再度の違反	6%
		主導的役割（注3）	15%		主導的役割	6%
		再度の違反+主導的役割	20%		再度の違反+主導的役割	8%
		早期離脱（注4）	8%		早期離脱	3.2%
小売業	3%	再度の違反	4.5%	1.2%	再度の違反	1.8%
		主導的役割	4.5%		主導的役割	1.8%
		再度の違反+主導的役割	6%		再度の違反+主導的役割	2.4%
		早期離脱	2.4%		早期離脱	1%
卸売業	2%	再度の違反	3%	1%	再度の違反	1.5%
		主導的役割	3%		主導的役割	1.5%
		再度の違反+主導的役割	4%		再度の違反+主導的役割	2%
		早期離脱	1.6%		早期離脱	0.8%

（注1） 「大企業」「中小企業」の別については第7条の2第5項を参照。

（注2） 「再度の違反」とは、公正取引委員会の調査開始日から遡り10年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合です。

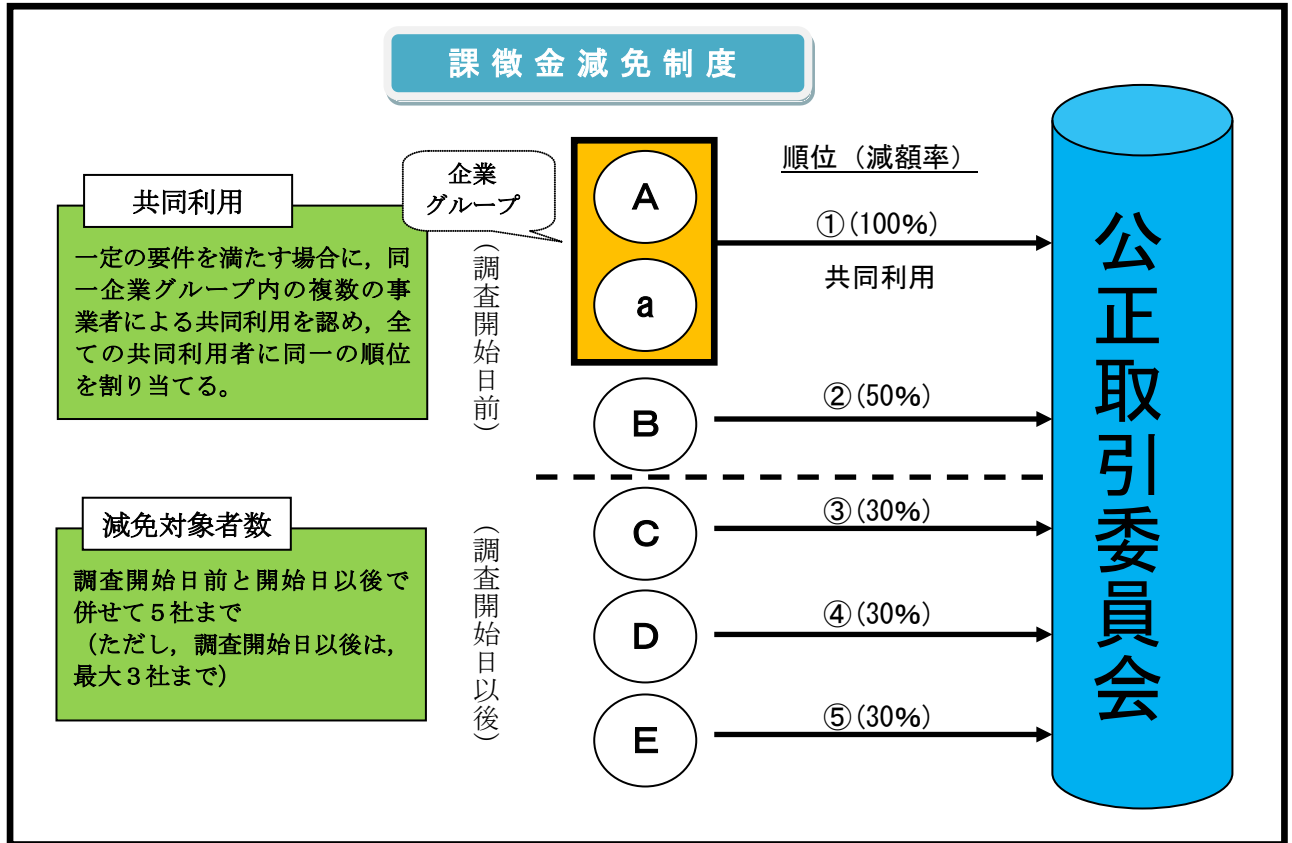
（注3） 「主導的役割」とは、入札談合事件における幹事会社など、違反行為において主導的な役割を果たした場合です。

（注4） 「早期離脱」とは、違反行為の実行期間が2年未満で、公正取引委員会の調査開始日の1か月前までに違反行為をやめていた場合です。

（注5） 上表の算定率で計算した課徴金の額が100万円未満となるときは、課徴金の納付は命じられません。

ウ 課徴金減免制度（第7条の2，第8条の3）

公正取引委員会に対し，自ら行った違反行為について事実の報告及び資料の提出を行うなど，一定の要件を満たすことにより，課徴金の免除又は減額を受けることができます。



【課徴金減免制度利用件数の推移】

(単位：件)

	21年度 ^(注)	22年度	23年度	24年度	25年度
利用件数	85	131	143	102	50

(注) 平成21年独占禁止法改正法により，平成22年1月1日から課徴金減免制度が拡充されている(①減免制度利用者数の拡大：調査開始日前と開始日以後で併せて5社まで〔ただし，調査開始日以後は最大3社まで〕に拡大する。②共同利用：同一企業グループ内の複数の事業者による共同利用を認める。)

エ 刑事罰（公正取引委員会による告発）（第89条，第95条～第95条の3）

カルテル・入札談合を行うと，犯罪行為として独占禁止法に基づき刑事罰を受けることがあります。カルテル・入札談合を実際に行った者は，5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処せられます。

また，両罰規定（第95条）により，カルテル・入札談合を実際に行った者のほかに事業者及び事業者団体に対しても5億円以下の罰金が科されます。

そのほか，法人の代表者や事業者団体の役員がカルテル・入札談合等の独占禁止法違反行為の計画を知り，その防止に必要な措置を採らなかった場合等には，当該代表者や役員に対しても500万円以下の罰金が科されます（第95条の2，第95条の3）。

なお，公正取引委員会は，刑事告発等に関して，「独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針」を公表しています（135ページを参照）。

3 入札談合に対する発注機関の対応等

カルテル・入札談合等の独占禁止法違反行為を行った事業者又は事業者団体は、公正取引委員会による排除措置命令（平成17年改正前においては審決）等が確定した場合、違反行為により損害を被った被害者に対して無過失損害賠償責任を負います（第25条）。また、公正取引委員会の確定排除措置命令（平成17年改正前においては確定審決）等がなくても、被害者は民法第709条等の規定により損害賠償等を求めることができます。

近年、入札談合によって損害を被った国・地方公共団体等の発注機関が、事業者に対し、独占禁止法第25条や民法第709条等の規定に基づき損害賠償等を請求する事例や地方公共団体の住民が地方自治法第242条の2の規定に基づき、地方公共団体に対して事業者に損害賠償を請求することを求める住民訴訟を起こす事例があります。

平成26年6月末現在、発注機関自身が損害賠償請求等を行っている事件が18件に上っています（係属中の事件及び平成23年度以降に提起され、判決が出された事件のうち公正取引委員会把握分）。このほか、契約書に入札談合を行った場合における違約金条項や損害賠償予定条項を設定する発注機関もあります。

なお、入札談合に対する損害賠償請求には、従来、被害者による損害額の立証が困難であるという問題がありましたが、民事訴訟法第248条により口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、裁判官の職権で、相当な額の損害額を認定することが可能となり、同条に基づき損害額を確定した判例の蓄積が進んでいます（119ページ参照）。

(1) 発注機関による損害賠償請求等事例

国の例では、国土交通省地方運輸局発注の自動車検査用機械器具談合事件（平成13年11月6日勧告審決）について、平成20年に民法第704条に基づく不当利得返還請求訴訟が提起され、東京地方裁判所において請求の一部が認容される判決が出されています（平成25年4月24日）。

地方公共団体の例では、国の機関及び地方公共団体発注の大気常時監視自動計測器の製造販売業者による入札談合事件（平成20年11月

12日排除措置命令)について、群馬県が独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟を提起し、東京高等裁判所から請求を一部認容する判決が出されました(平成26年2月25日)。

政府出資法人の例では、平成20年12月に、旧日本道路公団発注の鋼橋上部工工事の入札談合事件(平成17年11月18日勧告審決)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が、事業者らに対し、独占禁止法第25条の規定に基づく損害賠償請求訴訟22件(注)を提起し、1件について和解し、6件について東京高等裁判所において請求の一部が認容される判決が出されています。

(注) うち11件は訴え取下げ。

(参考)

最近では、地方公共団体発注のごみ処理施設建設工事談合事件について、多くの住民訴訟が提起され(平成26年6月末の時点で、20件〔公正取引委員会把握分〕)、住民側の請求を一部認容する判決も出ています。

(注) 住民監査請求に係る「1年ルール」の解釈について

地方自治法において住民訴訟を提起するためには住民監査請求を経る必要があり、監査請求については、対象となる行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、正当な理由がない限り、監査請求をすることができないと規定されています(地方自治法第242条第2項)。しかし、入札談合を行った事業者に対する発注機関の損害賠償請求権の行使を怠る事実についての監査請求には、原則として1年の期間制限は及ばないとする最高裁の判断が示されました(平成14年7月2日最高裁第三小法廷判決)。

(2) 違約金条項

例えば、国土交通省は、平成15年6月から、入札談合等の不正行為を行った受注者に対し、請負代金の10パーセントを違約金として支払わせる違約金条項を設けています。また、平成17年10月(政府調達に関する協定の適用を受ける工事以外の工事については平成24年12月)からは、入札談合において主導的役割を果たした等一定の要件を満たした受注者に対し、請負代金の15パーセントを違約金として請求する違約金条項を加え、対策を強化しています。

国土交通省「工事請負契約書の制定について」(最終改正 平成26年5月16日)(抄)

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第45条の2(A) 受注者(共同企業体にあつては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額(この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)。

以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。

二 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

[注] (A)は、政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)の適用を受ける工事以外の工事の場合に使用することとする。

[注] 政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)の適用を受ける工事の場合については、第45条の2(B)が使用されることとされている。

(3) 指名停止

入札談合が生じた際の指名停止措置について、国、特殊法人等の公共工事の発注者で構成される中央公共工事契約制度運用連絡協議会(中央公契連)では、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」やその「運用申合せ」を制定しています(147ページ参照)。例えば、「当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき」は、「当該認定をした日から2か月以上9か月以内」等といった基準が示されており、当該期間の範囲内で発注者が情状に応じて指名停止期間を定めることとされています。

また、指名停止を開始する時期について、上記「運用申合せ」では、排除措置命令、課徴金納付命令、刑事告発等を知った後、速やかに指名停止を行うものとするとしてされており、中央公契連への参加機関においては、これに準拠した措置を採ることとされています。

なお、公正取引委員会の行う立入検査等の審査活動は、その事件が独占禁止法に違反しているのかどうかの調査を行っている段階であり、当該時点においては、公正取引委員会として最終的な判断を示しているわけではありません。これを踏まえ、上記「運用申合せ」においても、指名停止時期としては、排除措置命令等、公正取引委員会の判断が示された時点が基準とされています。

(4) 公正取引委員会への通報（後記4参照）

こうした措置のほか、発注機関は、入札談合等に関する情報等（以下「談合情報」といいます。）を収集した場合には、平成13年4月に施行された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（以下「公共工事入札・契約適正化法」といいます。）の規定に基づき、公正取引委員会に対して通知することとされています。

また、発注機関は、公共工事入札・契約適正化法に基づく通知以外に、公正取引委員会に対して任意に談合情報の通報を行う場合があります。

4 公正取引委員会への通報

(1) 最近の通報件数

ア 公共工事入札・契約適正化法第10条の規定に基づく通知

公正取引委員会にとって、発注機関から寄せられる談合情報は大変重要なものです。

公共工事入札・契約適正化法第10条は、国、地方公共団体、特殊法人等全ての公共工事の発注機関に対して、入札談合等の行為があったことを疑うに足りる事実があるときには、公正取引委員会に通知することを義務付けており、同法に基づく通知件数は、平成25年度においては15件（平成24年度は14件）ありました。

■ 公共工事入札・契約適正化法（平成12年法律第127号）（抄）

第10条 各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長（以下「各省各庁の長等」という。）は、それぞれ国、特殊法人等又は地方公共団体（以下「国等」という。）が発注する公共工事の入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知しなければならない。

イ 任意の通報

また、上記の公共工事入札・契約適正化法に基づく通知以外に発注機関から公正取引委員会に対して任意に談合情報の通報が行われることがあります。この件数は平成25年度においては421件（平成24年度は632件）ありました。

【公正取引委員会への通知等件数の推移】

（単位：件）

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
通知	14	24	18	14	15
任意通報	654	830	493	632	421

(2) 通報内容例

外部から発注機関に談合情報が寄せられた場合だけでなく、入札時における入札参加者の行動から、発注機関の経験や寄せられている情報等を踏まえ、入札談合があると推測できる場合も、その情報は通報の対象となります。

例えば、次のような場合がこれに該当します。

【ケース1】

発注する工事の種類・規模ごとに、入札参加者の指名回数や落札金額の累積額に基づいて落札している、入札参加者の落札回数が均等になっている等、落札結果に何らかの規則性がみられる。

(例) A発注機関の甲物件では、受注回数にかかわらず各入札参加者の過去の年度ごとの受注額がほぼ均一であった。

(例) B発注機関の乙物件では、年度によって発注件数が異なるにもかかわらず、各入札参加者の過去の年度ごとの受注件数割合（受注件数／発注件数）がほぼ均一であった。

【ケース2】

ケース1のような規則性が無くても、複数回の入札ごとに1番札が同じである、あるいは、入札不調を繰り返すうちに1社を除いて他社が辞退するというような不自然な状況等がみられる。

(例) C発注機関の丙物件では、入札価格が予定価格に達せず、3回にわたり入札が行われたが、3回目の入札までに1社を除いて入札参加者は辞退し、応札したのは、寄せられた情報で落札予定者として名前が指摘されている入札参加者のみであった。

(例) D発注機関の丁物件では、通常は落札率が95%前後で推移しているにもかかわらず、特定の業者が入札に参加した場合には、落札率が70%前後まで大幅に下落する。

【ケース3】

調達担当部局において入手した情報が、単発の入札談合に係るものではなく、入札参加者間の落札ルールが存在を示すものであり、また、これを裏付ける具体的な資料等の提供を受けた。

(例) E発注機関の戊物件では、寄せられた情報によれば、前回工事と関連する工事は継続して同一業者が落札するというものであった。そこで、過去の入札結果を調べたところ、いずれの入札においても、前回工事の関連業者が継続して落札していた。

(例) F発注機関の己物件では、寄せられた情報によれば、工事を受注することになった業者が他の入札参加業者の添付書類も作成することになっていた。そこで、電子ファイルで提出された添付書類のプロパティ欄を確認したところ、提出した業者とは異なる業者名（工事を受注した業者名）になっていた。

(3) 談合情報を提供する際の留意事項

ア 通報していただきたい情報

公正取引委員会では

- ① 談合情報の概要（発注機関が談合情報を受けた日時、情報提供者、通報を受けた者〔発注機関の担当者〕、情報入手手段〔電話、書面等〕、情報内容等）

- ② 談合情報のあった物件の概要（発注部署，物件名，入札〔予定〕日，種目，入札方法，予定価格公表時期，入札参加業者公表時期，予定価格等）
 - ③ 談合情報に対する対応の概要（〔入札参加業者から事情聴取等を行った場合〕事情聴取結果，誓約書の写し，〔再入札を行った場合〕再入札結果等）
 - ④ （入札等を実施した場合）入札結果等について（入札調書：入札参加業者名，入札価格，落札業者名，落札価格等）
- 等について情報提供を受けています。

発注機関の方に，特に提供していただきたい情報は，上記の情報のほか次の3点です。

- (7) 入札調書等，当該入札に関する情報（加工せず，提供していただくようお願いします。）
- (8) 発注機関側の経験や，寄せられている情報等により存在が予想される談合ルールや入札談合の方法に関する情報
- (9) 当該物件についての公開情報の有無，（ある場合には）公開場所，また，当該物件についての年間発注額等当該物件に関する関連情報

なお，入札の前後に不審な点が認められる入札や，新聞記事で入札談合の疑いがあると報道された入札等について，発注機関としての経験を踏まえて入札談合の疑いがあると判断される場合に（この判断においては，下記イに御注意願います。）情報を提供してください。

※ 望ましい情報提供の例

当事務所（発注機関）が平成26年〇月〇日に入札を執行した「△△工事」について，平成26年〇月〇日午後4時ごろ，〇〇から書面にて談合情報が当事務所会計課に寄せられたので連絡します。

情報の内容は，「△△工事」では，〇〇(株)，△△(株)，□□(株)……の8社が指名を受けているが，業者が談合し，東京都千代田区に所在する〇〇(株)が××万円で落札するということが既に決まっているとするとするもので，また，談合のルールは，指名を受けた業者は入札の2日前に〇〇所在の◇◇会館に集まって話し合いを行い，①受注を希望する者が1名のときは，その者を受注予定者とする，②受注希望者が複数のときは，工事場所，過去の受注工事との関連性又は継続性等の事情を勘案して，受注希望者間の話し合いで決定するというものです。

当事務所では，談合の事実が確認できないと判断し，当日の入札を執行しましたが，談合情報どおりの業者が落札しました。

なお，当該物件の入札調書，同種の物件について，入札日，過去の指名業者・受注業者，発注金額等の入札実績の一覧表，業者名簿等を関連情報として提供します。

イ 審査活動の妨げとならないよう発注機関において留意していただきたい事項

公正取引委員会に談合情報を提供した（したい）ということが外部に明らかになると、事業者における証拠隠滅を容易にする等、その後の公正取引委員会の審査活動に支障が生じるおそれが強いため、情報提供に当たっては次の事項に留意願います。

【留意事項①】

一般的に談合情報を公正取引委員会に通報している旨を公表することは差し支えありませんが、個別の事案に関して、公正取引委員会に情報提供を行った（又は行う）事実については、内密に願います（報道機関に対しても同様の対応をお願いします）。

【留意事項②】

談合情報があった場合、発注機関において、寄せられた情報の信憑性の判断を行うために独自に調査をする場合には、事業者側に調査を行っている事実が知られないような手段（情報提供者が明らかな場合には当該提供者から事情聴取を行う、当該情報に関する物件と同種類又は同規模の物件の入札結果を分析する等）により行うようお願いします。

なお、これらの点については、公共工事入札・契約適正化法に基づき策定された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成26年9月閣議決定）においても、発注機関は談合情報の取扱要領を策定し、職員に周知徹底するとともに、当該要領において各種手順を定めるに当たって公正取引委員会が行う審査の妨げにならないよう留意することとされています。

■公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成26年9月30日閣議決定）（抄）

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

- 3 主として入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底に関する事項
 - (1) 談合情報等への適切な対応に関すること

法第10条は、各省各庁の長等に対し、入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に通知しなければならないこととしている。これは、不正行為の疑いがある場合に発注者がこれを見過ごすこと

なく毅然とした対応を行うことによって、発生した不正行為に対する処分の実施を促すとともに、再発の防止を図ろうとするものである。各省各庁の長等は、その職員に対し、法の趣旨の徹底を図り、適切な対応に努めるものとする。その際、例えば、法第13条に基づく入札金額の内訳の確認を行うとともに、入札結果の事後的・統計的分析を活用するなど入札執行時及び入札後の審査内容の充実・改善に努めるものとする。

各省各庁の長等は、法第10条の規定に基づく公正取引委員会への通知義務の適切な実施のために、談合情報を得た場合等の前記違反行為があると疑うに足る事実があるときの取扱いについてあらかじめ要領を策定し、職員に周知徹底するとともに、これを公表するものとする。要領においては、談合情報を得た場合等の前記違反行為があると疑うに足る事実があるときにおける内部での連絡・報告手順、公正取引委員会への通知の手順並びに通知の事実及びその内容の開示のあり方、事実関係が確認された場合の入札手続の取扱い（談合情報対応マニュアル）等について定めるものとする。なお、これらの手順を定めるに当たっては、公正取引委員会が行う審査の妨げとならないよう留意するものとする。

ウ 公正取引委員会における談合情報の取扱い等

公正取引委員会は、様々な方から情報提供を受けるほか、自ら情報収集を行うこと等により、入札談合等の独占禁止法違反行為の発見に努めており、発注機関から寄せられる談合情報も貴重な情報の一つとして活用しています。

独占禁止法違反事件の審査では、一つの情報だけでは証拠が不十分なことが多いため、それに関連する様々な情報を収集する必要があります。寄せられた談合情報については、公正取引委員会から追加資料の提供等の協力を求める場合がありますので、その際は積極的な御協力をお願いします。

また、寄せられた談合情報だけで独占禁止法違反か否かを直ちに判断することは難しく、審査には長期間を要する場合があります。

なお、公正取引委員会では、審査に支障を来すおそれがあるため、審査中の事件に関するお問い合わせにはお答えできないことになっています。

5 入札談合の防止に向けて

発注機関は、公共調達におけるより効果的な競争を促進し、入札談合のリスクを減らすために、例えば、次のような手段を講じることが求められています。

**公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針
(平成26年9月30日閣議決定) (抄)**

- 低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格（中略）については、これを入札前に公表すると、当該価格近傍へ入札が誘導されるとともに、（中略）建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じることから、入札の前には公表しないものとする。
- 予定価格については、入札前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること（中略）等の問題があることから、入札の前には公表しないものとする。
- 一般競争入札は、手続の客観性が高く発注者の裁量の余地が少ないこと、手続の透明性が高く第三者による監視が容易であること、入札に参加する可能性のある潜在的な競争参加者の数が多く競争性が高いことから、公共工事の入札及び契約において不正が起きにくいなどの特徴を有している。（中略）こうした一般競争入札の性格及び一般競争入札が原則とされていることを踏まえ、対象工事の見直し等により一般競争入札の適切な活用を図るものとする。
- 指名競争入札については、（中略）競争参加者が限定されること、指名が恣意的に行われた場合の弊害も大きいこと等から、指名に係る手続の透明性を高め、公正な競争を促進することが要請される。（中略）公正な競争の促進を図る観点から、指名基準を策定し、及び公表した上で、これに従い適切に指名を行うものとするが、この場合であっても、（中略）いわゆる公募型指名競争入札等を積極的に活用するものとする。また、指名業者名の公表時期については、入札前に指名業者名が明らかになると入札参加者間での談合を助長しやすいとの指摘があることを踏まえ、各省各庁の長等は、指名業者名の事後公表の拡大に努めるものとする。
- 総合評価落札方式は、（中略）価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定するものであり、価格と品質が総合的に優れた公共調達を行うことができる落札者決定方式である。（中略）各省各庁の長等はこうした総合評価落札方式の性格を踏まえ、工事の性格等に応じた適切な活用を図るものとする。

- 競争参加資格の設定は、(中略)過度に競争性を低下させないように留意しつつ、近隣地域内における工事実績や事業所の所在等を競争参加資格や指名基準とする、いわゆる地域要件の適切な活用を図るなど、必要な競争参加資格を適切に設定するものとする。
- 共同企業体については、(中略)受注機会の配分との誤解を招きかねない場合があること、(中略)予備指名制度により談合が誘発されかねないこと等の問題もあることから、各省各庁の長等においては、共同企業体運用基準の策定及び公表を行い、これに基づいて共同企業体を適切に活用するものとする。
- 入札結果の事後的・統計的分析を活用するなど入札執行時及び入札後の審査内容の充実・改善に努めるものとする。
- 公共工事の入札及び契約に関する談合や贈収賄、一括下請といった不正行為については、(中略)建設業法に基づく処分やその公表等を厳正に実施することと併せて、各省各庁の長等による指名停止についても、公共工事の適正な執行を確保するとともに、不正行為に対する発注者の毅然とした姿勢を明確にし、再発防止を図る観点から厳正に運用するものとする。(中略)独占禁止法違反行為に対する指名停止に当たり、課徴金減免制度の適用があるときには、これを考慮した措置に努めるものとする。
- 入札談合については、談合の再発防止を図る観点から、各省各庁の長等は、談合があった場合における請負者の賠償金支払い義務を請負契約締結時に併せて特約すること(違約金特約条項)等により、その不正行為の結果として被った損害額の賠償の請求に努めるものとする。
- 電子入札システムの導入は、入札参加者が一堂に会する機会を減少させることから、談合等の不正行為の防止にも一定の効果が期待される。

公共調達における入札談合撲滅に関する理事会勧告(平成24年7月17日OECD理事会採択)(抄)(仮訳)

- 1 市場において入手可能な商品又は役務のうち、発注機関の要請に合致するものの範囲と、これら商品又は役務の潜在的な供給者を把握する。
- 2 次の方法により、潜在的な入札参加業者を最大化することを通じて、競争を促進する。
 - ① 透明かつ非差別的で、競争を不当に制限することのない参加資格を設定する。

- ② 可能な限り、実施方法よりも達成結果に着目して、入札の仕様及び委託事項を策定する。
 - ③ 他国あるいは当該国内の他地域からの入札参加を許可する。
 - ④ より小規模な事業者が、仮に契約全体について入札することは不可能な場合であっても、可能な範囲で、入札に参加することを許可する。
- 3 入札参加業者間において意思疎通が行われる機会を減少させるよう入札手続を設計する。例えば、封印入札方式や、参加者の身元が明かされない遠隔的な手続が推奨される。
 - 4 選考基準については、次のことを目的として設定されたものを採用する。
 - ① 当該入札手続における競争の程度及び有効性を向上させる。
 - ② 将来のプロジェクトに関する入札に対して継続的関心を持った、信頼できる潜在的な十分な数の入札参加業者の存在を常に確保する。
 - 5 より幅広い入札参加業者がアクセスすることができる電子入札システムを使用するとともに、入札における行動及び入札データの適切な分析が可能となるように、公共調達に係る情報を蓄積する。
 - 6 全ての入札参加業者に対し、当該入札は真実かつ非共謀的なものであり、仮に入札参加業者が落札した場合は、契約を締結する意思を伴うものであるとする誓約書、あるいは同種の証明書に署名することを要求する。
 - 7 入札の募集要領に、当該国に存在する入札談合に対する制裁について記載した警告書を同封する。例えば、罰金、懲役又はその他の競争法上のペナルティや、一定期間の公共入札参加禁止、誓約書への不誠実な署名に対する制裁、調達機関に対する損害賠償責任について記載する。制裁は十分な抑止効果を確認するものでなければならず、各国におけるリニエンシープログラムが適用可能である場合には、それを考慮に入れる必要がある。
 - 8 本勧告と一体不可分である「公共調達における入札談合撲滅のためのガイドライン」(注)を遵守する。

(注) 「公共調達における入札談合撲滅のためのガイドライン」

○入札談合のリスクを減らす調達手段を設計するためのチェックリスト

- 1 入札手続の設計前に情報収集を行う
- 2 入札に参加可能な真に競争的な入札者の数が最大となるような入札手続を設計する
- 3 入札参加条件を明確にし、予測が容易にならないようにする
- 4 入札参加者間の情報交換を効果的に減少させる入札手続を設計する
- 5 入札の評価と落札者決定のための基準を慎重に選択する
- 6 公共調達における入札談合のリスクに対する職員の認識を高める

○公共調達における入札談合を探知するためのチェックリスト

- 1 事業者が入札する際に注意すべきサインやパターンを探す
- 2 提出書類について注意すべきすべてのサインを探す
- 3 価格に関して注意すべきサイン及びパターンを探す
- 4 常に疑わしい発言を探す
- 5 常に疑わしい行動を探す
- 6 入札談合を示唆する指標について注意すべきこと
- 7 入札談合が疑われる場合に発注担当者が採るべき措置

詳細は、<http://www.oecd.org/competition/cartels/43808583.pdf> を参照。

第2編 入札談合等関与行為防止法

第2編 入札談合等関与行為防止法

入札談合は、競争入札を通じて本来得られるべき価格・品質での物品・役務の調達を妨げるものであり、発注機関の利益を損ない、ひいては納税者である国民の公共の利益を損ねる違法行為です。そして、入札談合等関与行為等は、当該発注機関の利益を追求すべき職員がその利益を自ら損なうという利益背反行為に等しいものです。

入札談合等関与行為防止法は、正式な名称を「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」といい、国・地方公共団体等の職員が入札談合に関与する、いわゆる「官製談合」について、入札談合等関与行為を排除するための行政上の措置、当該行為を行った職員に対する賠償請求・懲戒事由の調査、関係行政機関の協力規定及び入札等の公正を害した職員に対する処罰について規定しています。

第2編では、入札談合等関与行為防止法について解説します。

1 入札談合等関与行為防止法の制定及び改正の経緯

本法の制定が検討されるきっかけとなったのは、平成12年5月に公正取引委員会が排除勧告を行った北海道上川支庁発注の農業土木工事等談合事件において、発注者側が受注業者に関する意向を提示していた等の事実が認められ、公正取引委員会が北海道に対して改善要請を行った事件です。その後、国・地方公共団体等の職員が入札談合に関与する、官製談合に対する社会的批判が高まりました。発注機関の職員による関与があった場合の入札談合事件については、独占禁止法では当該入札談合を行った事業者に対する処分は可能ですが、発注機関側に対して法的に行政上の措置を講じることができず、事業者側に不公平感がありました。

このため、発注機関に対して組織的な対応を求めその再発を防止するために、議員立法として法律案がまとめられ、平成14年7月24日に「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律」が成立し、平成15年1月6日から施行されています。

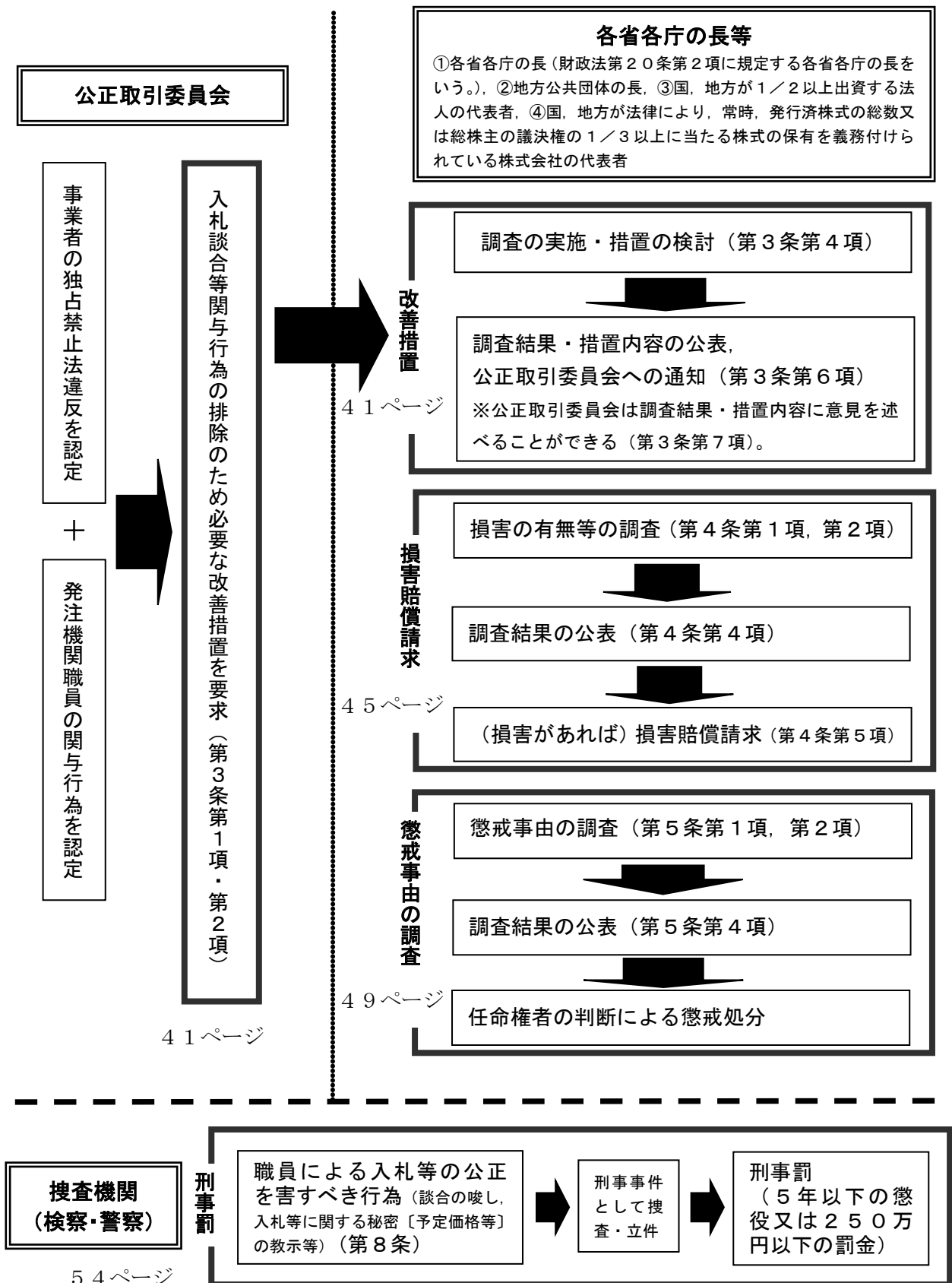
しかしながら、同法律の施行後も、官製談合事件が多くみられたことから、職員による入札等の妨害の罪の創設等を内容とする改正案が議員立法としてまとめられ、平成18年12月8日に成立し、法律名も「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」と改正され、平成19年3月14日から施行されています。

(参考) 北海道上川支庁における入札談合事件（平成12年審決）

この事件は、北海道上川支庁の発注する農業土木工事と測量設計業務において、建設業者や測量業者が独占禁止法違反行為を行っていたとして排除措置が命じられたものです。

また、公正取引委員会による調査の結果、北海道農政部及び各支庁において、農業土木工事及びそれに伴う測量設計業務について、事業者ごとの年間受注目標額が設定されていたこと、上川支庁において、同目標額をおおむね達成できるようにするために指名競争入札等の執行前に、受注者に関する意向を旭川農業土木協会の事務局長の職にある者及び旭川測量設計業協会の事務局次長の職にある者に示していたこと等の事実が認められたことから、北海道に対し、今後、同様の行為が行われることのないよう再発防止のための所要の措置を講じること等を要請しました。

2 入札談合等関与行為防止法の概要



(1) 行政上の措置

ア 入札談合等関与行為を排除するための行政上の措置（第3条）

入札談合等関与行為があった場合の公正取引委員会から各省各庁の長等(注)に対する必要な措置の要求，当該要求を受けた各省各庁の長等による調査の実施・必要な措置の検討，調査結果等の公表等について規定しています。

(注) 各省各庁の長等とは，衆議院議長，参議院議長，最高裁判所長官，会計検査院院長，内閣総理大臣，各省大臣，地方公共団体の長及び特定法人（31ページ参照）の代表者をいいます。

イ 当該行為を行った職員に対する賠償請求（第4条），懲戒事由の調査（第5条）

各省各庁の長等による当該行為を行った職員に対する損害賠償請求・懲戒事由の調査について規定しています。

ウ 関係行政機関の協力規定等（第7条，第9条及び第10条）

入札談合等関与行為の防止に向けた関係行政機関相互の連携・協力，本法運用上の地方公共団体等の自主的な努力への配慮等について規定しています。

(2) 入札等の公正を害した職員に対する処罰（第8条）

入札等の公正を害すべき行為を行った職員に対する刑事罰について規定しています。

なお，この規定は警察等の捜査機関による犯罪捜査の結果適用されるもので，公正取引委員会がこの規定に基づいて何らかの措置を採ることはありません。

3 入札談合等関与行為防止法の内容

(1) 本法が対象とする発注機関(第2条第1項～第3項)

【入札談合等関与行為防止法(抄)】

- 第2条 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法(昭和22年法律第34号)第20条第2項に規定する各省各庁の長をいう。
- 2 この法律において「特定法人」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- 一 国又は地方公共団体が資本金の2分の1以上を出資している法人
 - 二 特別の法律により設立された法人のうち、国又は地方公共団体が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社(前号に掲げるもの及び政令で定めるものを除く。)
- 3 この法律において「各省各庁の長等」とは、各省各庁の長、地方公共団体の長及び特定法人の代表者をいう。

本法が対象としている発注機関は、次のとおりです。

- ① 国
- ② 地方公共団体
- ③ 国又は地方公共団体が資本金の2分の1以上出資している法人
(注) 国が資本金の2分の1以上を出資している法人のリスト(121ページ参照)
- ④ 特別の法律により設立された法人のうち、国又は地方公共団体が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社(東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社等。なお、日本電信電話株式会社及び日本郵政株式会社が政令により除かれているが、日本郵政株式会社については③により対象となる。)
(注) 上記③及び④の法人を「特定法人」という。

なお、国と地方公共団体の出資を合計して2分の1以上となる法人も対象となります。

ただし、上記③及び④の特定法人が更に出資している株式会社等については、たとえ特定法人の出資が2分の1以上であったとしても対象となりません。

(2) 入札談合等関与行為（第2条第4項、第5項）

【入札談合等関与行為防止法（抄）】

第2条

- 4 この法律において「入札談合等」とは、国、地方公共団体又は特定法人（以下「国等」という。）が入札、競り売りその他競争により相手方を選定する方法（以下「入札等」という。）により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、当該入札に参加しようとする事業者が他の事業者と共同して落札すべき者若しくは落札すべき価格を決定し、又は事業者団体が当該入札に参加しようとする事業者に当該行為を行わせること等により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為をいう。
- 5 この法律において「入札談合等関与行為」とは、国若しくは地方公共団体の職員又は特定法人の役員若しくは職員（以下「職員」という。）が入札談合等に関与する行為であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- 一 事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。
 - 二 契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること。
 - 三 入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。
 - 四 特定の入札談合等に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは黙示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を幫助すること。

本法では、公正取引委員会による入札談合等（競争により相手方を選定する方法により行う契約の締結に関し、参加事業者が他の事業者と共同して受注予定者を決定する等により、独占禁止法に違反する行為〔第2条第4項〕）の摘発を前提として、職員が当該入札談合等に関与する行為として、①談合の明示的な指示、②受注者に関する意向の表明、③発注に係る秘密情報の漏えい及び④特定の談合の幫助の4類型を、第2条第5項第1号から第4号までにおいて定めています。

ア 「競争により相手方を選定する方法」とは

【入札談合等関与行為防止法（抄）】

第2条

- 4 この法律において「入札談合等」とは、国、地方公共団体又は特定法人（以下「国等」という。）が入札、競り売りその他競争により相手方を選定する方法（以下「入札等」という。）により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、当該入札に参加しようとする事業者が他の事業者と共同して落札すべき者若しくは落札すべき価格を決定し、又は事業者団体が当該入札に参加しようとする事業者に当該行為を行わせること等により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為をいう。

第2条第4項にいう「競争により相手方を選定する方法」には、総合評価落札方式を含む一般競争入札及び指名競争入札のほか、随意契約のうち、複数の事業者を指名して見積りを徴収し、当該見積りで示された金額を比較して契約先を決定する形態のもの（指名見積り合わせ）等が

含まれます。このような契約は、実質的に競争入札と変わるところがなく、公正取引委員会においても従来から競争入札と同様のものとして取り扱っています。

イ 入札談合等関与行為

入札談合等関与行為の例を挙げると、次のとおりです。

① 談合の明示的な指示

【入札談合等関与行為防止法（抄）】

第2条第5項

一 事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。

【例】

- 事業者ごとの年間受注目標額を提示し、事業者にその目標を達成するよう調整を指示すること。

② 受注者に関する意向の表明

【入札談合等関与行為防止法（抄）】

第2条第5項

二 契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること。

【例】

- 受注者を指名又は受注を希望する事業者名を教示すること。

③ 発注に係る秘密情報の漏えい

【入札談合等関与行為防止法（抄）】

第2条第5項

三 入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であつて秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。

【例】

- 本来公開していない予定価格を漏えいすること。
- 本来公開していない指名業者の名称、総合評価落札方式における入札

参加業者の技術評価点等，あるいはその入札を実施することを予定している事務所等の名称等を漏えいすること。

④ 特定の談合の幫助

【入札談合等関与行為防止法（抄）】

第2条第5項

四 特定の入札談合等に関し，事業者，事業者団体その他の者の明示若しくは黙示の依頼を受け，又はこれらの者に自ら働きかけ，かつ，当該入札談合等を容易にする目的で，職務に反し，入札に参加する者として特定の者を指名し，又はその他の方法により，入札談合等を幫助すること。

【例】

- 特定の入札談合等を容易にすることを目的として行う次のような行為
 - ・ 指名競争入札において，事業者から依頼を受け，特定の事業者を入札参加者として指名し，入札談合を容易にする行為
 - ・ 事業者の作成した落札予定者に係る割付表を承認し，入札談合を容易にする行為
 - ・ 分割発注の実施や発注基準の引下げなど発注方法を変更し，入札談合を容易にする行為

(注) 地場産業の振興，中小企業対策といった政策目的の下に行われる発注方法の選定・入札参加資格の設定等を行ったことをもって，本号の規定が適用されることはありません（63ページ「Q6」参照）。

適用される行為としては，例えば，入札談合等を行いやすくするために事業者にとって都合のよい事業者を入札参加者等として指名したり，入札参加条件を恣意的に設定したりする行為をいいます。

本号では，上記のような入札談合等を容易にするためではなく，地場産業の振興等といった一般的な政策目的に基づいて行われるものは対象とはならないことを明確にするために，「特定の入札談合等に関し」との文言が使用されています。

ウ これまでの入札談合等関与行為の事例

公正取引委員会が認定した入札談合等関与行為の態様をまとめると次表のとおりです（各事例の概要については後記①から⑬を参照してください）。

これらの事例から次のような点が指摘できます。

- (ア) 入札談合等関与行為は、国の機関から地方公共団体、政府出資法人まで、出先機関を含め様々な発注機関で発生している。
- (イ) 工事だけでなく、物品や業務に係る発注でも発生している。
- (ロ) ほぼ全ての事例が発注担当部署の職員の関与によるものである。
- (ハ) 全ての事例において管理職以上の職員が関与している。
- (ニ) 職員だけでなくOB関わった事例も多い。

	入札談合の対象	関与部署 (注1)	関与者 役職	OBの 関与 (注2)	外部から の働き かけ (注2)	関与行為類型(法第2条第5項)			
						談合の 明示的 な指示 (第1号)	受注者 に 関する 意向 の表明 (第2号)	発注に係 る秘密情 報の漏え い (第3号)	特定の談 合の幫助 (第4号)
①岩見沢市 (H15. 1. 30 改善措置要求)	建設工事	発注担当 部署	幹部, 一般職員	—	—	○	○	○	(注3)
②新潟市 (H16. 7. 28 改善措置要求)	建設工事	発注担当 部署	管理職, 一般職員	—	有	×	×	○	
③日本道路公 団 (H17. 9. 29 改善措置要求)	鋼橋上部 工工事	発注担当 部署	幹部, 管理職, 一般職員	有	有	○	×	○	
④国土交通省 (H19. 3. 8 改善措置要求)	水門設備 工事	発注担当 部署	管理職, 一般職員	有	—	×	○	×	
⑤防衛施設庁 (H19. 6. 20 通知(注4))	土木・建 築工事	発注担当 部署	幹部, 管理職	有	—	○	○	×	○
⑥緑資源機構 (H19. 12. 27 通知(注4))	林道調査 測量設計 業務	発注担当 部署	幹部, 管理職	—	—	○	○	×	×
⑦札幌市 (H20. 10. 29 改善措置要求)	電気設備 工事	発注担当 部署	管理職	—	—	○	○	×	×
⑧国土交通省 (H21. 6. 23 改善措置要求)	車両管理 業務	発注担当 部署	管理職, 一般職員	有	—	×	×	○	×
⑨防衛省航空 自衛隊 (H22. 3. 30 改善措置要求)	什器類	発注担当 部署	管理職	—	—	○	○	×	×
⑩青森市 (H22. 4. 22 改善措置要求)	土木工事	契約担当 部署	幹部	—	有	×	×	×	○
⑪茨城県 (H23. 8. 4 改善措置要求)	土木・舗 装工事	発注担当 部署	管理職	—	有	○	○	×	○
⑫国土交通省 (H24. 10. 17 改善措置要求)	土木工事	発注担当 部署	管理職	—	有	×	×	○	×
⑬鉄道建設・運 輸施設整備支 援機構 (H26. 3. 19 改善措置要求)	機械設備 工事	発注担当 部署	管理職	—	—	×	×	○	×

(注1) 発注機関において公共調達を希望する部署であって、工事や物品等の発注の計画、仕様書や設計書の作成等を行う部署を「発注担当部署」、発注機関において会計及び公共調達の契約に関する事務を担当する部署を「契約担当部署」としている。

(注2) 公正取引委員会の事実認定において確認されたものを「有」としている。

(注3) 特定の談合の幫助は、平成18年改正(平成19年3月14日施行)により入札談合等関与行為とされたものである。

(注4) 発注機関が近く解散する予定であったこと等を踏まえ、入札談合等関与行為が認められたことのみを行ない、改善措置要求を行っていない。

① 岩見沢市が発注する建設工事における事例

(平成15年1月30日、岩見沢市長に対し改善措置要求)

岩見沢市の職員は、同市が発注する建設工事について、反復、継続して、落札予定者を選定し、落札予定者の名称及び工事の設計金額等を業界団体の役員等に教示するなどしていた。

(注)詳細は83ページ【資料2-①】を参照してください。

② 新潟市が発注する建設工事における事例

(平成16年7月28日、新潟市長に対し改善措置要求)

新潟市の職員は、同市が発注する建設工事の受注予定者として入札参加業者間で決定された者からの求めに応じて、継続的に、秘密として管理されている建設工事の設計金額を入札執行前に教示するなどしていた。

(注)詳細は85ページ【資料2-②】を参照してください。

③ 日本道路公団が発注する鋼橋上部工工事における事例

(平成17年9月29日、日本道路公団総裁に対し改善措置要求)

日本道路公団役員は、鋼橋上部工工事について、①同公団の退職者から競争入札の落札予定者を選定した「割付表」の提示を受け、その都度、その内容について承認する等し、②同公団の退職者からの要請を受け、当初一括発注が予定されていた工事の分割発注を実施させる等し、③同公団の退職者からの要請を受け、工事の発注基準を従来の15億円以上から10億円以上に引き下げさせていた。これらの行為は、同公団の退職者の再就職先を確保する目的をもって行われたものであり、全体として単に入札談合を黙認・追認していたにとどまらず、事業者に入札談合を行わせたものと認められた。

また、同公団職員は、発注予定時期などの未公表情報の教示を行っていた。

(注)詳細は87ページ【資料2-③】を参照してください。

④ 国土交通省が発注する水門設備工事における事例

(平成19年3月8日、国土交通大臣に対し改善措置要求)

国土交通省の職員は、水門設備工事について、工事の発注前に、当該工事の落札予定者についての意向を、事業者間の調整を円滑に行うための「世話役」等と称する事業者に示すなどしていた。

(注)詳細は89ページ【資料2-④】を参照してください。

⑤ 防衛施設庁が発注する土木・建築工事における事例

(平成19年6月20日，防衛施設庁に対し通知)

防衛施設庁の職員は，土木・建築工事について，入札の執行前に，落札予定者の割り振りを行い，その結果を窓口役の同庁OBに直接又はその補助役の同庁OBを通じて伝達し，窓口役の同庁OBは，割り振りの結果を業界側連絡役等に伝達していた。また，落札予定者に確実に受注させるため，防衛施設庁の地方支分部局の担当職員に対し，割り振りの対象とした工事のうち指名競争入札の工事については，当該工事名及び落札予定者名を伝え，当該落札予定者を当該工事の入札参加者として指名するよう指示するなどしていた。

(注)詳細は93ページ【資料2-⑤】を参照してください。

⑥ 独立行政法人緑資源機構が発注する林道調査測量設計業務における事例

(平成19年12月27日，緑資源機構に対し通知)

緑資源機構の職員は，林道調査測量設計業務について，反復的かつ継続的に，落札予定者を選定し，入札前に，落札予定者に対し，落札予定者となった旨を伝達していた。また，同機構の役員は，前記の落札予定者の選定結果について承認を与えていた。

(注)詳細は93ページ【資料2-⑥】を参照してください。

⑦ 札幌市が発注する下水処理施設に係る特定電気設備工事における事例

(平成20年10月29日，札幌市長に対し改善措置要求)

札幌市の職員は，同市発注の下水処理施設に係る特定電気設備工事のほとんど全てについて，当該工事の入札前に落札予定者についての意向を落札予定者に示し，これにより，入札参加業者に入札談合を行わせていた。

(注)詳細は97ページ【資料2-⑦】を参照してください。

⑧ 国土交通省が発注する車両管理業務における事例

(平成21年6月23日，国土交通大臣に対し改善措置要求)

国土交通省の職員は，特定の事業者に対し，毎年，車両管理業務の指名競争入札に係る指名通知がなされる前に，未公表情報である当該入札に係る指名業者の名称又は当該入札の実施を予定する事務所等の名称等を教示していた。

(注)詳細は99ページ【資料2-⑧】を参照してください。

⑨ 防衛省航空自衛隊が発注する什器類の納入における事例

(平成22年3月30日，防衛大臣に対し改善措置要求)

防衛省の職員は，防衛省航空自衛隊が第一補給処において発注する什器類について，当該什器類の入札前に納入予定メーカーについての意向を納入予定メーカーに示し，これにより，入札参加業者に入札談合を行わせていた。

(注)詳細は101ページ【資料2-⑨】を参照してください。

⑩ 青森市が発注する土木一式工事における事例

(平成22年4月22日，青森市長に対し改善措置要求)

青森市特別理事の職にあった者は，青森市発注の特定土木一式工事について，特定の事業者の役員から提示された受注予定者を円滑に決定するための組合せ案に従い，青森市契約課に対し指名業者の組合せを指示していた。

(注)詳細は104ページ【資料2-⑩】を参照してください。

⑪ 茨城県が発注する土木一式工事及び舗装工事における事例

(平成23年8月4日，茨城県知事に対し改善措置要求)

茨城県の職員（境土地改良事務所の工務課長）は，境土地改良事務所発注の特定土木一式工事について，同事務所の所長の承認の下，各工事の落札予定者を決定し，当該工事の入札前に，落札予定者についての意向を，建設業協会の境支部の支部長に伝達していた。

また，茨城県の職員（境工事事務所の所長）は，特定の事業者からの要望を受け，境工事事務所発注の特定舗装工事について，当該工事の入札参加業者があらかじめ定められた順番のとおり受注できるようにするため，発注工事及び指名業者の選定に係る業務を担当する同事務所の道路管理課長及び道路整備課長に指示して，当該順番を考慮した発注工事及び指名業者の選定を行わせていた。

(注)詳細は105ページ【資料2-⑪】を参照してください。

⑫ 国土交通省が発注する一般土木工事における事例

(平成24年10月17日，国土交通大臣に対し改善措置要求)

国土交通省の職員（土佐国道事務所の副所長及び高知河川国道事務所の副所長）は，土佐国道事務所及び高知河川国道事務所が総合評価落札方式

によって発注する特定一般土木工事について、特定の事業者の役員からの求めに応じ、当該工事の入札書の提出締切日前までに、入札参加業者の名称、入札参加業者の評価点、予定価格等の未公表情報を教示していた。

(注) 詳細は109ページ【資料2-⑫】を参照してください。

⑬ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事における事例

(平成26年3月19日、鉄道建設・運輸施設整備機構理事長に対し改善措置要求)

鉄道建設・運輸施設整備支援機構の職員（鉄道建設本部東京支社の設備部長、設備部機械第三課長及び同部機械第二課副参事）は、北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事のうち複数の物件について、これらの入札に参加していた事業者のうち特定の事業者の従業者に対し、各物件における入札前までに、未公表の予定価格に関する情報を教示していた。

(注) 詳細は112ページ【資料2-⑬】を参照してください。

(3) 発注機関が講じる改善措置（第3条）

【入札談合等関与行為防止法（抄）】

- 第3条 公正取引委員会は、入札談合等の事件についての調査の結果、当該入札談合等につき入札談合等関与行為があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、当該入札談合等関与行為を排除するために必要な入札及び契約に関する事務に係る改善措置（以下単に「改善措置」という。）を講ずべきことを求めることができる。
- 2 公正取引委員会は、入札談合等の事件についての調査の結果、当該入札談合等につき入札談合等関与行為があったと認めるときは、当該入札談合等関与行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を講ずべきことを求めることができる。
- 3 公正取引委員会は、前2項の規定による求めをする場合には、当該求めの内容及び理由を記載した書面を交付しなければならない。
- 4 各省各庁の長等は、第1項又は第2項の規定による求めを受けたときは、必要な調査を行い、当該入札談合等関与行為があり、又は当該入札談合等関与行為があったことが明らかとなったときは、当該調査の結果に基づいて、当該入札談合等関与行為を排除し、又は当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要と認める改善措置を講じなければならない。
- 5 各省各庁の長等は、前項の調査を行うため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。
- 6 各省各庁の長等は、第4項の調査の結果及び同項の規定により講じた改善措置の内容を公表するとともに、公正取引委員会に通知しなければならない。
- 7 公正取引委員会は、前項の通知を受けた場合において、特に必要があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、意見を述べるることができる。

公正取引委員会は、受注者である事業者側に対する入札談合の調査の結果、入札談合等関与行為があると認めるときは、発注機関に対し、その排除のために必要な改善措置を要求することができます。当該要求を受けた発注機関は、自ら事実関係を調査し、必要と認める改善措置を講じなければなりません。

発注機関が行った調査の結果及び講じた改善措置の内容については、公表するとともに、公正取引委員会に通知しなければなりません。公正取引委員会は、通知を受けた場合において、自らの調査結果と発注機関の調査結果に重大な食い違いがあるなど、特に必要があると認めるときは、意見を述べることができるとされています。

(参考) 発注機関において講じる改善措置の具体的内容

入札及び契約に関する事務に係る改善措置については、発注機関が自らの調査結果に基づき再発防止のため講じるものです。このため、問題となった事案の内容や当該発注機関が採用している入札・契約制度等により具体的な措置内容は異なるものと考えられますが、例えば、次のような措置が挙げられます。

- ① 組織内部における内部規則の見直し・職員への周知徹底
- ② 入札・契約に関する第三者による監視機関の設置
- ③ 入札に関する情報管理の徹底
- ④ コンプライアンス担当部署の設置 等

過去の事件における改善措置

発注機関	改善措置 要求日	改善措置 公表日	改善措置の主な内容
岩見沢市 (建設工事)	H15. 1. 30	H15. 7. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・「談合を誘発しないためのマニュアル」の作成及びその周知・徹底 ・市発注工事等の事業部門と入札執行部門を分離 ・指名停止期間を大幅に延長 ・一般競争入札の拡大 ・退職時に在職した所属と密接な関係にある企業等への再就職を制限 ・発注関係部署等への業者の出入り制限
新潟市 (建設工事)	H16. 7. 28	H17. 4. 28	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス・マニュアルの作成及び研修等による周知徹底 ・働きかけの記録・公表制度，非違行為等の通報制度等の一体的整備 ・コンプライアンス担当組織の新設 ・指名停止期間の延長及び入札参加資格の取消し ・一般競争入札の範囲の拡大及び地域要件の廃止 ・市職員と業者との接触の制限及び業者による営業の禁止 ・職員の関係業界への再就職について規制を強化，再就職した職員の市や現役職員への関与を組織的に排除
日本道路公団 (鋼橋上部工工事)	H17. 9. 29	H18. 2. 16	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理行動基準の厳格化，コンプライアンス講習会の実施 ・法令遵守等について役職員等から誓約書を徴取 ・コンプライアンス委員会並びに社内及び社外相談窓口の設置 ・指名停止期間の延長及び違約金の引上げ ・一般競争入札の拡大と指名競争入札の原則廃止及び総合評価落札方式の改善・拡大 ・業者に対する営業活動の自粛要請の徹底 ・職員の関係業界への再就職の自粛及び早期退職慣行の見直し
国土交通省 (水門設備工事)	H19. 3. 8	H19. 6. 19	<ul style="list-style-type: none"> ・「発注者綱紀保持マニュアル」を作成・周知徹底，コンプライアンスの研修・講習の実施 ・内部及び外部に「コンプライアンス窓口」を設置 ・外部からの不当な働きかけの内容の記録及び対応の公表 ・建設業法に基づく営業停止処分及び発注者として行う指名停止措置の強化 ・多様な発注方式の採用，一般競争方式の拡大及び総合評価方式の拡充 ・入札契約担当職員の同一職の長期従事の抑制 ・入札談合事件に関与した企業への再就職の自粛
札幌市 (電気設備工事)	H20. 10. 29	H21. 7. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道工事の発注の適正化：設計見積りの在り方の改善，入札参加資格の見直し，設計・積算時における情報管理の徹底，綱紀保持委員会の設置及び執務環境の改善整備 ・監視体制強化：内部通報制度の強化，官製談合と天下りの関係について調査等 ・再就職規制強化 ・職員体質強化：コンプライアンス研修，長期配置の弊害防止のための人事異動等 ・組織強化：(仮称)コンプライアンス委員会の設置及びコンプライアンス推進担当課の設置
国土交通省 北海道開発局 (車両管理業務)	H21. 6. 23	H22. 2. 18	<ul style="list-style-type: none"> ・組織統制の強化，業務の適正な役割分担 ・車両管理業務の受注企業との適正な関係の構築 ・入札談合事件に関与した企業への再就職の自粛等 ・コンプライアンスの徹底及び退職予定職員に対する指導 ・入札契約に係る情報の厳格な管理及び発注情報等の公表 ・品質の確保に向けた契約上の措置及び談合疑義案件の類型化等による入札契約プロセスの改善

発注機関	改善措置 要求日	改善措置 公表日	改善措置の主な内容
防衛省 航空自衛隊 (什器類)	H22. 3. 30	H22. 12. 14	<ul style="list-style-type: none"> ・談合関連企業への再就職の自粛等 ・調達組織における再就職支援のための援護業務の廃止 ・航空自衛隊の補給・整備組織の見直し ・オフィス家具等の事務用品の調達のアウトソーシング化 ・仕様書の作成要領の見直し ・予算執行のチェック機能の強化 ・入札談合等関与行為防止法等の遵守に関する教育の徹底 ・公益通報制度の周知・徹底 ・不自然な入札状況のチェック機能の強化（入札過程の監視及び入札結果の検証を行うチェックシートの規則化等）
青森市 (土木工事)	H22. 4. 22	H22. 12. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の意識改革及び情報管理のあり方 <ol style="list-style-type: none"> ①職員の意識改革 ②業者等からの働きかけ（口利き等）への対応 ③内部通報制度 ④監査機能の充実・強化 ⑤入札等に関する情報公開 ・退職職員の再就職（再就職状況の公開と営業自粛の要請） ・公共工事における契約の在り方（一般競争入札の全面的導入等）
茨城県 (土木・舗装工事)	H23. 8. 4	H24. 2. 20	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の法令遵守意識の徹底 <ol style="list-style-type: none"> ①職員研修の充実 ②公益通報制度の周知及び強化 ③外部からの不当な働きかけへの対応 ・入札・契約システムの見直し <ol style="list-style-type: none"> ①一般競争入札の適用範囲の拡大 ②入札参加資格要件の適用範囲の見直し ③予定価格公表の取扱いの検討 ④ペナルティの強化 ⑤電子入札の適用範囲の拡大 ・職員の管理・監督の強化 <ol style="list-style-type: none"> ①懲戒処分基準の制定 ②工事発注機関における適正な人事管理の徹底
国土交通省 (土木工事)	H24. 10. 17	H25. 3. 14	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進の強化 <ol style="list-style-type: none"> ①地方整備局ごとにコンプライアンス推進本部を設置 ②コンプライアンス・アドバイザー委員会の設置 ③違法性の認識に関する研修徹底 ④意識改革に向けた取組 ⑤不当な働きかけに対する報告の徹底 ⑥地方整備局幹部への任用前における適格性の厳正な評価 ・入札契約手続きの見直しと情報管理の徹底 <ol style="list-style-type: none"> ①予定価格作成時期の後倒し等不正が発生しにくい制度への見直し ②総合評価落札方式における評価の厳正な運用 ③情報管理の徹底 ・ペナルティの強化 ・再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証 ・再就職の自粛要請 ・再発防止対策の周知

発注機関	改善措置 要求日	改善措置 公表日	改善措置の主な内容
鉄道建設・運輸施設整備支援機構 (機械設備工事)	H26. 3. 19	H26. 9. 26	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ①コンプライアンス関係規程の整備による体制の確立 ②コンプライアンス研修・講習会の強化，発注者綱紀保持規程・マニュアルの整備 ③意識改革に向けた取組（幹部の啓蒙活動） ・ガバナンスの強化 <ul style="list-style-type: none"> ①内部監査体制の強化 ②工程管理の組織的な対応の強化 ③組織体制と人事配置の見直し ・入札・契約監視機能の強化（入札監視委員会の機能強化等） ・入札契約手続きの見直し（総合評価落札方式のルール化） ・情報管理の徹底（外部事業者等との接触の制限等） ・ペナルティの強化（違約金加算条項を新設） ・機構OBとの関係（談合に関与した企業への再就職の自粛要請等） ・再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証

(4) 損害賠償（第4条）

【入札談合等関与行為防止法（抄）】

- 第4条 各省各庁の長等は、前条第1項又は第2項の規定による求めがあったときは、当該入札談合等関与行為による国等の損害の有無について必要な調査を行わなければならない。
- 2 各省各庁の長等は、前項の調査の結果、国等に損害が生じたと認めるときは、当該入札談合等関与行為を行った職員の賠償責任の有無及び国等に対する賠償額についても必要な調査を行わなければならない。
- 3 各省各庁の長等は、前2項の調査を行うため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。
- 4 各省各庁の長等は、第1項及び第2項の調査の結果を公表しなければならない。
- 5 各省各庁の長等は、第2項の調査の結果、当該入札談合等関与行為を行った職員が故意又は重大な過失により国等に損害を与えたと認めるときは、当該職員に対し、速やかにその賠償を求めなければならない。
- 6 入札談合等関与行為を行った職員が予算執行職員等の責任に関する法律（昭和25年法律第172号）第3条第2項（同法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定により弁償の責めに任ずべき場合については、各省各庁の長又は公庫の長（同条第1項に規定する公庫の長をいう。）は、第2項、第3項（第2項の調査に係る部分に限る。）、第4項（第2項の調査の結果の公表に係る部分に限る。）及び前項の規定にかかわらず、速やかに、同法に定めるところにより、必要な措置をとらなければならない。この場合においては、同法第4条第4項（同法第9条第2項において準用する場合を含む。）中「遅滞なく」とあるのは、「速やかに、当該予算執行職員の入札談合等関与行為（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第5項に規定する入札談合等関与行為をいう。）に係る同法第4条第1項の調査の結果を添えて」とする。
- 7 入札談合等関与行為を行った職員が地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する場合を含む。）の規定により賠償の責めに任ずべき場合については、第2項、第3項（第2項の調査に係る部分に限る。）、第4項（第2項の調査の結果の公表に係る部分に限る。）及び第5項の規定は適用せず、地方自治法第243条の2第3項中「決定することを求め」とあるのは、「決定することを速やかに求め」と読み替えて、同条（地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

発注機関は、入札談合等関与行為を行った職員に対して、賠償責任の有無等を調査の上、故意・重過失がある場合には、速やかに損害の賠償を求めなければならないこととされています。

本規定は、直接的には予算執行の適正化の観点から賠償請求権の適正な行使を発注機関に義務付け、入札談合等関与行為を行った職員に対し発注機関が厳正な姿勢で臨むことを求める趣旨ですが、このような規定を設けることにより、発注機関職員に安易に入札談合等関与行為を行わせないという抑止効果も期待されています。

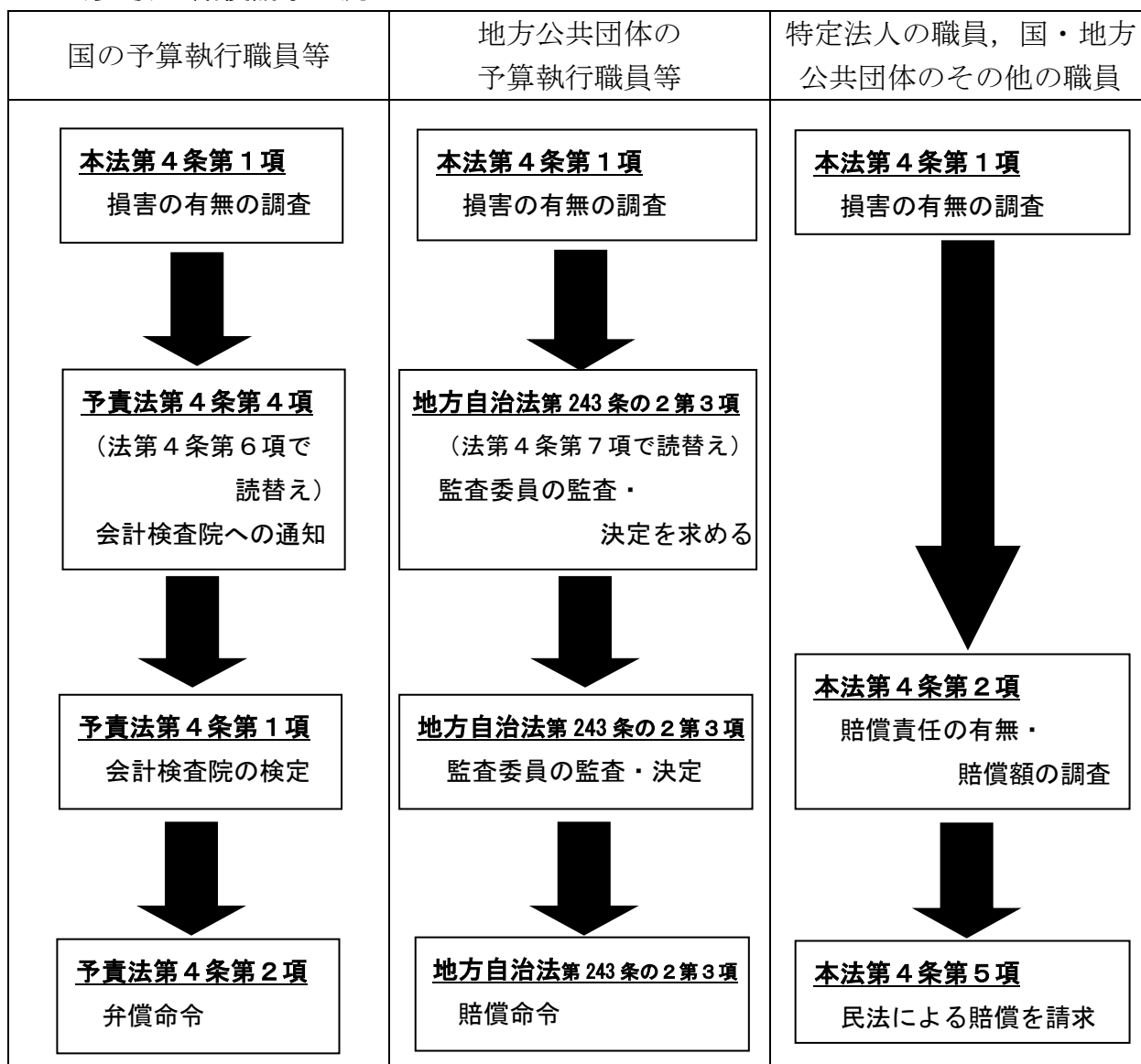
また、発注機関の行った賠償責任の有無等の調査の結果については公表しなければならないこととされています。これにより、発注機関がより適正な対応を行うことも期待されています。

なお、本法における損害賠償の規定自体が、発注機関が職員に対して行う賠償請求の根拠となるわけではありません。あくまで賠償請求権自体は、予算執行職員等の責任に関する法律（以下「予責法」といいます。）、地方自治法及び民法に基づき発生するものであることに注意を要します。

(参考) 賠償請求に関する適用法令

- 国の予算執行職員等 → 予責法
- 地方公共団体の予算執行職員等 → 地方自治法
- 特定法人の職員，国・地方公共団体の上記以外の職員 → 民法

(参考) 賠償請求の流れ



過去の事件における損害賠償の例

発注機関 (改善措置要求日)	損害賠償請求の概要
新潟市 【建設工事】 (H16. 7. 28)	新潟市は、平成 19 年 10 月、入札談合等関与行為が認められた元職員 4 名に対し、独占禁止法違反を認定された事業者との連帯債務として、総額 7430 万円の損害賠償請求を行った。
日本道路公団 【鋼橋上部工工事】 (H17. 9. 29)	東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、平成 20 年 7 月、入札談合等関与行為が認められた元副総裁及び元理事に対し、独占禁止法違反を認定された事業者との連帯債務として、総額 86 億 8300 万円(事業者が既に支払った額を控除済)の損害賠償請求を行った。 このほか、中日本高速道路株式会社は、元副総裁及び元理事に対し、背任行為に基づく損害として、刑事事件(背任罪)判決で認定された 4780 万円の損害賠償請求を行った。
国土交通省 【水門設備工事】 (H19. 3. 8)	国土交通省は、平成 22 年 1 月、入札談合等関与行為が認められた元職員 2 名(うち 1 名は死亡しているため、その相続人)に対し、独占禁止法違反を認定された事業者及び OB3 名との連帯債務として、総額 7 億 8636 万円の損害賠償請求を行った。
防衛省 航空自衛隊 【什器類】 (H22. 3. 30)	防衛省は、平成 25 年 1 月、損害賠償責任が存するとした職員等 8 名に対し、違反事業者の 6 社との連帯債務として、総額 1 億 7045 万円の損害賠償請求を行った。
青森市 【土木工事】 (H22. 4. 22)	青森市は、平成 22 年 12 月、入札談合等関与行為が認められた元特別職職員 1 名並びにその当時の上司 2 名及び部下 1 名に対し、独占禁止法違反を認定された事業者との連帯債務として、総額 16 億 6545 万円の損害賠償請求を行った。
茨城県 【土木・舗装工事】 (H23. 8. 4)	茨城県は、平成 24 年 3 月、入札談合等関与行為が認められた職員等 12 名に対し、独占禁止法違反を認定された事業者との連帯債務として、総額 9200 万円の損害賠償請求を行った。

(注) 各発注機関の公表資料を基に公正取引委員会が作成。

(参考) 入札談合等関与行為に伴う損害額の算定について

入札談合等関与行為防止法制定時の検討過程では、入札談合等関与行為を行った職員への賠償請求の運用に関して、特に損害額の算定が難しいとの指摘がありました。この点については次のような整理がなされています。

- 1 予責法等の現行法令に基づく損害賠償請求等は、発注機関に生じた損害を回復するために行われるものであり、その損害額の算定は、基本的には当該入札談合による契約価格の上昇分（発注機関に生じた損害額全体）に当該職員の責任割合を乗じることにより求められるものと考えられる。しかし、当該入札談合による契約価格の上昇分、当該職員の責任割合いずれも個別の事案に即して判断せざるを得ないものである。
- 2 ただし、入札談合による契約価格の上昇分については、民事訴訟法第248条に基づき、裁判所の職権により相当な損害額を認定することが可能となったことを受けて、判例の蓄積が進んでおり、発注機関は、仮に予責法等に基づく損害賠償請求等を行うことになった場合には、これらを参考にしつつ算定することが可能となる。また、発注機関が入札談合等関与行為防止法第4条に基づく損害の調査を行う場合には、同条第3項により公正取引委員会に対し必要な協力を求めることができるため、損害額の算定等損害の認定については、同項を適宜活用するとともに、公正取引委員会も協力要請があった場合には、最大限協力する。
- 3 なお、発注機関が損害賠償請求等を行う場合には、通常は事業者及び当該職員に連帯して請求するものと考えられ、この場合当該職員の責任割合は当事者間の問題となる。

(5) 懲戒（第5条）

【入札談合等関与行為防止法（抄）】

- 第5条 各省各庁の長等は、第3条第1項又は第2項の規定による求めがあったときは、当該入札談合等関与行為を行った職員に対して懲戒処分（特定法人（特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）を除く。）にあっては、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁）をすることができるか否かについて必要な調査を行わなければならない。ただし、当該求めを受けた各省各庁の長、地方公共団体の長、特定独立行政法人の長又は特定地方独立行政法人の理事長が、当該職員の任命権を有しない場合（当該職員の任命権を委任した場合を含む。）は、当該職員の任命権を有する者（当該職員の任命権の委任を受けた者を含む。以下「任命権者」という。）に対し、第3条第1項又は第2項の規定による求めがあった旨を通知すれば足りる。
- 2 前項ただし書の規定による通知を受けた任命権者は、当該入札談合等関与行為を行った職員に対して懲戒処分をすることができるか否かについて必要な調査を行わなければならない。
 - 3 各省各庁の長等又は任命権者は、第1項本文又は前項の調査を行うため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。
 - 4 各省各庁の長等又は任命権者は、それぞれ第1項本文又は第2項の調査の結果を公表しなければならない。

発注機関は、当該職員の行為が懲戒事由に該当するかどうか調査しなければならないこととされています。また、この調査の結果については公表しなければならないこととされています。

本規定は、入札談合等関与行為を行った職員の処分について発注機関が厳正な姿勢で臨むことを求める趣旨ですが、このような規定を設けることにより、発注機関職員に安易に入札談合等関与行為を行わせないという防止効果も期待されています。

なお、本規定で発注機関に義務付けられているのは調査及び調査結果の公表までであり、処分を行うか否かは発注機関の任命権者等の裁量に委ねられています。

ちなみに、一部の発注機関では、入札談合等関与行為を行った職員に対する懲戒処分について、「免職又は停職」（長野県）、「懲戒解雇、諭旨解雇又は出勤停止」（国立大学法人富山大学）といった標準例を定めています。

■作成例1（長野県）

懲戒処分等の指針

第3 標準例

(13) 官製談合

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律第2条第5項に規定する「入札談合等関与行為」を行った職員は、免職又は停職とする。

■作成例2（国立大学法人富山大学）

国立大学法人富山大学 職員懲戒規則 懲戒処分標準例

1 服務一般に関するもの

(13) 官製談合

入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律第2条第5項に規定する「入札談合等関与行為」を行った職員は、懲戒解雇、論旨解雇又は出勤停止とする。

また、人事院は、国家公務員に関する懲戒処分の基準について、入札等の公正を害すべき行為を行った職員に対して免職又は停職とする標準例を公表しています。

懲戒処分の指針について（人事院通知平成12年3月31日職職一68〔平成20年4月1日改正〕）

第2 標準例

1 一般服務関係

(11) 入札談合等に関与する行為

国が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った職員は、免職又は停職とする。

過去の事件における懲戒処分の例

発注機関 (改善措置要求日)	懲戒処分の概要
岩見沢市 【建設工事】 (H15. 1. 30)	① 市長、助役及び収入役：減給（1/10・4月など） ② 入札談合等関与行為が認められた職員の所属部署の管理監督者18名：減給， 戒告又は訓告 ※ 関与職員に対する懲戒処分は行われていない。 ※ ①の役職は処分時点。
新潟市 【建設工事】 (H16. 7. 28)	① 市長、助役及び収入役：減給（50/100・3月など） ② 入札談合等関与行為等が認められた職員11名：減給（1/10・1～3月） ③ 関与職員の所属部署等の管理監督者60名：減給，戒告又は訓告 ※ ①の役職は処分時点。
日本道路公団 【鋼橋上部工工事】 (H17. 9. 29)	① 支社長，副支社長，本社調査役等6名：文書嚴重注意又は口頭嚴重注意 ② 入札談合等関与行為が認められた職員28名：停職（3月など）又は減給（1月） ③ その他職員19名：戒告 ※ 他の関与職員2名は処分時点で既に退職している。

発注機関 (改善措置要求日)	懲戒処分の概要
国土交通省 【水門設備工事】 (H19.3.8)	① 入札談合等関与行為が認められた職員1名：停職(2月) ② 関与職員の所属部署等の管理監督者7名：戒告, 訓告又は口頭嚴重注意 ※ 他の関与職員1名は処分時点で既に死亡。
札幌市 【電気設備工事】 (H20.10.29)	① 市長：減給(50/100・1月) ② 副市長：減給(30/100・1月など) ※ 関与職員は処分時点で既に退職している。 ※ ①及び②の役職は処分時点。
国土交通省 【車両管理業務】 (H21.6.23)	入札談合等関与行為が認められた職員2名：減給(1/10・1月)又は戒告
防衛省 航空自衛隊 【什器類】 (H22.3.30)	① 航空幕僚長及び補給本部長：訓戒又は戒告 ② 入札談合等関与行為が認められた職員19名：停職(30日など)又は減給(1/6・2月) ③ その他職員2名：戒告 ※ ①の役職は処分時点。
青森市 【土木工事】 (H22.4.22)	入札談合等関与行為が認められた職員の指示を受けていた職員4名：減給(1/10・4月など) ※ 関与職員1名は処分時点で既に退職している。
茨城県 【土木・舗装工事】 (H23.8.4)	① 知事及び副知事：減給(30/100・3月など) ② 関与職員13名：停職(1月)又は減給(6月など) ③ 関与職員の所属部署等の管理監督者8名：訓告又は嚴重注意
国土交通省 【土木工事】 (H24.10.17)	① 土佐国道事務所副所長(改築担当)4名及び高知河川国道事務所副所長(道路担当)3名：懲戒免職 ② 高知河川国道事務所副所長(河川担当)3名：停職(6月) ③ 上記①及び②の職員を監督する立場にあった職員：訓告
鉄道建設・運輸施設 整備支援機構 【機械設備工事】 (H26.3.19)	① 鉄道建設本部東京支社設備部長：懲戒免職 ② 鉄道建設本部東京支社設備部機械第三課長：停職(3月) ③ 東京支社副参事：懲戒戒告

(注1) 各発注機関の公表資料等を基に公正取引委員会が作成。

(注2) 所属・役職は、特段の断りがない限り、事件当時のものである。

(6) 指定職員による調査（第6条）

【入札談合等関与行為防止法（抄）】

第6条 各省各庁の長等又は任命権者は、その指定する職員（以下この条において「指定職員」という。）に、第3条第4項、第4条第1項若しくは第2項又は前条第1項本文若しくは第2項の規定による調査（以下この条において「調査」という。）を実施させなければならない。この場合において、各省各庁の長等又は任命権者は、当該調査を適正に実施するに足る能力、経験等を有する職員を指定する等当該調査の実効を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 指定職員は、調査に当たっては、公正かつ中立に実施しなければならない。

3 指定職員が調査を実施する場合には、当該各省各庁（財政法第21条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。）、地方公共団体又は特定法人の職員は、当該調査に協力しなければならない。

発注機関が第3条から第5条までの規定に基づく調査を行うに当たり、その適正を確保するため、第6条において調査を実施する職員を指定することを義務付けています。

第6条では

- ① 内部調査を行う各省各庁の長等や任命権者が、調査を実施する職員を指定すること
- ② 指定職員には、当該調査を適正に実施するに足る能力、経験等を有する職員を指定すること
- ③ 指定職員は、調査に当たっては、公正かつ中立に実施しなければならないこと
- ④ 各省各庁、地方公共団体又は特定法人の職員は、当該調査に協力しなければならないこと

を定めており、これらの措置により、発注機関において実効ある調査を行う体制が整備されることが期待されています。

（参考） 発注機関が行う調査に対する公正取引委員会の協力

発注機関は、改善措置、損害賠償請求等、懲戒事由等に係る調査において、必要があると認める場合には、本法に基づき公正取引委員会に資料の提供等必要な協力を求めることができます（第3条第5項、第4条第3項、第5条第3項）。本規定は、公正取引委員会の調査結果と発注機関の調査結果に食い違いが生じることを防ぐとともに、特に自らの調査能力に限界のある規模の小さい地方公共団体等の発注機関が調査を行う場合の必要な支援措置として位置付けられるものです。

なお、本件協力要求に対しては、公正取引委員会としては、法令上可能な範囲で協力を行うことにしています。このため、例えば、申告人の個人情報など守秘義務の対象となる情報の提供は行われなことに注意を要します。

(7) 関係行政機関の協力規定等（第7条、第9条及び第10条）

【入札談合等関与行為防止法（抄）】

第7条 国の関係行政機関は、入札談合等関与行為の防止に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第9条 この法律の運用に当たっては、入札及び契約に関する事務を適正に実施するための地方公共団体等の自主的な努力に十分配慮しなければならない。

第10条 各省各庁の長は、この法律に規定する事務を、当該各省各庁の外局（法律で国務大臣をもってその長に充てることとされているものに限る。）の長に委任することができる。

第7条において入札談合等関与行為の防止に関する関係行政機関の連携協力、第9条において入札及び契約に関する事務を適正に実施するための地方公共団体等の自主的な努力への運用上の配慮、第10条において法律で国務大臣をもってその長に充てることとされている外局の長への事務の委任が規定されています。

(8) 職員による入札等の妨害（第8条）

【入札談合等関与行為防止法（抄）】

第8条 職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆^{そそのか}すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。

発注機関職員が、発注機関が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、入札談合を^{そそのか}唆すこと、予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処されることとされています。

入札談合等関与行為（第2条第5項）の類型と本刑事罰規定（第8条）における入札等の公正を害すべき行為との異同については、「入札談合等関与行為」は独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反する行為に関与するものであることが必要ですが、「職員による入札等の妨害の罪」は、入札等の公正を害すべき行為であれば足り、独占禁止法違反行為の存在を前提とするものではありません。

さらに、「入札談合等関与行為」は、①談合の明示的な指示、②受注者に関する意向の表明、③発注に係る秘密情報の漏えい及び④特定の談合の幫助の4類型が定められていますが、「職員による入札等の妨害の罪」は、職員が、職務に反し、入札談合を唆すこと等により、入札等の公正を害すべき行為を行うことが処罰の対象となっており、行為の態様が上記の4類型に限定されているわけではありません。

本規定は、官製談合の防止・排除の徹底を図るため、入札等の公正を害すべき行為を行った職員の職務違背性・非違性に着目して、これを刑事罰で処罰するものです。したがって、問題となる職員に、当該入札等に関する職務権限があり、かつ、その職務に違背していることが必要となります。

また、本規定は、上記のとおり、独占禁止法違反行為の存在を前提としたものではありませんので、公正取引委員会の行う入札談合等に関する調査が契機となる場合に限定されず、捜査機関（検察・警察）が独自に探知して捜査が開始される場合もあります。

なお、本規定の公訴時効は、犯罪行為が終わった時から起算して5年で
す（刑事訴訟法第250条第2項第5号）。

最近の入札談合等関与行為防止法刑事事件例

番号	発注機関名	事件概要
1	国土交通省 (平成23年)	国土交通省九州地方整備局のダム工事事務所の職員は、光ケーブル敷設工事の調査基準価格を、工事を落札したA社に対し、同社に資材を納入しているB社の幹部を通じて伝え、B社から現金400万円を受け取ったとして、第8条及び収賄罪に問われ、懲役2年6月（執行猶予4年）及び追徴金400万円の判決を受けた。
2	北海道池田町 (平成23年)	池田町の職員は、町立中学校の校舎と体育館の建て替え工事の指名競争入札において、特定の共同企業体（JV）が落札できるよう指名業者を選定し、同JVに落札させたなどとして、第8条及び競売入札妨害罪に問われ、罰金100万円の略式命令を受けた。
3	林野庁 (平成23年)	林野庁近畿中国森林管理局の職員（3名）は、森林整備事業等の総合評価落札方式の競争入札において、本来会社が作成して提出すべき技術提案書を特定の会社のために作成したほか、同社に対して予定価格を算出できる単価を漏えいし、その見返りとして商品券等を受け取るなどしたとして、第8条、競売入札妨害罪及び加重収賄罪に問われ、それぞれ懲役2年（執行猶予4年）及び追徴金約23万円、懲役2年（執行猶予4年）及び追徴金約21万円、懲役2年6月（執行猶予4年）及び追徴金約75万円の判決を受けた。
4	香川県高松市 (平成23年)	高松市の職員は、同市内の公園における舗装工事の一般競争入札において、特定の会社に対して最低制限価格の算出根拠となる予定価格などを電話で漏えいしたとして、第8条違反に問われ、罰金100万円の略式命令を受けた。
5	栃木県日光市 (平成24年)	日光市の職員は、同市内の配水池新設工事の一般競争入札において、特定の会社に対して予定価格を漏えいし、その謝礼として商品券を受け取ったとして、第8条、競売入札妨害罪及び加重収賄罪に問われ、懲役2年（執行猶予4年）、追徴金10万円の判決を受けた。
6	福岡県糸島市 (平成24年)	糸島市の職員は、旧前原市が発注した下水道工事の条件付き一般競争入札において、特定の会社に最低制限価格に近い額を漏えいして同社に落札させたとして、第8条違反に問われ、懲役1年（執行猶予3年）の判決を受けた。
7	群馬県明和町 (平成24年)	明和町の職員は、同町が発注した下水道工事の指名競争入札において、特定の会社に対して指名業者名や予定価格を漏えいし、その見返りとしてゴルフクラブセットや現金20万円を受け取ったとして、第8条及び収賄罪に問われ、懲役2年（執行猶予4年）、追徴金約38万円の判決を受けた。
8	鹿児島県鹿児島市 (平成24年)	鹿児島市の職員は、同市が発注した街路樹維持管理業務委託の指名競争入札において、会社が示した見積金額のうち予定価格に近い金額の書かれた書面を指差して教え、その会社に落札させたとして、第8条違反に問われ、罰金50万円の略式命令を受けた。

番号	発注機関名	事件概要
9	静岡県 (平成 24 年)	静岡県の職員は、同県が発注した設備点検委託業務の指名競争入札において、特定の会社に対して業務の入札価格の基となる設計価格を漏えいしたほか、別の会社に対して同県が発注する業務の設計価格等を漏えいするなどし、その見返りとしてテレビを受け取ったとして、第 8 条、収賄罪等に問われ、懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年）の判決を受けた。
10	防衛省 (平成 25 年)	防衛省の職員（2 名）は、同省が発注した次期多用途ヘリコプター「UH-X」開発の企画競争入札において、特定の会社に対して仕様書案や競合他社の内部資料を漏えいしたとして、第 8 条違反に問われ、それぞれ罰金 100 万円の略式命令を受けた。
11	千葉県 (平成 25 年)	千葉県の職員は、同県が発注した交通安全対策工事の指名競争入札において、特定の会社に有利な指名業者選定案を部下に作成させ、入札の参加業者を決めるなどしたとして、第 8 条及び公契約関係競争入札妨害罪に問われ、懲役 2 年（執行猶予 3 年）の判決を受けた。
12	公立大学法人下関市立大学 (平成 25 年)	下関市立大の職員は、同大学が発注したトイレ改修工事の指名競争入札において、特定の会社に入札参加業者を選定させたとして、第 8 条及び競争入札妨害罪に問われ、罰金 100 万円の判決を受けた。
13	長崎県平戸市 (平成 25 年)	平戸市の職員は、同市が発注した設備工事の指名競争入札において、特定の会社に対して最低制限価格に近い価格を漏えいしたほか、同市が発注した他の設備工事の指名競争入札において、同社に対して最低制限価格に近い価格を漏えいするなどし、その見返りに同職員の自宅の電気配線工事等について無償で提供を受けたとして、第 8 条及び収賄罪に問われ、懲役 2 年（執行猶予 3 年）、追徴金約 190 万円の判決を受けた。
14	徳島県上板町 (平成 25 年)	上板町の職員は、同町が発注した町立中学校の体育館の新築工事等の指名競争入札において、特定の業者に対して最低制限価格を漏えいしたとして、第 8 条違反に問われ、懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年）の判決を受けた。
15	北海道旭川市 (平成 26 年)	旭川市の職員は、同市が発注した道路側溝工事等 2 件の一般競争入札において、談合の調整役に対し、特定の共同企業体（JV）が落札できるよう指名し、その見返りに現金計 130 万円を受け取ったなどとして、第 8 条違反、収賄罪等に問われ、懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年）、追徴金 130 万円の判決を受けた。
16	島根県益田市 (平成 26 年)	益田市の職員は、同市が発注したごみ収集運搬業務委託 2 件の一般競争入札において、特定の業者に対して調査基準価格に近い価格を漏えいしたとして、第 8 条違反に問われ、懲役 1 年（執行猶予 3 年）の判決を受けた。
17	林野庁 (平成 26 年)	林野庁近畿中国森林管理局の職員は、同局奈良森林管理事務所が発注した災害復旧工事 2 件の一般競争入札において、特定の会社に対して入札書比較価格に近い価格を漏えいしたとして、第 8 条違反等に問われ、懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年）の判決を受けた。

(注) 報道により公正取引委員会が把握しているものを記載している。

4 入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置要求等と刑事罰

発注機関職員が入札談合に関わっている場合には、公正取引委員会から発注機関に対して、入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置要求等が行われるほか、発注機関職員に対して独占禁止法、刑法による刑事罰が科される場合があります。

また、入札談合等関与行為防止法に基づいて発注機関に改善措置要求が行われた事件について、別途、当該発注機関の職員に対して同法の入札等の公正を害した職員に対する処罰規定（第8条）が適用される場合もあります。

※ 参考

- 1 刑法（明治40年法律第45号）
（公契約関係競売等妨害）
第96条の6 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした者は、3年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。
- 2 独占禁止法（昭和22年法律第54号）
第3条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。
（私的独占、不当な取引制限による競争の実質的制限の罪）
第89条 次の各号のいずれかに該当するものは、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。
一 第3条の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者

(1) 入札談合等関与行為防止法による改善措置要求等が行われた事件で、独占禁止法違反で刑事罰が科された事例

次の事例では、公正取引委員会から発注機関に対して、入札談合等関与行為防止法に基づいて改善措置要求又は入札談合等関与行為が認められたことの通知が行われたほか、発注機関職員に対して独占禁止法上の責任が問われています。

① 日本道路公団の事例（平成17年9月29日 改善措置要求）

公正取引委員会は、日本道路公団が発注した鋼橋上部工工事について、平成17年8月1日、同公団の副総裁を独占禁止法違反の罪で検事総長に刑事告発しました。さらに、同月15日、同公団の理事1名を独占禁止法違反の罪で追加告発しました。

東京高検は、平成17年8月15日、同公団の副総裁を、同月19日、同公団の理事を、それぞれ、独占禁止法違反（共同正犯）と背任の罪で東京高裁に起訴しました。

その後、平成19年12月、東京高裁は、理事に対し懲役2年（執行猶予3年）の判決を行いました（これに対し理事が上告。）。また、平成20年7月、東京高裁は、副総裁に対し懲役2年6月（執行猶予4年）の判決を行いました（これに対し副総裁が上告。）。

平成22年7月、最高裁は、理事の上告を棄却する決定をして、懲役2年（執行猶予3年）を言い渡した東京高裁判決が確定しました。

平成22年9月、最高裁は、副総裁の上告を棄却する決定をして、懲役2年6月（執行猶予4年）を言い渡した東京高裁判決が確定しました。

② 独立行政法人緑資源機構の事例（平成19年12月27日 入札談合等関与行為が認められた旨の通知）

緑資源機構元理事及び同機構元課長が、緑資源幹線林道事業に係る地質調査・調査測量設計業務の受注業務に従事していた者らと共謀の上、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていたとして、公正取引委員会は独占禁止法違反の罪で検事総長に告発しました。平成19年6月に東京地検が起訴し、同年11月、東京地裁は、元理事に対し懲役2年（執行猶予4年）、元課長に対し懲役1年6月（執行猶予3年）の有罪判決を行いました（確定）。

(2) 入札談合等関与行為防止法による改善措置要求が行われた事件で、刑法の競売入札妨害罪として刑事罰が科された事例

次の事例では、公正取引委員会から発注機関に対して、入札談合等関与行為防止法に基づいて改善措置要求が行われたほか、発注機関職員に対して刑法上の責任が問われています。

③ 新潟市の事例（平成16年7月28日 改善措置要求）

平成16年10月、新潟地検は、業者に設計金額等を漏えいしたとして競売入札妨害罪の疑いで新潟市職員1人を逮捕し、同年11月、別の市職員1人を逮捕しました。さらに、別の市職員2人を含む計4人を競売入札妨害罪で起訴しました。

その後、平成17年6月、新潟地裁は、市職員4人に対し250～300万円の罰金、同年12月、東京高裁は、一審判決を破棄し市職員4人に対し懲役1年～1年6月（執行猶予3年）の判決を行いました（上告）。

平成18年9月、最高裁は、市職員4人の上告を棄却する決定をして、懲役1年～1年6月（執行猶予3年）を言い渡した東京高裁判決が確定しました。

(3) 入札談合等関与行為防止法による改善措置要求が行われた事件で、同法違反で刑事罰が科された事例

次の事例では、公正取引委員会から発注機関に対して、入札談合等関与行為防止法に基づいて改善措置要求が行われたほか、発注機関職員に対して同法上の責任が問われています。

④ 国土交通省（土木工事）の事例（平成24年10月17日 改善措置要求）

平成25年12月、高知地検は、業者に入札参加業者及びその評価点並びに予定価格を漏えいしていたとして、国土交通省四国地方整備局の元職員2名を入札談合等関与行為防止法違反の罪で起訴しました。

その後、平成26年4月、高知地裁は、同職員2名に対し、懲役1年6月～10月（執行猶予4年）の有罪判決を行いました（確定）。

⑤ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の事例（平成26年3月19日 改善措置要求）

平成26年3月、東京地検は、業者に予定価格に近い金額を漏えいしたとして、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の職員1名を入札談合等関与行為防止法違反の罪で起訴しました。

その後、平成26年7月、東京地裁は、同職員に対し、懲役1年2月（執行猶予3年）の有罪判決を行いました（確定）。

また、平成26年3月、東京地検は、同機構の別の職員1名について、予定価格に近い金額を漏えいしたとして、入札談合等関与行為防止法違反の罪で略式起訴し、東京簡裁は、罰金100万円の略式命令を出しました。

5 入札談合等関与行為防止法に関するQ & A

第2条第4項の「入札、競り売りその他競争」について

Q1 「入札、競り売りその他競争により相手方を選定する方法」には、どのような契約方法が含まれるのですか。

A1 「入札、競り売りその他競争により相手方を選定する方法」には、一般競争入札及び指名競争入札のほか、随意契約のうち、複数の事業者を指名して見積りを徴収し、当該見積りで示された金額だけを比較して契約先を決定する形態のもの（指名見積り合わせ）が含まれます。このような形態の随意契約は、実質的に競争入札と変わるところがなく、公正取引委員会においても従来から指名見積り合わせ等に係る事件を入札談合事件の一類型として扱っています。

なお、現時点で入札談合等関与行為は認定されておりませんが、「入札、競り売りその他競争により相手方を選定する方法」には、複数の事業者から提案書の提出を求める場合であれば技術要素のみで評価する選定方法（例えばプロポーザル方式）も該当します。

第2条第5項の「職員」について

Q2 国務大臣や地方公共団体の首長は、入札談合等関与行為の規定の対象になるのですか。また、刑事罰規定の対象になるのですか。

A2 本法第2条第5項の「職員」には、国務大臣や地方公共団体の首長も含まれます。このため、国務大臣や地方公共団体の首長が、本法第2条第5項第1号から第4号までのいずれかに該当する行為を行った場合には、公正取引委員会の改善措置要求の対象となり、実際に改善措置要求があれば発注機関として調査を開始しなければなりません。

また、国務大臣や地方公共団体の首長もその職務に反して入札等の公正を害する行為を行った場合は刑事罰の対象となります。

Q3 各省庁や地方公共団体のOBは、「入札談合等関与行為」の規定の対象になるのですか。また、刑事罰規定の対象になるのですか。

A3 本法第2条第5項の「職員」は、発注機関の現職の職員をいうため、発注機関のOBが入札談合に関与したとしても、本法の「入札談合等関与行為」には該当しません。ただし、OBが発注機関の現職の職員に働きかけを行った結果、その職員が談合に関与した場合は、その現職職員の行為が「入札談合等関与行為」に該当することに注意を要します。

刑事罰規定については、OBが現職の職員と「職員による入札等の妨害の罪」の共犯として刑事罰の対象になる可能性があります。

第2条第5項の「入札談合等関与行為」について

Q4 第2条第5項第3号の「特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であつて秘密として管理されているもの」とは、どのような情報ですか。

A4 次の2つの条件を満たす情報が、本号の対象となる「情報」に該当します。

- ① 特定の事業者又は事業者団体が知ることにより入札談合等を行うことが容易となる情報であること
- ② 秘密として管理されているものであること

①については、事業者が談合ルールを運用する際に必要な情報を指し、具体的には、予定価格、予定価格が容易に推測できる予算額などです。

②については、既に公表されているなど秘密として管理されておらず、不特定多数の者が知り得る情報は、本号の規定の対象にはなりません。秘密として管理されているかどうかは、発注機関の取扱いにより判断されます。

なお、本号ではこのような情報を特定の者に対して教示・示唆する場合に入札談合等関与行為に該当すると規定されています。特定の者に対する教示・示唆とは、発注機関職員による作為的行為をいい、情報漏え

いに当たって発注機関職員の作為的な行為がない場合には、本号の対象にはなりません。ただし、発注に係る秘密情報については、本法の適用の有無にかかわらず、外部に漏えいすることのないよう厳格に管理することが必要であることはいうまでもありません。

Q5 第2条第5項第4号の「入札談合等を幫助する」行為とは、具体的にどのような行為が該当するのでしょうか。

A5 「入札談合等を幫助する」行為については、法律上、「特定の入札談合等に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは黙示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を幫助すること。」と規定されています。

したがって、特定の入札談合に関し、①事業者等からの依頼を受け又は自ら働きかけ、②職務に違反して、③入札談合を容易にする目的で行う幫助行為であることがこの類型の要件となります。

該当する行為としては、例えば、発注機関職員が、特定の事業者の役員から提示された入札談合の受注予定者を円滑に決定するための組合せ案に従い、契約担当課に対し、指名業者の組合せを指示するといった行為が当たります。

Q6 地方公共団体が地場産業の振興や中小企業対策の観点から分割発注や地元企業に対して優先発注を行うことがありますが、これらも「入札談合等を幫助する行為」として問題となりますか。

A6 本法第2条第5項第4号においては、「特定の入札談合に関し」、「入札談合等を容易にする目的で」と規定されていますので、そのような目的以外の、地場産業の振興・中小企業対策といった一般的な政策目的の下に行われる発注方法の選定は含まれず、入札談合等関与行為にはなりません。

なお、地域要件の設定について、発注機関において、地元事業者の受注の「機会」の確保にとどまらず、「結果」の確保まで配慮された運用が行われる場合は、地元事業者の競争的な体質を弱め、地元事業者の健全な育成を阻害する結果となってしまうと考えられることから、公正取引委員会公表の「公共調達における改革の取組・推進に関する検討会報告書」（平成20年5月）では、地域要件について一定数以上の事業者の入札参加が期待できる場合に設定するなど、入札参加者の固定化の防止や十分な入札参加者の確保に配慮した運用が必要であるとの考えを示しています。

また、公共調達における地元事業者の下請使用や地元産品の利用の要請についても、こうした活動が、一般的な要請の範囲を超え、事業者に対してこれを義務付ける場合には、事業者の自由な事業活動を制限するおそれがあることから、好ましくないものと考えられます。

第3条の「改善措置要求」について

Q7 公正取引委員会からの改善措置要求は、事業者の談合が実際にあった場合に限って行われるのですか。

A7 本法では、公正取引委員会が事業者の入札談合等を認定した場合において、当該違反行為について発注機関の職員が関与していたときに入札談合等関与行為が認定されることとなります。このため、公正取引委員会では、事業者の違反行為に対する措置を講じる際に、併せて発注機関に対して改善措置要求を行うことにしています。

Q8 職員の関与について、中傷・デマなど虚偽の情報が公正取引委員会に寄せられるおそれもあると思いますが、このような情報を基に公正取引委員会からの改善措置要求が行われることはないのですか。

A8 本法における公正取引委員会からの改善措置要求は、あくまで入札談合事件調査の過程で入札談合等関与行為を認定した場合に行われるものであり、例えば「〇〇市の△△が業者に談合を指示している。」といった

投書があったことのみをもって入札談合等関与行為を認定し、改善措置要求を行うということはありません。

Q9 公正取引委員会の調査結果と発注機関の調査結果が異なることもありますが、その場合にはどのような手続が採られるのですか。

A9 本法の仕組みでは、公正取引委員会による改善措置要求があった場合、発注機関が自ら事実関係を調査の上、入札談合等関与行為が明らかになったときに具体的な改善措置を決定することにしており、発注機関における自主的な努力が期待されています。

このため、発注機関の調査結果が公正取引委員会の認定した事実と異なる場合であっても、発注機関は、自ら行った調査結果に基づいて具体的な改善措置を決定することになります。また、調査の結果、入札談合等関与行為が認められないと判断した場合には、その旨を公表することもできます。

なお、発注機関における調査結果及び改善措置については、公正取引委員会は特に必要がある場合には意見を述べることができるとされています。公正取引委員会としては通知された調査結果及び改善措置の内容が自らの調査結果に照らし不適切なものと認められる場合には、必要な指摘を行うこととしています。

第4条の「損害賠償」について

Q10 損害賠償請求に関する調査結果の公表を義務付けることにした理由は何ですか。

A10 本法では、入札談合等関与行為が認められた発注機関に対しては、当該入札談合等関与行為による損害の有無、職員の賠償責任の有無等を調査することが義務付けられていますが、制定時には、その調査結果の公表については義務付けられていませんでした。

しかしながら、いわゆる官製談合が多くみられる状況に鑑みると、入札談合等関与行為の存在が認められた発注機関が損害賠償請求について

対外的に十分説明できるような対応を行うことが、より一層求められるようになってきていると考えられます。

そのため、平成18年改正では、本法に基づき発注機関が行う損害賠償請求に関する調査の結果について、その公表を義務付けることにより、適正な対応が行われることを期待したものと考えられます。

Q11 損害賠償について、第4条第5項で「故意・重過失」を要件とした理由は何ですか。

A11 本法第4条は、予責法第4条第2項や、地方自治法第243条の2等に基づき賠償請求権が発生していると認められる場合に、それを確実に行使することを義務付ける趣旨の規定です。

予責法や、地方自治法第243条の2では、職員に「故意又は重大な過失」があることが要件として規定されていますので、本法第4条第5項では、これらの規定とのバランスから、職員が民法上の責任を負う場合についても、職員に故意又は重過失がある場合に、賠償請求をする旨規定されたものと考えられます。

第5条の「懲戒処分」について

Q12 懲戒については、国家公務員や地方公務員には適用法令(国家公務員法・地方公務員法[132ページ参照])がありますが、その他の対象機関(特定法人)については、何を基にして懲戒事由を調査すればよいのでしょうか。

A12 特定法人については、自ら作成している就業規則等に基づき調査を行うこととなります。

Q13

懲戒事由に関する調査結果の公表を義務付けることにした理由は何ですか。

A13

本法では、入札談合等関与行為が認められた発注機関に対しては、当該入札談合等関与行為を行った職員が懲戒事由に該当するかどうかを調査することが義務付けられていますが、制定時には、その調査結果の公表については義務付けられていませんでした。

しかしながら、いわゆる官製談合が多くみられる状況に鑑みると、入札談合等関与行為の存在が認められた発注機関が懲戒処分について対外的に十分説明できるような対応を行うことが、より一層求められるようになってきていると考えられます。

そのため、平成18年改正では、本法に基づき発注機関が行う懲戒事由に関する調査の結果について、その公表を義務付けることにより、適正な対応が行われることを期待したものと考えられます。

第6条の「指定職員による調査」について

Q14

小規模な地方公共団体では、職員を指定して内部調査を行わせるのは難しいのではないですか。

A14

本法では、各発注機関による調査の実効を上げるという観点から、指定職員による調査を行わせることとされています。各地方公共団体においても、入札談合を防止するための自主的な取組が行われているところですが、公正取引委員会から改善措置要求があったときは、この自主的な取組を促進する趣旨の一環としても、指定職員による調査を適切に行うことが必要と考えられます。

なお、本法には、調査を行うために必要があると認めるときは、公正取引委員会に協力を求めることができる規定があります（第3条第5項、第4条第3項及び第5条第3項参照）。

Q15 調査において、指定職員に加えて、外部の第三者を入れることは問題ないのですか。

A15 発注機関において、本法第6条の指定職員による調査を踏まえ、更に必要があると考える場合には、第三者を活用するような運用をすることも差し支えありません。

第7条、第9条及び第10条の「関係行政機関の協力規定等」について

Q16 第7条で規定されている関係行政機関の連携協力とは、具体的にどのようなものが考えられますか。

A16 例えば、地方公共団体等に本法を周知徹底する際の公正取引委員会その他の省庁との連携協力、損害賠償の運用についての関係省庁間での協力、公正取引委員会と国の機関等の会計監査を担当する会計検査院との間の連絡を密にすることなどが挙げられます。

Q17 第9条に地方公共団体等への運用上の配慮に関する規定を置いた趣旨は何ですか。

A17 地方公共団体等においては、入札談合等の防止等に真摯に取り組み、入札及び契約に関する事務の適正な実施のため自主的に努力しているところもあり、地方分権及び団体自治の尊重という観点から、第9条として特に一条を設け、こうした自主的な努力に十分配慮しなければならない旨の規定が置かれたものと考えられます。

第8条の「入札等の公正を害した職員に対する処罰」について

Q18

発注機関職員が、入札等の公正を害すべき行為を行った場合、刑事罰規定が適用されますが、具体的にどのような行為が該当するのでしょうか。

A18

発注機関職員が、事業者に対し、入札談合を行うよう唆すことや予定価格等の入札に関する秘密情報を漏えいするほか、特定の者に落札させるように落札予定者を指名することや、指名競争入札において、入札談合に応じる業者のみを指名する行為などが処罰されることになります。

Q19

刑事罰規定と入札談合等関与行為との間にはどのような関係があるのですか。

A19

入札談合等関与行為の類型と本刑事罰規定における入札の公正を害すべき行為との異同については、「入札談合等関与行為」は独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反する行為に関与するものであることが必要ですが、「職員による入札等の妨害の罪」は、入札等の公正を害すべき行為であれば足り、独占禁止法違反があることは必要ありません。

また、「入札談合等関与行為」は、①談合の明示的な指示、②受注者に関する意向の表明、③発注に係る秘密情報の漏えい及び④特定の談合の幫助の4類型が定められていますが、「職員による入札等の妨害の罪」は、職員が、職務に反し、入札談合を唆すこと等により、入札等の公正を害すべき行為を行うことが処罰の対象となっており、行為の態様が上記の4類型に制限されているわけではありません。

6 入札談合等関与行為の防止

公共工事や物品等の公共調達には、国民の税金を原資として行われるものであることから、とりわけこれら公共調達に関する入札及び契約の事務に携わる職員が入札談合に関与することはあってはならないことであり、発注機関は入札談合等関与行為の防止に取り組む必要があります。

公正取引委員会は、入札談合等関与行為の防止に向けた発注機関の取組に関する実態を調査し、その防止に向けた提言を行っています（次ページ参照）。

（参考）入札談合等関与行為の背景・要因について

公正取引委員会が改善措置要求等をした際の認定事実や当該要求等を受けた発注機関の調査結果では、職員が入札談合等関与行為を行った背景・要因として、次の点が挙げられています。

- ① 地元業者の安定的・継続的な受注の確保や困難な事業に適切に対応できる専門的な事業者の育成など、業界や地元業者を保護・育成するため
- ② 信用確実な事業者へ委託し、品質を確保するため
- ③ 発注機関からの要請によく応えていた従前の契約業者など、特定の事業者との契約を継続するため
- ④ 入札関連情報や指名業者選定上の配慮などを求める事業者からの働きかけに応えるため
- ⑤ 過去の取引実績の維持等により、円滑な入札業務を確保するため（随意契約から入札への切替えによる混乱の回避を含む。）
- ⑥ 職員の再就職先を確保するため
- ⑦ 入札談合等関与行為に対する職員の違法性の認識が希薄であるため

官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査報告書 ～発注機関におけるコンプライアンス活動～ (ポイント)

平成23年9月28日公表

調査趣旨

平成19年以降、毎年適用事例が発生

入札談合等関与行為防止法の適用事例が後を絶たない

事例の集積(11件)を踏まえ、発注機関における取組の現状・課題を整理

発注機関における未然防止のための取組の実効性向上

過去の入札談合等関与行為等の分析

入札談合等関与行為の態様

- ◆ 国の機関、地方公共団体及び政府出資法人のいずれの発注においても発生(出先機関も含む。)
- ◆ 工事だけでなく、物品・業務の発注でも発生
- ◆ ほぼ全ての事例において発注担当部署職員が関与
- ◆ 全ての事例において管理職以上が関与
- ◆ O Bが関わった事例も多い

入札談合等関与行為等の防止に向けて(提言)

1. 発注機関・職員における法令遵守意識の向上

- (1) 研修の拡充
 - ・ 組織の規模や発注額の多寡、本省庁・出先機関の別にかかわらず、**組織的・体系的な研修の実施**
 - <過去3年間における入札談合等関与行為防止法研修実施割合>

国の機関 (40.0%)	都道府県 (48.7%)	政令指定都市 (56.3%)
人口30万以上地方公共団体 (30.6%)	人口5万~30万地方公共団体 (20.4%)	政府出資法人 (19.1%)
 - ・ 幹部・管理職や発注担当職員に対する研修強化

研修対象職員の所属部署 (全体)	>	発注担当部署 (68.0%)
契約担当部署 (67.2%)	>	一般職員 (60.0%)
研修対象職員の役職 (全体)	>	幹部 (5.6%)
管理職 (33.6%)	>	一般職員 (60.0%)
 - (2) コンプライアンス・マニュアルの整備
 - <コンプライアンス・マニュアルの作成状況>

作成している (53.1%)	作成していない (46.9%)
----------------	-----------------
 - <入札談合等関与行為防止法のコンプライアンス・マニュアルへの明記>

明記している (19.0%)	明記していない (81.0%)
----------------	-----------------
 - (3) 組織としての意思の明確化
 - 地元業者の育成、入札業務を滞らせないことや品質確保を優先し、入札談合等関与行為を行うことややむを得ない、許されるといった考え方をすることのないよう、幹部・管理職が入札談合等関与行為は許容しないとの組織としての意思を各職員に明確に示すことが重要
 - 入札談合等関与行為が懲戒処分になることを明示し、組織としての意思を明確化する。
 - <入札談合等関与行為の懲戒規程上の記載>

ある (23.0%)	ない (77.0%)
------------	------------

発注機関における未然防止のための取組の実効性向上

国、地方公共団体及び政府出資法人を対象にアンケート調査(526機関)とヒアリング調査(83機関)を実施

背景・要因

- ◆ 業界や地元業者を保護・育成するため
- ◆ 信用確実な事業者へ発注し、品質を確保するため
- ◆ 特定の事業者との契約を継続するため
- ◆ 情報や配慮を求めた事業者からの働きかけに配慮するため
- ◆ 過去の取引実績の維持等により、円滑な入札業務を確保するため(随意契約から入札への切替えによる混乱回避を含む。)
- ◆ 職員の再就職先を確保するため

2. 入札談合等関与行為等を防止する体制面の整備

- (1) 法令遵守を推進する体制の整備
- (2) 入札談合等関与行為等の未然防止・発見のためのチェック体制の整備
 - ・ 入札手続・条件の事前チェック体制の整備
 - ・ **発注担当部署とは別の部署による仕様書等のチェックの充実**
 - <仕様書や入札参加資格のチェック体制>

発注担当部署内 (36.1%)	契約担当部署 (59.8%)	第三者機関 (2.9%)
行っていない (1.2%)		
 - ・ 入札結果の事後検証により問題行為を発見する仕組みの構築
 - 問題行為の抑止・発見には、1者入札等といった不自然な入札結果がないかを検証・分析することが有効
 - <不自然な入札結果の情報集約・分析の取組(全体)>

1者入札: 行っている (38.7%)	行っていない (61.3%)
---------------------	----------------
 - ・ 同一事業者による長期継続受注: 行っている (14.2%)、行っていない (85.8%)
 - ・ 落札率100%案件: 行っている (21.9%)、行っていない (78.1%)
 - ・ 第三者機関による事後検証の強化

設置している (55.7%)	設置していない (44.3%)
----------------	-----------------
 - <第三者機関の設置目的>

個々の物品・業務物件における入札参加条件等の適正性の検討 (48.0%)	等
個々の物品・業務物件における入札参加条件等の適正性の検討 (48.0%)	等
 - ・ 公益通報窓口の設置
- (3) 秘密情報の管理徹底
 - 秘密情報の管理規程の策定(保管方法、アクセス制限など)
 - 秘密情報管理規程の整備状況

定めている (80.7%)	定めていない (19.3%)
---------------	----------------

【参考】過去の入札談合等関与行為事例

発注機関	対象	入札談合等関与行為		外部からの働きかけ
		関与部署	幹部・管理職の関与	
①岩見沢市 (H15)	建設工事	発注担当	○	○
②新潟市 (H16)	建設工事	発注担当	○	○
③日本道路公団 (H17)	舗装上部工事	発注担当	○	○
④国土交通省 (H19)	水門設備工事	発注担当	○	○
⑤防衛施設庁 (H19)	土木・建築工事	発注担当	○	○
⑥緑資源機構 (H19)	林道調査測量設計業務	発注担当	○	○
⑦札幌市 (H20)	電気設備工事	発注担当	○	○
⑧国土交通省 (H21)	車両管理業務	発注担当	○	○
⑨航空自衛隊 (H22)	什器類	発注担当	○	○
⑩青森市 (H22)	土木工事	契約担当	○	○
⑪茨城県 (H23)	土木・舗装工事	発注担当	○	○

(注1) カッコ内には公正取引委員会が改善措置要求又は通知を行った年を記載している。
 (注2) 入札談合等関与行為とは、①談合の明示的な指示、②受注者に関する意向の表明、③発注に係る秘密情報の漏えい、④特定の談合の補助的ないずれかに該当する行為をいう。

3. 入札談合等関与行為等を防止するための施策

- (1) 外部からの働きかけに対する対策
 - 法令に違反するよう行為を求めた働きかけを外部から受けた場合にその内容を文書化して上司等に報告するという取組の推進が望まれる。
 - 取組により働きかけ自体が減少したとする事例あり
 - <外部からの働きかけの文書化・報告の実施>

行っている (30.9%)	行っていない (69.1%)
---------------	----------------
- (2) 人事上の配慮
 - 中小規模の地方公共団体では難しい面もあると思われるが、担当者が定期的に入れ替わる環境では入札談合等関与行為等の隠匿・存続は困難となるものであり、一層の取組が望まれる。
 - <発注担当職員を長期間同一ポストに配置しない人事上の配慮の実施割合>

全体 (68.4%)	都道府県 (87.2%)	政令指定都市 (73.3%)	人口30万以上地方公共団体 (56.5%)	人口5万~30万地方公共団体 (58.9%)	政府出資法人 (78.8%)
------------	--------------	----------------	-----------------------	------------------------	----------------
- (3) 入札参加事業者に再就職したO Bへの対応
 - O Bの働きかけによって入札談合等関与行為等が引き起こされないうようにする配慮が望まれる。
 - O Bや再就職先企業に対し、関係する受注活動業務に就けないよう要請している事例あり

公正取引委員会としての今後の対応

- ① 入札談合に対する独占禁止法の厳正な執行、入札談合等関与行為に対して入札談合等関与行為防止法に基づく適切な対応
- ② 発注機関における入札談合等関与行為等の未然防止の取組に対し、引き続き、各種研修事業や情報発信等を通じ積極的に支援

參考資料

※ 新聞記事（72～82ページ）については，著作権の関係上削除しています。

【資料2】官製談合事件の新聞発表文

【資料2-①】岩見沢市が発注する建設工事の入札参加業者に対する勧告等について

平成15年1月30日
公正取引委員会

公正取引委員会は、岩見沢市が発注する建設工事の入札参加業者に対し、独占禁止法の規定に基づき審査を行ってきたところ、本日、別表記載の126名に対し、同法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反するものとして、同法第48条第2項の規定に基づき、後記第1のとおり勧告を行った（別添1～5勧告書参照）。

また、発注者である岩見沢市の市長に対し、後記第2のとおり入札談合等関与行為があったと認められるため、入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（以下「入札談合等関与行為防止法」という。）の規定に基づき、改善措置要求を行った。

さらに、岩見沢建設協会（以下「建設協会」という。）及び岩見沢管工事業協同組合（以下「管協組」という。）に対し、それぞれの役員が後記第1の独占禁止法違反行為に関与していた事実が認められたことから、今後、同様の行為を行わないよう再発防止のため所要の措置を講じるよう強く求めた。

第1 勧告について

1 関係人（別表参照）

- (1) 一般土木・造園工事業者関係
岩見沢市の区域において、一般土木工事又は造園工事の建設を営む46社（以下「一般土木・造園工事の46社」という。）
- (2) 建築工事関係
岩見沢市の区域において、建築工事の建設を営む42名（以下「建築工事の42名」という。）
- (3) 管工事関係
岩見沢市の区域において、管工事の建設を営む17社（以下「管工事の17社」という。）
- (4) ほ装工事関係
岩見沢市の区域において、ほ装工事の建設を営む16社（以下「ほ装工事の16社」という。）
- (5) 電気工事関係
岩見沢市の区域において、電気工事の建設を営む17名（以下「電気工事の17名」という。）

違反事業者等を示す別表等について、割愛して掲載しています。（資料2①～⑬）

2 違反行為の概要

(1) 岩見沢市が建設部、産業経済部及び水道部において標準型指名競争入札と称する方法（以下「指名競争入札」という。）により一般土木・造園工事、建築工事、管工事、ほ装工事及び電気工事として発注する各建設工事の発注業務担当職員は、地元企業の安定的及び継続的な受注の確保等を目的として、事業者ごとの年間受注目標額を設定し、これをおおむね達成できるよう当該工事における落札を予定する者（以下「落札予定者」という。）を選定し、落札予定者の名称及び設計金額の概数を建設協会の役員等及び管協組の専務理事（以下これら二者を「連絡役」という。）に示していた。

連絡役は、落札予定者に対し、落札予定者として選定された旨及び設計金額の概数を伝えていた。

(2) ア 一般土木・造園工事の46社は、岩見沢市が指名競争入札の方法により建設部、産業経済部及び水道部において一般土木工事又は造園工事として発注する工事について

イ 建築工事の42名は、岩見沢市が指名競争入札の方法により建設部及び産業経済部において建築工事として発注する工事について

ウ 管工事の17社は、岩見沢市が指名競争入札の方法により建設部、産業経済部及び水道部において管工事として発注する工事について

エ ほ装工事の16社は、岩見沢市が指名競争入札の方法により建設部及び産業経済部においてほ装工事として発注する工事について

オ 電気工事の17名は、岩見沢市が指名競争入札の方法により建設部及び産業経済部において電気工事として発注する工事について

それぞれ、遅くとも平成11年4月1日以降、受注価格の低落防止等を図るため、連絡役から落札予定者として選定された旨の連絡を受けた者があるときは、その者を受注すべき者（以下「受注予定者」という。）とし、受注すべき価格は連絡役から伝えられた金額を基に受注予定者が定める等の合意の下に、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、それぞれの工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

3 排除措置の概要

一般土木・造園工事の46社、建築工事の42名、管工事の17社、ほ装工事の16社及び電気工事の17名は、それぞれ

- (1) 前記2の行為を取りやめていることを確認すること
- (2) 今後、前記2の行為と同様の行為を行わないこと

4 勧告諾否の期限

平成15年2月14日

（勧告を承諾したときには、勧告と同趣旨の審決を行い、承諾しないときは、審判手続を開始することとなる。）

第2 岩見沢市長に対する改善措置要求について

1 岩見沢市の発注に関わる複数の職員は、地元企業の安定的及び継続的な受注の確保等を目的として、同市が発注する別添1～5勧告書記載の各工事について、反復、継続して、入札執行前に、同市の幹部の承認又は示唆の下に、事業者ごとに、最近5年間の年間における平均受注金額を算出し、これを基に事業者ごとの当年度中の年間受注目標額を設定し、同目標額をおおむね達成できるように、個別工事ごとに、落札予定者を選定し、落札予定者の名称及び工事の設計金額の概数等を業界団体の役員等に示し、これを受けて、業界団体の役員等は、落札予定者として選定された者に対し、落札予定者として選定された旨及び工事の設計金額の概数等を伝えていた事実が認められた。

これに基づき、前記入札参加業者は、別添1～5勧告書記載の独占禁止法違反行為を行っていた。

2 前記1の岩見沢市の職員の行為は、

- (1) 反復、継続して、落札予定者を選定し、落札予定者の名称及び工事の設計金額等を業界団体の役員等に教示することにより、入札参加業者に入札談合等関与行為防止法第2条第4項に規定する入札談合等を行わせていた行為は、同条第5項第1号の規定に該当し
- (2) 落札予定者の名称を業界団体の役員等に教示していた行為は同項第2号の規定に該当し
- (3) 秘密として管理されている工事の設計金額等を業界団体の役員等に教示していた行為は同項第3号の規定に該当し

いずれも入札談合等関与行為防止法に規定する入札談合等関与行為と認められた。

- 3 よって当委員会は同法第3条第2項の規定に基づき、前記1と同様の行為が生じないよう、同市発注の建設工事について、入札談合等関与行為が排除されたことを確認するために必要な改善措置を速やかに講じるよう求めた。

【資料2-②】新潟市が発注する建設工事の入札参加業者に対する勧告等について

平成16年7月28日
公正取引委員会

公正取引委員会は、新潟市が発注する建設工事の入札参加業者に対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、本日、別表記載の113名に対し、同法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反するものとして、同法第48条第2項の規定に基づき、後記第1のとおり勧告を行った（別添勧告書参照）。

また、発注者である新潟市長に対し、後記第2のとおり入札談合等関与行為があったと認められたため、入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（以下「入札談合等関与行為防止法」という。）の規定に基づき、改善措置要求を行った。

第1 勧告について

1 関係人（別表参照）

- (1) 新潟市が発注する推進工法又はシールド工法を用いる下水道管きよ工事及び汚水管布設工事（以下「推進工事」という。）の入札参加業者55社（以下「55社」という。）
- (2) 新潟市がAの等級に格付している者のみを指名して発注する開削工法を用いる下水道管きよ工事及び汚水管布設工事（以下「開削工事」という。）の入札参加業者48社（以下「48社」という。）
- (3) 新潟市がAの等級に格付している者のみを入札参加者として発注する建築一式工事（以下「建築工事」という。）の入札参加業者56名（以下「56名」という。）

2 違反行為の概要

- (1) 推進工事関係
55社は、遅くとも平成11年4月1日以降、新潟市が制限付一般競争入札、公募型指名競争入札又は指名競争入札の方法により発注する推進工事について、受注価格の低落防止等を図るため、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、前記工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(2) 開削工事関係

48社は、遅くとも平成11年4月1日以降、新潟市が公募型指名競争入札又は指名競争入札の方法によりAの等級に格付している者のみを指名して発注する開削工事について、受注価格の低落防止等を図るため、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、前記工事の取引分野における競争を実

質的に制限していた。

(3) 建築工事関係

56名は、遅くとも平成11年4月1日以降、新潟市が制限付一般競争入札、公募型指名競争入札又は指名競争入札の方法によりAの等級に格付している者（Aの等級に格付している者を代表者とする共同企業体を含む。）のみを入札参加者として発注する建築工事について、受注価格の低落防止等を図るため、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、前記工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

3 排除措置の概要

推進工事の55社、開削工事の48社及び建築工事の56名は、それぞれ

- (1) 前記2の行為を取りやめている旨を確認することを取締役会において決議等し、そのことを相互に通知等すること。
- (2) 前記3(1)に基づいて採った措置及び今後、前記2の行為と同様の行為を行わないことを新潟市に通知するとともに、自社の従業員に周知徹底すること。
- (3) 今後、前記2の行為と同様の行為を行わないこと。

4 勧告拒否の期限

平成16年8月9日

（勧告を応諾したときは、勧告と同趣旨の審決を行い、応諾しないときは、審判手続を開始することとなる。）

第2 新潟市長に対する改善措置要求について

1 新潟市下水道部下水道建設課、農林水産部農地課、開発建築部営繕課及び住宅課並びに教育委員会事務局学校教育施設課の職員は、同市が発注する推進工事、開削工事及び建築工事の入札の受注予定者として入札参加業者間で決定された者からの求めに応じて、継続的に、秘密として管理されている当該工事の設計金額を入札執行前に教示していた事実が認められた（設計金額を教示していたことがこれまでに認められた職員は5名であり、また、設計金額の教示を受けたことがこれまでに認められた事業者は52社である。）。

また、同市発注の推進工事及び開削工事の入札参加業者の一部の者に、同市下水道部下水道建設課が起案した秘密として管理されている請負工事等指名委員会提出案件説明資料の写し（以下「指名委員会資料」という。）が継続的に流出していた事実が認められた。

前記入札参加業者は、この教示された設計金額及び入手した指名委員会資料を利用して、別添勧告書記載の独占禁止法違反行為を行っていた。

- 2 前記1の新潟市職員の行為は、いずれも入札談合等関与行為防止法第2条第5項第3号に規定する入札談合等関与行為に該当すると認められた。

よって、当委員会は、新潟市長に対し、入札談合等関与行為防止法第3条第2項の規定に基づき、今後、前記1と同様の行為が生じないよう、同市発注の推進工事、開削工事及び建築工事について本件入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講じるよう求めた。

【資料2-③】日本道路公団が発注する鋼橋上部工工事の入札参加業者らに対する勧告等について

平成17年9月29日
公正取引委員会

公正取引委員会は、日本道路公団（以下「公団」という。）が発注する鋼橋上部工工事の入札参加業者らに対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、本日、別表記載の45社に対し、同法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反するものとして、同法第48条第2項の規定に基づき、後記第1のとおり勧告を行った（別添勧告書参照）。

また、発注者である公団総裁に対し、後記第2のとおり入札談合等関与行為があつたと認められたため、入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（以下「入札談合等関与行為防止法」という。）の規定に基づき、改善措置要求を行った。

第1 勧告について

1 関係人（別表参照）
日本道路公団が発注する鋼橋上部工工事の入札参加業者ら45社（以下「45社」という。）

2 違反行為の概要

45社は、遅くとも平成14年4月1日以降、公団が発注する鋼橋上部工工事（総合評価落札方式によるものを含む。）により発注する鋼橋上部工工事について、受注価格の低落防止及び安定した利益の確保を図るため、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できないようにすることにより、前記工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

3 排除措置の概要

(1) 45社は、前記2の行為を取りやめやめている旨を確認することを取締役会において決議すること。
(2) 45社のうち古河機械金属株式会社（以下「古河機械金属」という。）を除く44社（以下「44社」という。）は、前記3(1)に基づいて採った措置及び今後、前記2の行為と同様の行為を行わないことを、自社を除く各社に通知するとともに、公団から前記工事の発注業務を承継する東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社の3社（以下「3社」という。）に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底すること。

また、古河機械金属は、前記3(1)に基づいて採った措置を、同社が平成17年3月31日に鋼橋上部工工事の請負に関する事業を承継させた古河産機システムズ株式会社（以下「古河産機」という。）及び自社を除く各社に通知するとともに、3社に通知し、かつ、古河産機をして同社の従業員に今後、前記2の行為と同様の行為を行わないことを周知徹底させるよう指導すること。

(3) 44社は、今後、前記2の行為と同様の行為を行わないこと。古河機械金属は、今後、古河産機をして、前記2の行為と同様の行為を行わないこと。

(4) 44社は、今後、3社が発注入札の方法により発注する鋼橋上部工工事について、受注予定者を決定することがないようにするため

ア 独占禁止法の遵守に関する行動指針の作成及び改定

イ 鋼橋上部工工事の営業担当者に対する定期的な研修及び監査

ウ 独占禁止法違反行為に関与した役員及び従業員に対する処分に関する規定の整備

エ 独占禁止法違反行為に係る通報者に対する免責等実効性のある社内通報制度の設置
を行うために必要な措置を講じること。

また、古河機械金属は、今後、3社が発注入札の方法により発注する鋼橋上部工工事について、受注予定者を決定することがないようにするため、古河産機が前記3(4)アないしエを行うために必要な措置を講じよう指導すること。

(5) 44社は、違反行為期間中に前記2の違反行為に関与していた自社の営業担当者を3社が発注入札の方法により発注する鋼橋上部工工事に係る営業業務から速やかに配置転換する等し、少なくとも今後5年間同業務に従事させないこととし、このことを取締役会において決議すること。

また、古河機械金属は、古河産機に対し、違反行為期間中に前記2の違反行為に関与していた営業担当者を3社が発注入札の方法により発注する鋼橋上部工工事に係る営業業務から速やかに配置転換させる等し、少なくとも今後5年間同業務に従事させないこととし、このことを取締役会において決議すること。

(6) 45社のうち公団の退職者を自社の役員又は従業員として受け入れたいる事業者は、同役員又は従業員を、3社が発注入札の方法により発注する鋼橋上部工工事に係る営業業務に従事させないこととし、このことを取締役会において決議すること。

4 勧告諾否の期限

平成17年10月11日

（勧告を応諾したときは、勧告と同趣旨の審決を行い、応諾しないときは、審判手続を開始することとなる。）

第2 公団に対する改善措置要求について

1 入札談合等関与行為の概要

公団が発注する鋼橋上部工工事に関し、その発注に関わる複数の役員及び職員が、平成14年度以降、組織的に、次の行為を行っていた事実が認められた。

(1)ア 公団の理事(2名が該当)は、公団を退職して被勤告人である株式会社横河ブリッジに勤務している者(以下「横河の〇B」という。)が、前記工事について、発注工事別に落札を予定する者又は共同企業体(以下「落札予定者」という。)を選定した一覧表(以下「割付表」という。)を横河の〇Bから年度当初等に提示を受け、その都度、その内容について承認するとともに、横河の〇Bに対し、当該割付表を有料道路部に提出するように指示していた。

これに基づき、有料道路部の職員は、横河の〇Bから提出のあった当該割付表を受領し、保管していた。

イ 前記理事は、平成16年5月ころ、横河の〇Bから要請を受け、当初一括発注が予定されていた工事を2つの工事に分割して発注することを担当部局に指示し、実施させた。

また、理事(2名のうち1名)は、平成16年8月ころ、当初発注を予定していた特定の鋼橋上部工事を発注しなくなったことから、横河の〇Bから要請を受け、別の鋼橋上部工事を前倒して発注することを担当部局に指示し、実施させた。

ウ 理事(2名のうち1名)は、平成14年10月ころ、横河の〇Bから要請を受け、昭和56年以降変更しなかった鋼橋上部工工事の共同企業体方式による発注基準を、従来の15億円以上から10億円以上に平成15年4月1日以降引き下げたことを、担当部局に指示し、実施させた。

エ 公団の理事の前記第2の1(1)ア、イ及びウの行為は、いずれも事業者に入札談合を継続させることによって公団退職者の再就職先を確保するという目的をもって行われたものであり、前記第2の1(1)アの行為については、公団の理事が、事業者が横河の〇Bによる落札予定者の選定に基づいて入札談合を行うことを承認するとともに、割付表の内容を承認するという手続を踏ませることにより公団が割付表の内容を承認したとの体裁をとり、これを受けて、事業者が当該承認された割付表の内容どおりに受注予定者を決定していたものと認められ、前記第2の1(1)イ及びウの行為については、横河の〇Bが行う落札予定者の選定を容易にするために行われたものと認められるものであって、前記各行為は、単に入札談合を黙認していた又は追認していたにとどまるものではなく、事業者に入札談合を行わせたと認められるものである。

(2) 有料道路部並びに支社及び建設局の職員は、横河の〇Bら公団を退職して鋼橋上部工工事の入札参加業者に勤務している者からの要請に基づいて、横河の〇Bらに対し、鋼橋上部工工事の工事名、鋼重量、発注予定時期等の非公表情報を教示する等していた。

当該非公表情報は、秘密として管理されているもので、公団の職員は、当該非公表情報が横河の〇Bのもとに集約されて同人が上記落札予定者の選定を行うのに利用されることを認識して横河の〇Bらに教示していたものであり、前記行為は、事業者が知ることにより事業者が入札談合を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているものを教示したと認められるものである。

(3) 前記第2の1(1)及び(2)の事実に基づいて、前記入札参加業者らは、別添報告書記載の独占禁止法違反行為を行っていた。

2 該当法条及び改善措置要求

公団の鋼橋上部工工事の発注に関わる複数の役員が公団発注の鋼橋上部工工事について行っていた前記第2の1(1)記載の行為は、入札談合等関与行為防止法第2条第5項第1号の規定に該当し、また、公団の鋼橋上部工工事の発注に関わる複数の職員が公団発注の鋼橋上部工工事について行っていた前記第2の1(2)記載の行為は、同項第3号の規定に該当し、これらの行為は、いずれも入札談合等関与行為防止法に規定する入札談合等関与行為と認められる。

よって、当委員会は、公団総裁に対し、入札談合等関与行為防止法第3条第2項の規定に基づき、今後、前記第2の1(1)及び(2)の行為と同様の行為が生じないよう、公団が発注する鋼橋上部工工事について、入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講じるよう求めた。

【資料2-④】国土交通省、独立行政法人水資源機構及び農林水産省が発注する水門設備工事の入札参加者らに対する排除措置命令、課徴金納付命令等について

平成19年3月8日
公正取引委員会

公正取引委員会は、①各地整発注の特定ダム用水門設備工事^(注1)、②各地整発注の特定河川用水門設備工事^(注2)、③水資源機構発注の特定ダム用水門設備工事^(注3)及び④各農政局発注の特定水門設備工事^(注4)の入札参加者らに対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、本日、同法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反するものとして、それぞれ、後記第1のとおり、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を行った(違反行為については別添排除措置命令書参照)。

また、前記①及び②に係る違反行為に関し、後記第2のとおり、入札談合等関与行為があったと認められたため、本日、国土交通大臣に対し、入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律(以下「入札談合等関与行為防止法」という。)の規定に基づき、改善措置要求を行った。

さらに、前記①、②及び③に係る違反行為に関し、後記第3のとおり、本日、国土交通省及び独立行政法人水資源機構(平成15年9月30日以前は水資源開発公団をいう。以下「水資源機構」という。)に対し、それぞれ、要請を行った。

第1 排除措置命令及び課徴金納付命令について
1 違反事業者数、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者数、課徴金額等(対象事業者名、各事業者の課徴金額等については別表のとおり)

	違反事業者数	排除措置命令対象事業者数	課徴金納付命令対象事業者数	課徴金額	改善措置要求	要請
各地整発注の特定ダム用水門設備工事	14社	10社	9社	5億1227万円	国土交通省	国土交通省
各地整発注の特定河川用水門設備工事	23社	15社	12社	4億1359万円	国土交通省	国土交通省
水資源機構発注の特定ダム用水門設備工事	13社	9社	6社	2億8672万円	-	国土交通省 水資源機構
各農政局発注の特定水門設備工事	8社	8社	8社	4億5875万円	-	-
合計	延べ58社 (実数23社)	延べ42社 (実数15社)	延べ35社 (実数14社)	16億7133万円	-	-

(注1) 国土交通省が各地方整備局において一般競争入札、公募型指名競争入札又は詳細条件審査型一般競争入札の方法(総合評価落札方式によるものを含む。)により発注するダム用水門設備の新設工事(既設のダムに新規に水門設備を製作し据え付ける工事を含む。)、更新工事、改造工事、修繕工事及び取替工事をいう。

(注2) 国土交通省が各地方整備局において一般競争入札、公募型指名競争入札若しくは詳細条件審査型一般競争入札の方法(総合評価落札方式によるものを含む。)又は工事希望型指名競争入札の方法により発注する河川用水門設備の新設工事、更新工事、改造工事、修繕工事及び取替工事をいう。

(注3) 独立行政法人水資源機構(平成15年9月30日以前は水資源開発公団をいう。)が本社財務部(水資源開発公団においては本社経理部をいう。)において一般競争入札、公募型指名競争入札又は指名競争入札の方法により発注するダム用水門設備の新設工事をいう。

(注4) 農林水産省が各地方農政局において一般競争入札、公募型指名競争入札又は詳細条件審査型一般競争入札の方法により発注する予定価格が9000万円を超えるダム、河川、水路及び海岸に用いる各水門設備の新設工事、更新工事、補修工事及び保全工事をいう。

2 違反行為の概要

(1) 各地整発注の特定ダム用水門設備工事

14社は、遅くとも平成13年8月1日以降、各地整発注の特定ダム用水門設備工事について、受注価格の低落防止を図るため、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(2) 各地整発注の特定河川用水門設備工事

23社は、遅くとも平成13年7月1日以降、各地整発注の特定河川用水門設備工事について、受注価格の低落防止を図るため、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(3) 水資源機構発注の特定ダム用水門設備工事

13社は、遅くとも平成13年9月1日以降、水資源機構発注の特定ダム用水門設備工事について、受注価格の低落防止を図るため、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(4) 各農政局発注の特定水門設備工事

8社は、遅くとも平成14年8月中旬ころ以降(日東河川工業株式会社にあつては、平成15年6月18日ころ以降)、各農政局発注の特定水門設備工事について、受注価格の低落防止を図るため、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

3 排除措置命令の概要

(1) 前記2の行為を取りやめようとしている旨を確認することを、それぞれ、取締役会において決議しなければならぬ。

(2) 前記(1)に基づいて採った措置及び今後、前記2の行為と同様の行為を行わず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨を、自社を除く各社及び発注者に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならぬ。

(3) 今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、前記2の行為と同様の行為を行ってはならぬ。

(4) 今後、それぞれ、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。
ア 官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成又は改定

イ 営業担当者に對する官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査

ウ 独占禁止法違反行為に関与した役員及び従業員に對する処分に関する規程の整備

エ 独占禁止法違反行為に係る通報者に對する免責等実効性のある社内通報制度の設置

4 課徴金の納期限

平成19年6月11日

第2 国土交通大臣に對する改善措置要求について

1 入札談合等関与行為の概要

前記第1の2(1)及び(2)の違反行為に関し、国土交通省の当時の職員が、以下の行為を行っていた事実が認められた。

(1) 国土交通省総合政策局建設施工企画課に在籍の特定の職員は

ア 平成13年5月7日ころ以降、下表番号1の工事のうち、東北地方整備局が発注するものについては旧建設省において東北地方建設局道路部機械課等に在職し既に退職していた特定の者を通じ、その余の各地方整備局が発注するものについては直接に、また、下表番号2の工事については直接に

イ 平成15年4月9日ころ以降は下表番号1及び2記載の工事について前記アの者を通じて

それぞれ、当該工事の発注前に、当該工事の落札を予定する者又は共同企業体(以下「落札予定者」という。)についての意向を世話役^(注5)に示していた。

(2) 国土交通省近畿地方整備局道路部機械課等に在籍の特定の職員は、遅くとも平成13年4月1日以降、下表番号3の工事について、当該工事の発注前に、当該工事の落札予定者についての意向を世話役に示していた。

(注5) 各地整備発注の特定河川用水門設備工事、各地整備発注の特定ダム用水門設備工事及び水資源機構発注の特定ダム用水門設備工事の受注に関する調整を円滑に行うことを目的として置かれていた「世話役」等と称する事業者をいう。

番号	対象工事
1	平成13年7月1日以降入札が行われた各地整備発注の特定河川用水門設備工事のうち、近畿地方整備局以外の地方整備局が発注するもの(既設の水門設備の更新工事、改造工事、修繕工事及び取替工事で、当該工事に係る既設の水門設備を施工した者が入札参加者となっているものを除く。)
2	平成13年8月1日以降入札が行われた各地整備発注の特定ダム用水門設備工事のうち、既設の水門設備の更新工事、改造工事、修繕工事及び取替工事で、当該工事に係る既設の水門設備を施工した者が入札参加者となっていないもの並びに既設のダムに新規に水門設備を製作し据え付けるもの
3	平成13年7月1日以降入札が行われた各地整備発注の特定河川用水門設備工事のうち、近畿地方整備局が発注するもの

2 該当法条及び改善措置要求

国土交通省の職員による前記1の行為は、それぞれ、入札談合等関与行為防止法第2条第5項第2号の規定に該当し、いずれも入札談合等関与行為防止法に規定する入札談合等関与行為と認められる。

よって、当委員会は、国土交通大臣に対し、入札談合等関与行為防止法第3条第2項の規定に基づき、今後、前記1の行為と同様の行為が生じないよう、各地整備発注の特定河川用水門設備工事及び各地整備発注の特定ダム用水門設備工事について、入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講じるよう求めるとともに、同法第3条第6項の規定に基づき調査の結果及び講じた改善措置の内容を当委員会に通知するよう求めた。

第3 国土交通省及び水資源機構に對する要請について

1 要請の対象となった行為の概要

前記第1の2(1)から(3)までの違反行為に関し、国土交通省又は水資源開発公団を退職した者が、以下の各行為を行っていた事実が認められた。

(1) 国土交通省総合政策局建設施工企画課に在籍の特定の職員は

ア 退職した後、平成16年4月1日ころ以降、前表番号1及び2の工事について、旧建設省において東北地方建設局道路部機械課等に在職し既に退職していた特定の者を通じて

イ 平成17年4月1日ころ以降は前表番号1の工事について直接に

それぞれ、当該工事の発注前に、当該工事の落札予定者についての意向を世話役に示していた。

(2) 旧建設省において東北地方建設局道路部機械課等に在職し既に退職していた特定の者は

ア 平成13年5月7日ころ以降、前表番号1の工事のうち東北地方整備局が発注するものについて

イ 平成15年4月9日ころ以降は前表番号1及び2の工事について

それぞれ、当該工事の発注前に、国土交通省総合政策局建設施工企画課に在籍の特定の職員が示す当該工事の落札予定者の意向を世話役に伝達していた。

(3) 旧建設省において国土地理院院長の職等にあつて既に退職していた特定の者及び旧建設省において技監の職等にあつて既に退職していた特定の者は、平成13年8月1日以降入札が行われた各地整備発注の特定ダム用水門設備工事のうち、既設のダムに新規に水門設備を製作し据え付けるものを除く新設工事について、当該工事の発注前に、世話役から当該工事の落札予定者についての提示を受け、これを承認していた。

(4) 水資源開発公団において常務参与の職等にあつて既に退職していた者は、平成13年9月ころ、その後に発注が見込まれる水資源機構発注の特定ダム用水門設備工事について、発注前に、当該工事の落札予定者についての意向を世話役に示していた。

(5) 水資源開発公団において理事の職等にあつて既に退職していた者は、平成16年1月ころ、その後に発注が見込まれる水資源機構発注の特定ダム用水門設備工事について、発注前に、当該工事の落札予定者についての意向を世話役に示していた。

前記(1)から(4)までの者は、いずれも国土交通省が所管する公益法人に勤務している時期に各行為を行っていたものである。

また、前記 1 の各行為は、いずれも競争入札の制度の趣旨に反するものであり、これらの行為に基づいて前記第 1 の 2 (1) から (3) までの違反行為が行われていたことを踏まえれば、これらの行為が各違反行為を誘発し、助長したものと認められる。

2 要請の概要

当委員会は、前記 1 の事実に関して、国土交通省及び水資源機構に対し、それぞれ、以下の内容を要請した。

(1) 国土交通省に対する要請の概要

ア 今後、国土交通省の職員が退職後に前記 1 (1) から (3) までの各行為と同様の行為をすることがないようにするために必要な措置を採ること

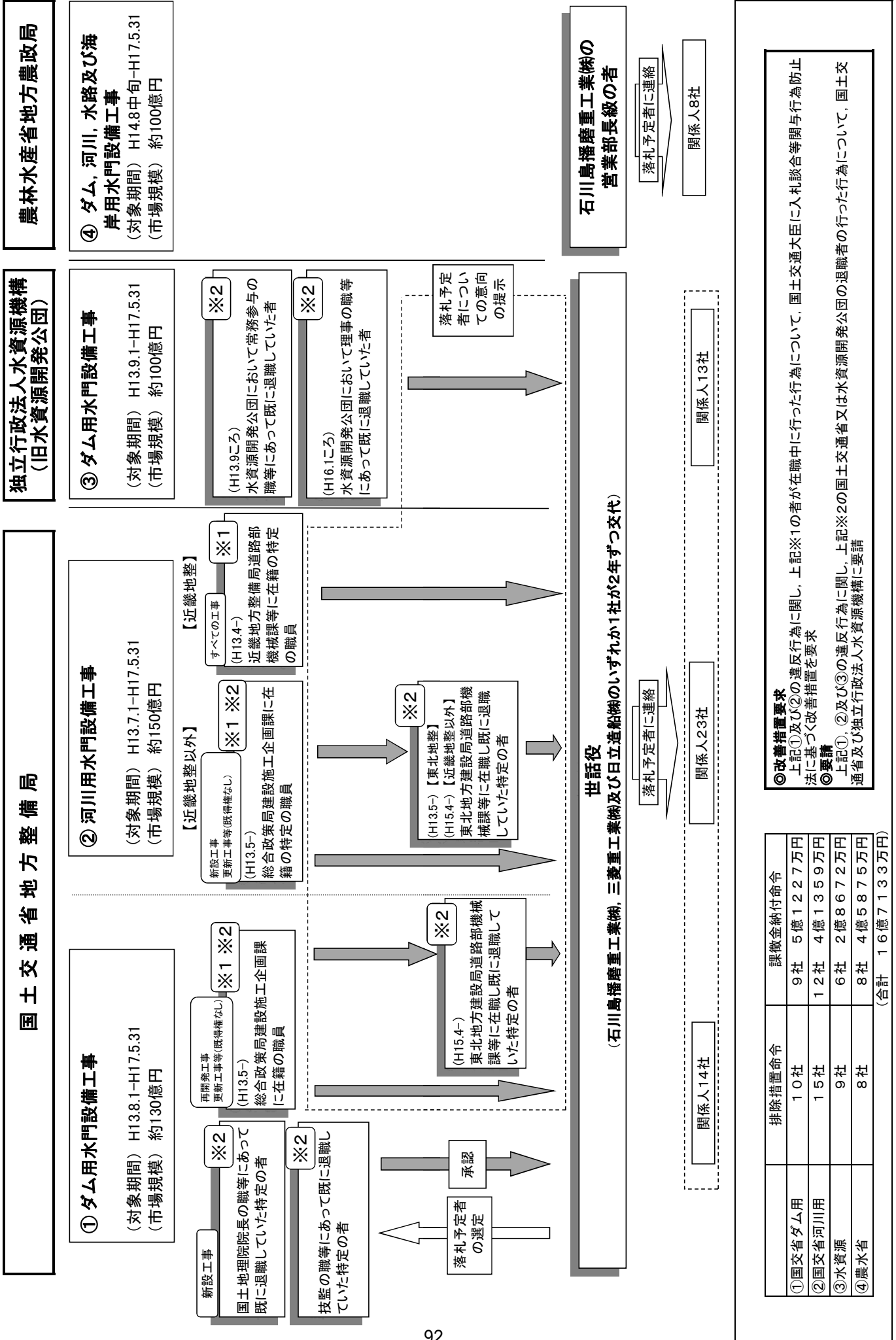
イ 今後、前記 1 の国土交通省又は水資源開発公団を退職した者が勤務していた各公益法人の役員及び職員が、前記 1 (1) から (4) までの行為と同様の行為をすることがないようにするため、当該公益法人に対し、排除措置命令書の内容について速やかに通知するとともに、適切な指導を行うこと

ウ 今後、水資源機構の役員及び職員が退職後に前記 1 (4) 及び (5) の各行為と同様の行為をすることがないようにするため、同機構の主務省として、同機構に対し、適切な指導を行うこと

(2) 水資源機構に対する要請の概要

今後、水資源機構の役員及び職員が退職後に前記 1 (4) 及び (5) の各行為と同様の行為をすることがないようにするために必要な措置を採ること

事件の概要



排除措置命令	課徴金納付命令
①国交省ダム用 10社	9社 5億1227万円
②国交省河川用 15社	12社 4億1359万円
③水資源 9社	6社 2億8672万円
④農水省 8社	8社 4億5875万円
(合計 16億7133万円)	

◎改善措置要求
上記①及び②の違反行為に関し、上記※1の者が在職中に行った行為について、国土交通大臣に入札談合等関与行為防止法に基づき改善措置を要求

◎要請
上記①、②及び③の違反行為に関し、上記※2の国土交通省又は水資源開発公社の退職者の行った行為について、国土交通省及び独立行政法人水資源機構に要請

【資料2-⑤】防衛施設庁が発注する土木・建築工事の入札参加業者らに対する排除措置命令、課徴金納付命令等について

平成19年6月22日
公正取引委員会

公正取引委員会は、防衛施設庁発注の特定土木・建築工事^(注1)の入札参加業者に対して、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、同法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、平成19年6月20日、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を後記第1のとおり行った（違反行為については別添排除措置命令書参照）。

また、前記違反行為に関し、防衛施設庁の職員による入札談合等関与行為が認められたため、平成19年6月20日、後記第2のとおり、防衛施設庁等に対し、その旨の通知を行った。

- (注1) 防衛施設庁が、その地方支分部局である防衛施設局（その機関である防衛施設支局を含む。）において、一般競争入札、競争性を高めた公募型指名競争入札、公募型指名競争入札又は指名競争入札（これらの入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないため当該入札を不調とし、入札参加者から見積書を徴した上で随時契約により契約の相手方を決定する場合を含む。）の方法により発注する土木一式工事又は建築一式工事であった、次のいずれかに該当するもの
- 一 工事概算額が5億円以上のもの
 - 二 工事概算額が3億円以上5億円未満であった特に重要な施設（土木一式工事）にあっては燃料施設若しくは貯油施設又は貯蔵庫若しくは保管庫、建築一式工事）にあっては倉庫又は格納庫をいう。）に係るもの
 - 三 入札参加条件において、内閣府所管契約事務取扱細則第29条第2項の規定に基づき算定した総合審査数値が1,150点程度以上の事業者が入札に参加できるとされているもの（特定建設工事共同企業体を入札参加者とするとするもの）にあっては、1,150点程度以上の事業者が特定建設工事共同企業体の代表者となることができるとされているもの

第1 排除措置命令及び課徴金納付命令について

1 違反事業者数、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者数並びに課徴金額（対象事業者名、各事業者の課徴金額等については別表のとおり）

違反事業者数	排除措置命令 対象事業者数	課徴金納付命令 対象事業者数	課徴金額
60社	56社	51社	30億5074万円

2 違反行為の概要

60社は、平成16年度以降発注される防衛施設庁発注の特定土木・建築工事のうち、業界側連絡役^(注2)等から防衛施設庁の職員が行った割り振り^(注3)の結果の伝達を受けた工事について、割り振り者として選定された者又はその者が構成員となる特定建設工事共同企業体を受注予定者とし、受注予定者以外の者は、受注予定者の受注に協力する旨の合意の下に、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できようようにすることに、公共の利益に反して、防衛施設庁発注の特定土木・建築工事の取引分野における競争を事実的に制限していた。

(注2) 鹿島建設株式会社若しくは大成建設株式会社の高層ビル建設の中国地区の営業責任者級の者をいう。

(注3) 防衛施設庁等の退職者（以下「OB」という。）の在籍状況のほか、工事ごとに過去に受注した工事との継続性、関連性、事業者が示した受注意識等を勘案して割り振り者を選定することを行う。

【資料2-⑤】防衛施設庁が発注する土木・建築工事の入札参加業者らに対する排除措置命令、課徴金納付命令等について

3 排除措置命令の概要
(1) 56社は、前記2の行為を取りやめたりやめている旨を確認することを取締役会において決議しなければならぬ。

(2) 56社のうち1社^(注4)を除く55社（以下「55社」という。）は、前記(1)に基づいて採った措置及び今後同様の行為を行わない旨を、また、当該1社は、前記(1)に基づいて採った措置を、それぞれ、56社のうち自社を除く各社に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならぬ。

(3) 55社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して同様の工事について、受注予定者を決定してはならない。

(4) 55社は、今後、それぞれ、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならぬ。

ア 官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成又は見直し

イ 営業担当者等に対する官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査

ウ 独占禁止法違反行為に関与した役員、従業員等に対する処分に関する規程の整備又は見直し

エ 独占禁止法違反行為に係る通報者、社内調査の対象者等に対する免責等実効性のある社内通報制度及び社内調査制度の設置又は見直し

(注4) 吸収分割により、他の事業者が建設業に関する事業を承継している者である。

4 課徴金の納期限

平成19年9月21日

第2 防衛施設庁等に対する通知について

1 入札談合等関与行為の概要

前記第1の2の違反行為に関し、防衛施設庁の当時の職員が次の行為を行った事実が認められた。

(1) 防衛施設庁の建設部建設企画課企画官（以下「企画官」という。）は、同行の技術審議官、同行建設部長及び同行建設部建設企画課長（平成17年8月8日以降は同行総務部施設調査官）の指示の下に、OBが在籍する建設会社が安定的な受注価格の下で継続的に受注できるようにすること等を目的として、平成16年度以降発注される防衛施設庁発注の特定土木・建築工事のうちア OBの退職時の地位、年齢等に基づき、OBが在籍する建設会社ごとの年間受注目標額を算出し、当該年間受注目標額の範囲内で、OBが在籍する建設会社を割り振りすることが適当であると判断した工事

イ 最大手級の建設会社が割り振りすることが適当であると判断した工事^(注5)について、入札の執行前に、割り振りを先行し、その結果を窓口役のOB^(注5)に直接又はその補助役の特定OBを通じて伝達し、窓口役のOBは、割り振りの結果を業界側連絡役等に伝達し、業界側連絡役は、必要に応じ、業界側連絡役の補助役の業務担当者又は割り振り者以外の建設会社の業務担当者を通じて、割り振り者の業務担当者に割り振りの結果を伝達していた。

(2) 企画官は、割り振り者に確実に受注させるため、防衛施設庁の地方支分部局である防衛施設局の担当課長に対し、割り振りの対象とした工事のうち指名競争入札の工事については、当該工事名及び割り振り者名を伝え、当該割り振り者を当該工事の入札に指名するよう指示するよう指示していた。

(注5) かつて技術審議官の職等にあって既に退職していた特定の者をいう。

2 該当法条及び通知

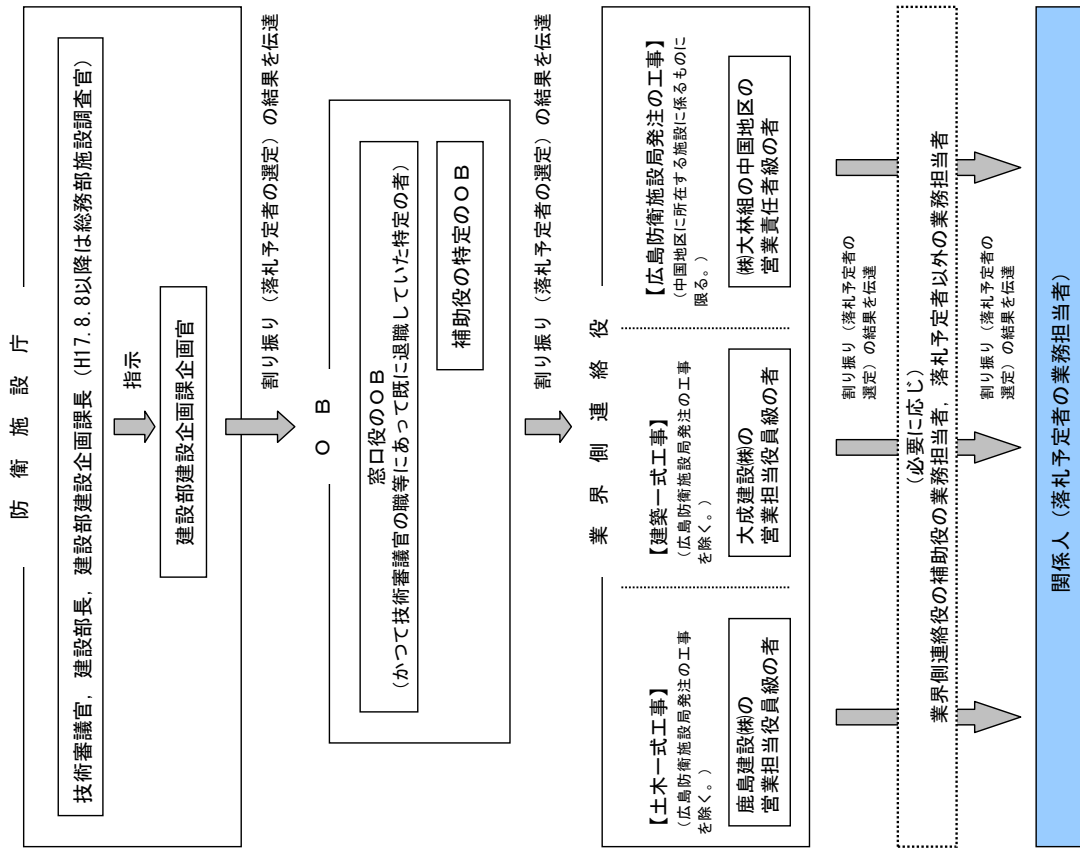
防衛施設庁の当時の職員による前記1の行為は、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を書すべき行為の処罰に関する法律（以下「入札談合等関与行為防止法」という。）第2条第5項第1号、第2号又は第4号の規定に該当し、いずれも入札談合等関与行為防止法に規定する入札談合等関与行為と認められる。

他方、防衛施設庁は、防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する調査委員会が取りまとめた平成18年6月15日付け「防衛施設庁入札談合等に係る事案の調査について」及び防衛施設庁入札談合等再発防止に係る抜本的対策に関する検討会が取りまとめた平成18年6月16日付け「防衛施設庁入札談合等再発防止に係る抜本的対策報告書」に基づいて、入札談合等関与行為の再発を防止するため、入札制度等の改善措置を採ることとし、その旨を公表するとともに当委員会にもその旨の説明を行い、かつ、これに基づき平成18年12月以降行った入札において改善措置を実施した。

当委員会以上を考慮し、入札談合等関与行為防止法の規定に基づく改善措置を求め、これをしないが、今後、防衛施設庁において前記改善措置その他の措置を着実に実施することに資するため、防衛施設庁に対し、前記1の入札談合等関与行為等について通知を行った。

また、会計検査院に対しても、入札談合等関与行為の排除及び防止に万全を期す観点から、同趣旨の通知を行った。

平成16年度以降の割り振りの結果の伝達方法



【資料2-⑥】独立行政法人緑資源機構が発注する林道調査測量設計業務の入札参加業者らに対する排除措置命令、課徴金納付命令等について

平成19年12月27日
公正取引委員会

公正取引委員会は、独立行政法人緑資源機構（以下「緑資源機構」という。）発注の特定林道調査測量設計業務（注1）の入札参加業者に対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、同法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、平成19年12月25日、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を後記第1のとおり行った（違反行為については別添排除措置命令書参照）。

また、前記違反行為に関し、緑資源機構の役員及び職員による入札談合等関与行為が認められたため、本日、後記第2のとおり、緑資源機構等に対し、その旨の通知を行った。

（注1） 緑資源機構が指名競争入札又は異議あり合わせの方法により発注する緑資源機構林道と称する林道の開設、改良等の事業に係る地質調査業務又は調査測量設計業務（他の業務が併せて発注される場合における当該他の業務を含む。）をいう。

第1 排除措置命令及び課徴金納付命令について
1 違反事業者数、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者数並びに課徴金額（対象事業者名、各事業者の課徴金額等については別表のとおり）

違反事業者数	排除措置命令 対象事業者数	課徴金納付命令 対象事業者数	課徴金額
21名	19名	13名	9612万円

2 違反行為の概要
21名は、遅くとも平成16年4月1日以降、緑資源機構発注の特定林道調査測量設計業務について、当該業務に係る入札前に、平成16年度においては緑資源機構森林業務部長の職にあった者から、平成17年度及び平成18年度においては緑資源機構森林業務部長の職にあっては、直接又は発注事業者として緑資源機構森林業務部長の職にあっては、直接又は発注事業者として、当該業務を通じて落札予定者となった旨の伝達を受けた者を受注予定者とし、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できようようにすることにより、公共の利益に反して、緑資源機構発注の特定林道調査測量設計業務の取引分野における競争を実質的に制限していた。

（注2） 緑資源機構において緑資源機構発注の特定林道調査測量設計業務の発注に係る事務に従事する職員をいう。

3 排除措置命令の概要

- (1) 19名は、それぞれ、前記2の行為を取りやめようとしている旨を確認すること及び今後、前記2の行為と同様の行為を行わず、各自がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨を、取締役会等の業務執行の決定機関において決議しなければならぬ。
- (2) 19名は、それぞれ、前記(1)に基づいて採った措置を、19名のうち自らを除くすべての事業者及び緑資源機構に通知し、かつ、自らの従業員又は職員に周知徹底しなければならぬ。
- (3) 19名は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、緑資源機構発注の特定林道調査測量設計業務（緑資源機構の廃止に伴い地方公共団体又は独立行政法人森林総合研究所が発注することとなるものを含む。）について、受注予定者を決定してはならない。

4 課徴金納付命令の概要

- (1) 13名は、平成20年3月26日までに、総額9612万円を支払わなければならない。
- (2) 調査開始日からさかのぼり10年以内に課徴金納付命令（当該課徴金納付命令が確定している場合に限る。）を受けたことがある事業者については、独占禁止法第7条の2第6項の規定に基づき、15%（同条第4項の規定に該当する者については6%）の算定率を適用している。また、前記2記載の違反行為に係る事件と同一の事件について不当な取引制限の罪により罰金の刑に処せられ、同裁判が確定している事業者については、同条第14項の規定に基づき、当該罰金額の2分の1に相当する金額を控除した額を課徴金額としている。

第2 緑資源機構等に対する通知について

- 1 入札談合等関与行為の概要
前記第1の2の違反行為に関し、緑資源機構の役員及び職員が、次の行為を反復的かつ継続的に行っていた事実が認められた。
(1) 緑資源機構発注の特定林道調査測量設計業務について、平成16年度に発注されたものにあつては緑資源機構森林業務部長の職にあった者が、平成17年度及び平成18年度に発注されたものにあつては緑資源機構森林業務部長の職にあっては、直接又は発注事業者として緑資源機構森林業務部長の職にあっては、直接又は発注事業者として、当該業務を通じて落札予定者となった旨の伝達を受けた者を受注予定者とし、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できようようにすることにより、公共の利益に反して、緑資源機構発注の特定林道調査測量設計業務の取引分野における競争を実質的に制限していた。
- (2) 平成17年度及び平成18年度においては、緑資源機構の森林業務担当理事の職にあり、平成16年度において緑資源機構森林業務部長の職にあった者は、前記(1)の落札予定者の選定結果について承認を与えていた。

2 該当法条及び通知

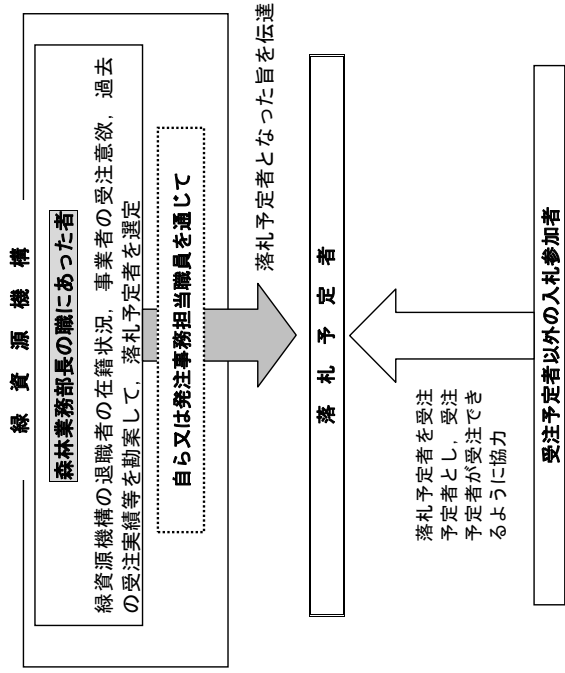
緑資源機構の役員及び職員による前記1の行為は、入札談合等関与行為の排除

及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（以下「入札談合等関係行為防止法」という。）第2条第5項第1号及び第2号の規定に該当し、いずれも入札談合等関係行為防止法に規定する入札談合等関係行為と認められる。

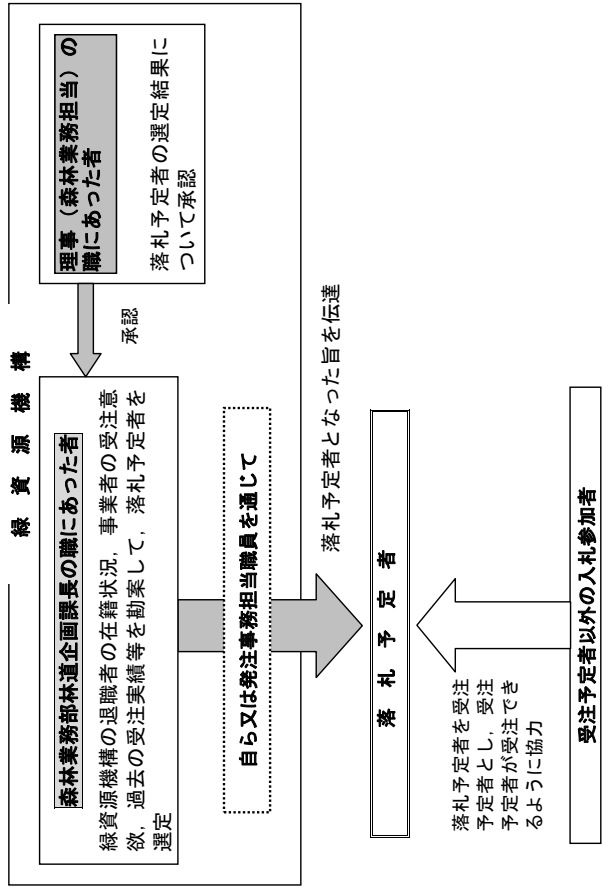
公正取引委員会は、緑資源機構に設置された入札談合再発防止対策等委員会が平成19年8月9日付けで取りまとめた「入札談合再発防止対策【中間取りまとめ】」における提言の内容に沿って、緑資源機構が同月30日付けで「入札談合再発防止対策実施方針」を策定し、入札契約制度の見直し、組織・人事の見直しを行うことを決定してその旨を公表するとともに、公正取引委員会にもその内容を報告していること、緑資源機構が平成19年度限りで解散することとしていること等を考慮し、入札談合等関係行為防止法の規定に基づく改善措置は求めないこととしたが、今後、緑資源機構における前記取組その他の措置を着実に実施することと資するよう、緑資源機構に対し、前記1の入札談合等関係行為等について通知を行った。

また、会計検査院及び林野庁に対しても、入札談合等関係行為の排除及び防止に万全を期す観点から、同趣旨の通知を行った。

○ 平成16年度における緑資源機構の落札予定者の選定結果の伝達方法



○ 平成17年度及び平成18年度における緑資源機構の落札予定者の選定結果の伝達方法



【資料2-①】札幌市が発注する下水処理施設に係る電気設備工事の入札参加業者らに対する排除措置命令、課徴金納付命令等について

- 動を行う旨を、取締役会において決議しなければならぬ。
- (2) 8社は、それぞれ、前記(1)に基づいて採った措置を、自社を除く7社及び札幌市に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならぬ。
- (3) 8社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、前記2と同様の行為を行ってはならない。
- (4) 8社は、今後、それぞれ、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならぬ。
- ア 官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の改定
- イ 官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての、札幌市発注の特定電気設備工事の営業担当者に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査

- 4 課徴金納付命令の概要
- (1) 8社は、平成21年1月30日までに、総額4億2530万円を支払わなければならない(別表参照)。
- (2) 独占禁止法改正法(平成17年法律第35号)附則第4条第2項の規定により、課徴金の計算においては、同法の施行日(平成18年1月4日)前に係る売上額に6パーセントの算定率を適用している。

- 第2 札幌市長に対する改善措置要求等について
- 1 入札談合等関与行為の概要
- 前記第1の2の違反行為に関し、札幌市下水道局建設部長又は同局建設部施設建設課長の職にあった者(平成17年4月1日に行われた同市の組織変更後)は、同市建設局下水道建設部長又は同局下水道建設部施設建設課長の職にあった者)は、遅くとも平成15年4月1日以降、札幌市発注の特定電気設備工事のほとんどすべてについて、当該工事の入札前に、当該工事の落札予定者についての意向を、落札予定者に示し、これにより、入札参加業者に入札談合を行わせていたものである。

- 2 該当法条及び改善措置要求等
- 札幌市の職員による前記1の行為は、入札談合等関与行為防止法第2条第5項第1号及び第2号の規定に該当し、いずれも入札談合等関与行為防止法に規定する入札談合等関与行為と認められる。
- よって、当委員会は、札幌市長に対し、入札談合等関与行為防止法第3条第2項の規定に基づき、今後、前記1の行為と同様の行為が生じないよう、札幌市発注の特定電気設備工事について、当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講じるよう求めるとともに、この求めに応じて同条第4項の規定に基づき札幌市長が行った調査の結果及び講じた改善措置の内容について、同条第6項の規定に基づき当委員会に通知するよう求めた。
- また、会計検査院に対して、入札談合等関与行為の排除及び防止に万全を期す観点から、通知を行った。

【資料2-①】札幌市が発注する下水処理施設に係る電気設備工事の入札参加業者らに対する排除措置命令、課徴金納付命令等について

平成20年10月29日
公正取引委員会

公正取引委員会は、札幌市が発注する特定電気設備工事(注)の入札参加業者らに対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、同法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、本日、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を、後記第1のとおり行った(違反行為については別添排除措置命令書参照)。

また、前記違反行為に関し、札幌市の職員による入札談合等関与行為が認められたため、本日、後記第2のとおり、札幌市長に対し、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(以下「入札談合等関与行為防止法」という。)の規定に基づき、改善措置要求を行った。

(注) 終末処理場、ポンプ場、スラッジセンター等の下水処理施設に係る電気設備工事のうち、当該工事で設置する電気設備を構成する主要機器の設計・製作を伴う新設工事、更新工事(既存の電気設備を取り替える工事をいう。)及び増設工事(既存の下水処理施設に電気設備を増設する工事をいう。)

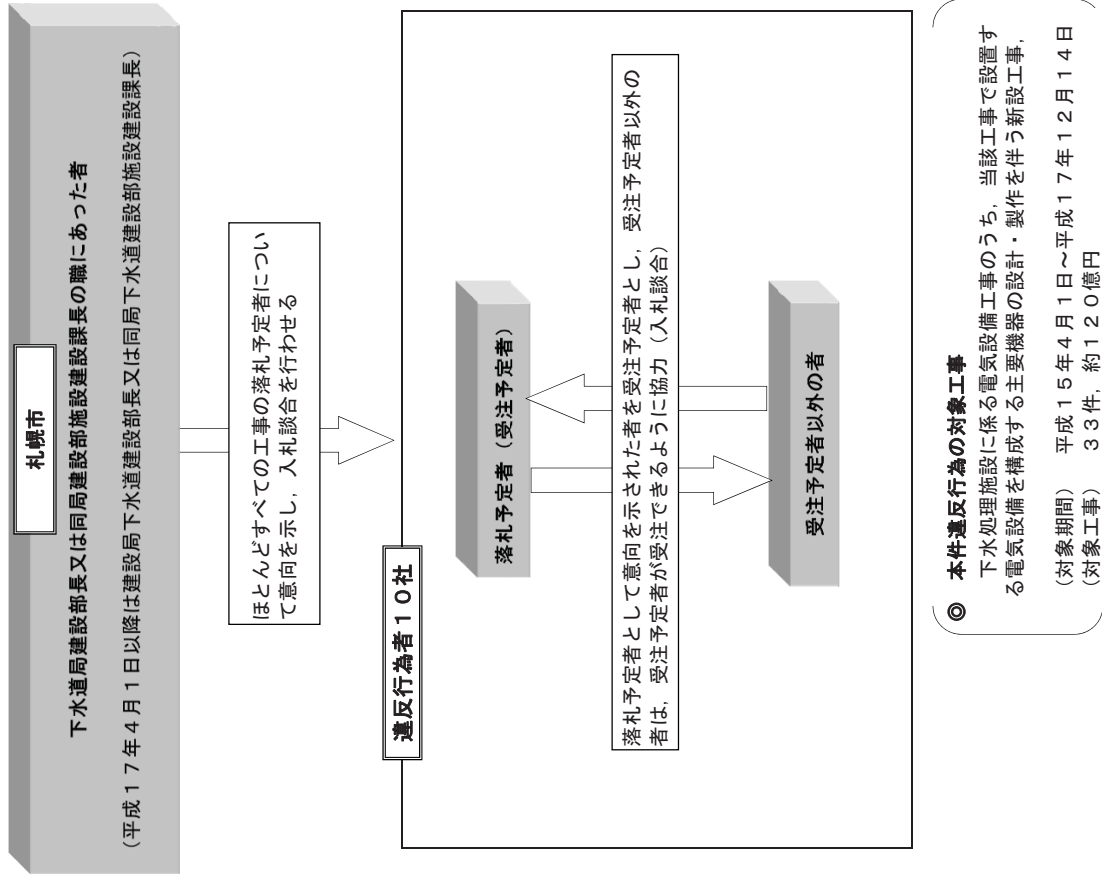
- 第1 排除措置命令及び課徴金納付命令について
- 1 違反事業者数、排除措置命令及び課徴金額等については別表のとおり。)

違反事業者数	排除措置命令 対象事業者数	課徴金額
10社	8社	4億2530万円

- 2 違反行為の概要
- 10社は、遅くとも平成15年4月1日以降(10社のうち、富士電機ホーデルデイングス株式会社については同年9月30日までの間、富士電機システムズ株式会社については同年10月1日以降)、札幌市発注の特定電気設備工事について、受注価格の低落防止を図るため、当該工事の入札前に、札幌市の職員から落札予定者として意向を示された者を受注予定者とし、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、札幌市発注の特定電気設備工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

- 3 排除措置命令の概要
- (1) 8社は、それぞれ、前記2の行為を取りやめている旨を確認すること及び今後、前記2の行為と同様の行為を行わず、各社がそれぞれ自主的に受注活

事件の概要



【資料2-⑧】国土交通省が発注する車両管理業務の入札参加業者らに対する排除措置命令、課徴金納付命令等について

平成21年6月23日
公正取引委員会

公正取引委員会は、国土交通省が北海道開発局及び各地方整備局において発注する車両管理業務^(注1)の入札参加業者らに対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、同法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、本日、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を行った（違反行為については別添排除措置命令書参照。）。

また、前記違反行為のうち北海道開発局において発注する車両管理業務に係るものに関し、国土交通省の職員による入札談合等関与行為が認められたため、本日、国土交通大臣に対し、入札談合等関与行為防止法の規定に基づき、改善措置要求を行った。

さらに、前記違反行為のうち北海道開発局並びに東北、関東、北陸、中部及び九州の各地方整備局において発注する車両管理業務に係るものに関し、入札参加業者が役員又は従業員として受け入れていた国土交通省又は旧建設省若しくは旧北海道開発庁の退職者が関与していた事実が認められたため、本日、国土交通省に対し、必要な措置を採るよう要請を行った。

（注1） 契約で定められた一定期間、顧客が保有する車両の運転、点検整備等を行う業務（他の業務が併せて発注される場合には当該他の業務を含む。）をいう。

第1 排除措置命令及び課徴金納付命令について

1 違反事業者名、排除措置命令及び課徴金納付命令の受命件数並びに課徴金額（違反事業者の詳細等については別表のとおり。）

番号	違反事業者名	排除措置命令受命件数	課徴金納付命令受命件数	課徴金額（合計）
1	日本道路興運株式会社	9件	9件	16億3306万円
2	北協連絡車管理株式会社	1件	1件	3億0053万円
3	日本総合サービス株式会社	9件	9件	2億7749万円
4	大新東株式会社	7件	7件	2億0645万円
5	ムサン興発株式会社	1件	1件	6493万円
6	株式会社日経サービス	1件	1件	4113万円
7	株式会社セノン	3件	1件	2506万円
8	株式会社安全エンタープライズ	1件	1件	2148万円
9	株式会社ニシノ建設管理	1件	1件	1651万円
10	株式会社アクアテルス	1件	1件	1635万円
11	株式会社関東ロードメンテナンス	—	—	—
合計				26億0299万円

（注2） 表中の株式会社関東ロードメンテナンスは、平成20年4月30日付けで解散の決議を行い、事業活動の全部をやめており、同年7月29日付けで清算が終了している。

（注3） 表中の「—」は、その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。

2 違反行為の概要

（1）本件においては、北海道開発局及び各地方整備局ごとに、次の各違反行為が認められた。

ア 北海道開発局において発注する車両管理業務
北協連絡車管理^(注4)、日本道路興運、大新東及び日本総合サービスの4社は、北海道開発局発注の特定車両管理業務^(注5)について、遅くとも平成14年3月19日以降^(注6)共同して、受注価格の低落防止等を図るため、北協連絡車管理の専務^(注7)が落札予定者として選定した者を受注予定者とし、受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、北海道開発局発注の特定車両管理業務の取引分野における競争を実質的に制限していた。

イ 各地方整備局において発注する車両管理業務
下表の「違反事業者名」欄記載の事業者は、「地方整備局名」欄記載の地方整備局発注の特定車両管理業務^(注8)について、それぞれ、遅くとも平成17年1月1日以降^(注9)共同して、受注価格の低落防止等を図るため、既存業者^(注10)を受注予定者とするなどして受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、それぞれの地方整備局発注の車両管理業務の取引分野における競争を実質的に制限していた。

地方整備局名	違反事業者名
① 東北地方整備局	日本道路興運 日本総合サービス 大新東 セノン
② 関東地方整備局	日本道路興運 ムサン興発 大新東 日本総合サービス 安全エンタープライズ ニシノ建設管理 関東ロードメンテナンス
③ 北陸地方整備局	日本道路興運 日本総合サービス 大新東
④ 中部地方整備局	日本道路興運 日本総合サービス セノン 大新東
⑤ 近畿地方整備局	日本道路興運 大新東 日経サービス 日本総合サービス アクアテルス
⑥ 中国地方整備局	日本道路興運 日本総合サービス
⑦ 四国地方整備局	日本道路興運 日本総合サービス
⑧ 九州地方整備局	日本道路興運 日本総合サービス 大新東 セノン

（2）北協連絡車管理は前記（1）アの北海道開発局発注の特定車両管理業務の大部分を受注し、日本道路興運及び日本総合サービスの2社は前記（1）イの各地方整備局発注の特定車両管理業務について、地方整備局ごとに、その過半数ないし全部を受注していたところ、本件においては、これら3社が自社の役員又は従業員として受け入れていた国土交通省又は旧建設省若しくは旧北海道開発庁の退職者が、それぞれ、他の入札参加業者との間で前記（1）アの違反行為並びに前記（1）イの表の①から⑧まで及び⑩の各地方整備局発注の特定車両管理業務に係る違反行為を実施するための入札価格等に関する情報の交換を行

っていた事実が認められた。

- (注4) 事業者名は以下すべて「株式会社」を省略して表記している。
- (注5) 国土交通省が北海道開発局の各開発建設部の事務所等において指名競争入札の方法により発注する車両管理業務をいう。
- (注6) 大新東にあっては平成15年3月11日以降の行為である。
- (注7) 旧北海道開発庁北海道開発局の退職者であって、平成17年5月27日までは北協連絡車管理の常務取締役、同日から平成19年6月5日までは事務取締役、同年7月1日から平成20年6月30日までは顧問の職にあった者をいう。
- (注8) 地方整備局発注の特定車両管理業務とは、国土交通省が各地方整備局の河川国道事務所等において一般競争入札又は指名競争入札の方法により発注する車両管理業務をいう。
- (注9) 東北地方整備局発注の特定車両管理業務について、大新東にあっては遅くとも平成18年3月24日以降、セノンにあっては遅くとも平成20年3月25日以降、関東地方整備局発注の特定車両管理業務について、関東ロードメンテナンスにあっては平成20年4月30日までの間、九州地方整備局発注の特定車両管理業務について、大新東にあっては遅くとも平成19年3月30日以降、セノンにあっては遅くとも平成20年3月26日以降の行為である。
- (注10) 事務所等において入札が行われる時点で当該事務所等における車両管理業務の委託を受けている者をいう。

3 排除措置命令の概要

前記2(1)の北海道開発局及び各地方整備局における違反行為ごとに、以下のとおり排除措置命令を行った。

- (1) 排除措置命令の対象事業者（以下「名あて人」という。）は、それぞれ、前記2(1)の行為を取りやめている旨を確認すること及び今後、前記2(1)の行為と同様の行為を行わず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨を、取締役会等において決議しなければならぬ。
- (2) 名あて人は、それぞれ、前記(1)に基づいて採った措置を、自社を除く名あて人及び北海道開発局又は各地方整備局に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならぬ。
- (3) 名あて人は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、前記2(1)の行為と同様の行為を行ってはならない。

4 課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は、平成21年9月24日までに、それぞれ別表の「課徴金額」欄記載の額（総額26億299万円）を支払わなければならない。

第2 国土交通大臣に対する改善措置要求等について

1 入札談合等関与行為の概要

前記第1の2(1)アの違反行為に関し、国土交通省の北海道開発局開発監理部の部長又は次長が、北協連絡車管理の社長^(注11)に対し、また、同部長事務課事務管理班の班長又は開発専門官が、北協連絡車管理の事務に対し、北海道開発局発注の特定車両管理業務のうち少なくとも平成14年度から平成18年度まで^(注12)に実施されたものについて、毎年、当該車両管理業務の指名競争入札に係る指名通知がなされる前に、未公表情報である当該入札に係る指名業者の名称又は当該入札の実施を予定する事務所等が置かれている開発建設部の名称若しくは当該事務所等の名称を教示していた事実が認められた。

(注11) 旧北海道開発庁北海道開発局の退職者であって、平成18年6月2日まで北協連絡車管理の代表取締役社長の職にあった者をいう。

(注12) 平成13年度以前に実施された車両管理業務についてはすべての事務所等において随意契約の方法により発注していたところ、平成14年度に実施された車両管理業務について一部の事

務所等において指名競争入札の方法により発注し、以降順次指名競争入札の方法により発注する事務所等の範囲を拡大して、平成18年度以降に実施された車両管理業務についてはすべての事務所等において指名競争入札の方法により発注していた。

2 該当法条及び改善措置要求等

国土交通省の職員による前記1の行為は、入札談合等関与行為防止法第2条第5項第3号（発注に係る秘密情報の漏えい）の規定に該当し、入札談合等関与行為防止法に規定する入札談合等関与行為と認められる。

よって、公正取引委員会は、国土交通大臣に対し、入札談合等関与行為防止法第3条第2項の規定に基づき、今後、前記1の行為と同様の行為が生じないよう、北海道開発局発注の特定車両管理業務について、当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講ずるよう求めるとともに、この求めに応じた同条第4項の規定に基づき国土交通大臣が行った調査の結果及び講じた改善措置の内容について、同条第6項の規定に基づき公正取引委員会に通知するよう求めた。

また、会計検査院に対して、入札談合等関与行為の排除及び防止に万全を期す観点から、通知を行った。

第3 国土交通省に対する要請について

1 要請の対象となった行為の概要

前記第1の2(1)アの違反行為並びに前記第1の2(1)イの表の①から④まで及び⑧の各地方整備局発注の特定車両管理業務に係る違反行為に関し、名あて人のうち北協連絡車管理、日本道路興運及び日本総合サービスの3社が受け入れている国土交通省又は旧建設省若しくは旧北海道開発庁の退職者が、それぞれ、他の入札参加業者との間で当該各違反行為を実施するための入札価格等に關する情報の交換を行うなど、当該各違反行為に關与していた事実が認められた。

2 要請の概要

公正取引委員会は、国土交通省に対し、国土交通省が北海道開発局及び各地方整備局において発注する車両管理業務について、今後、国土交通省の職員が退職後に前記1の行為と同様の行為をすることがないようするために必要な措置を採ることを要請した。

【資料2-⑨】防衛省航空自衛隊が発注する兵器類の製造業者らに対する排除措置命令、課徴金納付命令等について

平成22年3月30日
公正取引委員会

公正取引委員会は、防衛省航空自衛隊が発注する兵器類の製造業者らに対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、後記第1のとおり、同法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、本日、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を行った（違反行為については別添排除措置命令書参照。）。

また、前記違反行為に関し、後記第2のとおり、防衛省航空自衛隊第一補給処（以下「第一補給処」という。）の職員による入札談合等関係行為が認められたため、本日、防衛大臣に対し、入札談合等関係行為防止法の規定に基づき、改善措置要求を行った。

さらに、公正取引委員会は、本日、防衛省に対し、同省の調達業務に関わる職員に、独占禁止法及び入札談合等関係行為防止法の趣旨及び内容を周知徹底するとともに、入札の実態について再点検し、必要な場合には改善を行うなど再発防止のための所要の措置を講じるよう要請した。

第1 排除措置命令及び課徴金納付命令について

事業者	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
株式会社イトーキ	大阪市城東区今福東一丁目4番12号	代表取締役 松井 正	○	1億2857万円
株式会社内田洋行	東京都中央区新川二丁目4番7号	代表取締役 柏原 孝	○	9127万円
プラス株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	代表取締役 今泉 公二	○	7671万円
株式会社ライオン事務器	大阪府東大阪市長田中三丁目5番44号	代表取締役 桑原 能章	○	6490万円
株式会社岡村製作所	横浜市西区北幸二丁目7番18号	代表取締役 久松 一良	○	1371万円
コクヨファニー株式会社	大阪府東成区大今里南六丁目1番1号	代表取締役 黒田 英邦	-	-
合 計				3億7516万円

（注1）表中の「○」は、その事業者が排除措置命令の名あて人であることを示している。

（注2）表中の「-」は、その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の名あて人とならない違反事業者であることを示している。

2 違反行為の概要

株式会社イトーキ、株式会社内田洋行、プラス株式会社、株式会社ライオン事務器及び株式会社岡村製作所の5社（以下「5社」という。）並びにコクヨファニー株式会社6社（以下「6社」という。）は、遅くとも平成17年11月30日以降、共同して、防衛省航空自衛隊発注の特定兵器類（注3）について、発注者の意向を受けて納入予定メーカーを決定し、自ら受注し又は自社製品を取り扱う別紙記載の販売業者に受注させることにより、納入予定メーカーが納入できないようにすることにより、公共の利益に反して、防衛省航空自衛隊発注の特定兵器類の取引分野における競争を実質的に制限している。

（注3）防衛省航空自衛隊が第一補給処において、一般競争入札の方法により、仕様書の調達品目表に6社又はそれ以外の製品の型番を並べて記載した同等品リスト（仕様書に記載すべき形状、寸法等の規格の指定に代えて調達品目表に添付されるリストであったり、調達対象製品についてメーカーごとと同等品を同等の製品の型番として並べて記載したものをいう。）を用いて発注する兵器類（納入時に設置工事、組立加工等の役割を要する場合は当該役割を含む。）をいう。

3 排除措置命令の概要

（1）5社は、それぞれ、前記2の行為を取りやめようとしている旨を確認すること及び今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、防衛省航空自衛隊が第一補給処において発注する兵器類について、納入予定メーカーを決定せず、各社がそれぞれ自主的に営業活動を行う旨を、取締役会において決議しなければならぬ。

（2）5社は、それぞれ、前記（1）に基づいて採った措置を、自社を除く4社並びに自社製品を取り扱う別紙記載の販売業者及び第一補給処に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならぬ。

（3）5社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、防衛省航空自衛隊が第一補給処において発注する兵器類について、納入予定メーカーを決定してはならない。

（4）5社は、今後、それぞれ、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。

ア 官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成又は改定

イ 官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての、防衛省航空自衛隊が発注する兵器類の営業担当者に対する定期的な研修及び義務担当者による定期的な監査

4 課徴金納付命令の概要

5社は、平成22年7月1日までに、それぞれ前記1の表の「課徴金額」欄記載の額（総額3億7516万円）を支払わなければならない。

第2 防衛大臣に対する改善措置要求について

1 入札談合等関係行為の概要

前記第1の2の違反行為に関し、第一補給処の資材計画部資材計画課長は、平成17年度から平成20年度までの間、予算の執行余剰分で調達する物品を対象に、処長、副処長又は資材計画部長の了解の下、過去の取引実績や防衛省航空自衛隊の退職者の在籍状況等を考慮し、調達に係る事業者別の目標（以下「調達要求目標」という。）を定め、資材計画課の各班長に対し、調達要求目

標を達成するよう指示等をしていった。また、資材計画課で什器類の調達を担当する需品班及び基地器材班は、平成17年度から平成20年度までの間（基地器材班においては平成18年度から平成20年度までの間）、調達要求目標が達成できるよう、6社に対し、第一補給処が調達を希望するメーカーについての意向を示し、これにより、6社に入札談合を行わせていた。

2 関係法条及び改善措置要求等

第一補給処の職員による前記1の行為は、入札談合等関与行為防止法第2条第5項第1号（事業者に入札談合を行わせること）及び第2号（契約相手の意向の教示）に該当し、同法に規定する入札談合等関与行為と認められる。

なお、防衛省が、第一補給処が実施する什器類の入札を対象として行った防衛監察本部による防衛監察の結果を公正取引委員会に対し平成21年5月28日付けで通報する前に、第一補給処の職員が関係事業者に対して防衛監察本部による防衛監察の内容及び公正取引委員会への通報の予定を漏えいしていた事実等が認められた。

よって、公正取引委員会は、防衛大臣に対し、入札談合等関与行為防止法第3条第2項の規定に基づき、今後、前記1の行為と同様の行為が生じないよう、防衛省航空自衛隊発注の特定什器類について、当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講じるよう求めた。また、防衛大臣に対し、この求めに応じて同条第4項の規定に基づき行った調査の結果及び講じた改善措置の内容について、同条第6項の規定に基づき公表するとともに公正取引委員会に通知するよう求めた。

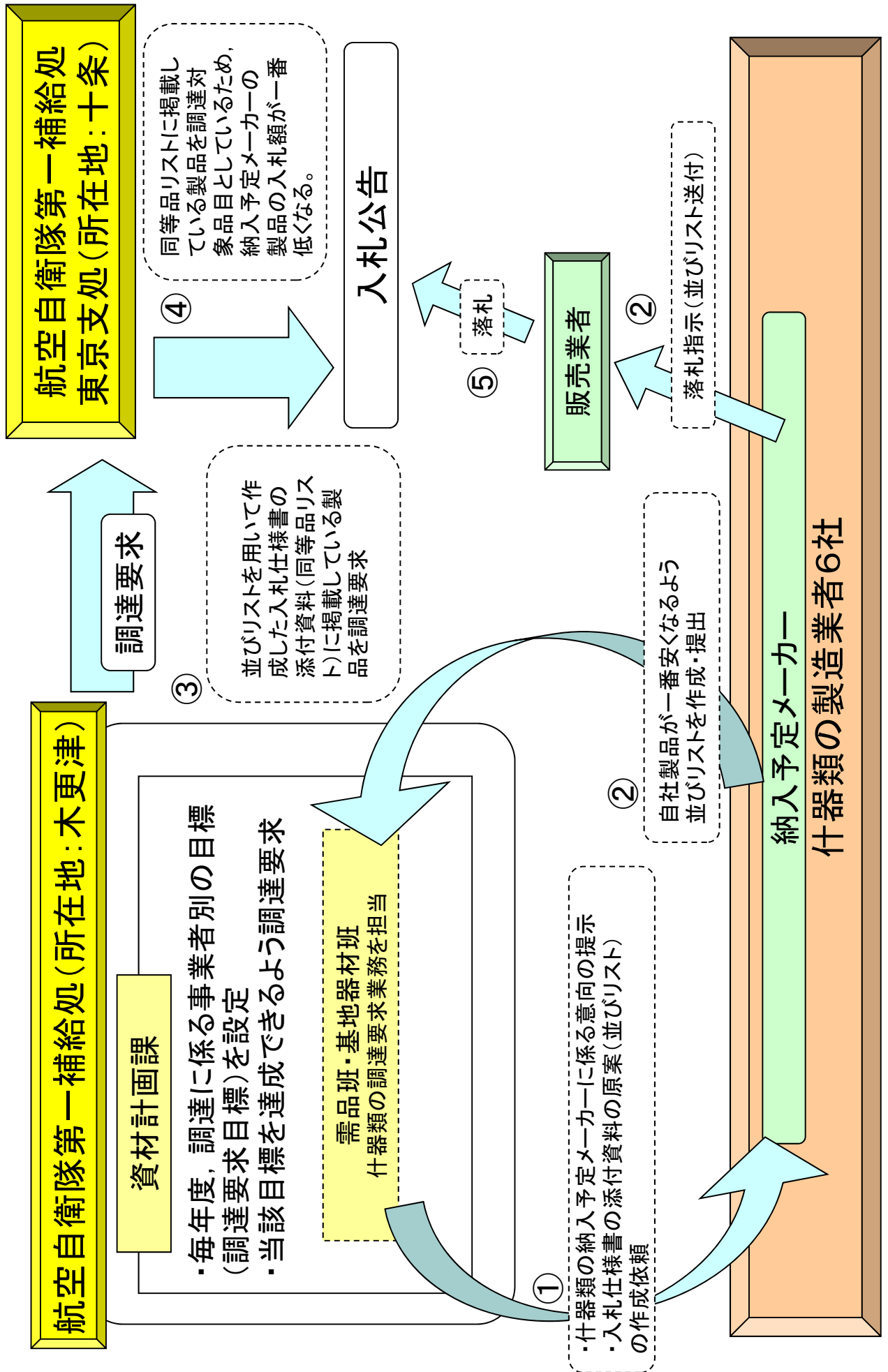
さらに、会計検査院に対し、入札談合等関与行為の排除及び防止に万全を期す観点から、防衛大臣に対して改善措置を講じるよう求めた旨の通知を行った。

第3 防衛省に対する要請について

公正取引委員会は、これまでも防衛省に対し、同省の職員が行っていた入札業務に係る問題点を指摘し、再発防止のための改善措置を講じるよう繰り返し求めるなどしてきた。しかしながら、本件審査過程において、前記第2の1の事実に加え、什器類以外の物品についても、競争入札に付しているにもかかわらず過去の取引実績や防衛省航空自衛隊の退職者の在籍状況等を考慮してあらかじめ調達要求目標を定めるなど、入札談合等関与行為防止法上の問題につながりかねない事実も認められた。

これらを踏まえ、公正取引委員会は、防衛省に対し、同省の調達業務に関わる職員に、独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法の趣旨及び内容を周知徹底するとともに、入札の実態について再点検し、必要な場合には改善を行うなど再発防止のための所要の措置を講じるよう要請した。

1 本件違反行為の流れ



- (2) 27社は、それぞれ、前記(1)に基づいて採った措置を、自社を除く26社及び青森市に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならぬ。
- (3) 27社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、青森市が競争入札の方法により土木一式工事として発注する工事について、受注予定者を決定してはならない。

4 課徴金納付命令の概要
 28社は、平成22年7月23日までに、それぞれ別表の「課徴金額」欄記載の金額（総額2億9789万円）を支払わなければならない。

第2 青森市長に対する改善措置要求等について

1 入札談合等関与行為の概要

前記第1の2の違反行為に関し、青森市特別理事（自治体経営監）の職にあった者^(注3)は、青森市発注の特定土木一式工事について、特定の事業者の役員から受注予定者の決定を円滑に行うために3つのグループに分けた指名業者の組合せ案を提示され、以後これに従って入札参加業者を指名するように要請されたことから、入札参加業者間で受注に関する調整が行われていることを認識しながら、入札参加業者間で協議できようにするため、同自治体経営局総務部契約課に対して指名業者の組合せを同要請に沿った3グループにするよう指示し、平成18年4月以降、平成21年4月23日付けで同市を退職するまでの間、おおむね、同課をしてこの3グループでの指名業者の組合せを維持させていた。

(注3) 平成20年10月1日以降にあっては青森市副市長の職にあった。この者は、平成18年4月1日から平成21年4月23日までの間、同自治体経営局長事務取扱を命じられ、同市が指名競争入札の方法により土木一式工事として発注する工事に係る入札及び契約に関する事務等をつかさどる総務部契約課に属する自治体経営局長の職務を統括していた。

2 関係法条及び改善措置要求等

青森市の職員による前記1の行為は、入札談合等関与行為防止法第2条第5項第4号（入札談合の幫助）に該当し、同法に規定する入札談合等関与行為と認められる。

よって、公正取引委員会は、青森市長に対し、入札談合等関与行為防止法第3条第2項の規定に基づき、今後、前記1の行為と同様の行為が生じないよう、青森市発注の特定土木一式工事について、当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講ずるよう求めた。また、青森市長に対し、この求めに応じて同条第4項の規定に基づき行った調査の結果及び講じた改善措置の内容について、同条第6項の規定に基づき公表するとともに公正取引委員会に通知するよう求めた。

さらに、会計検査院に対して改善措置を講ずるよう求めた旨の通知を行った。点から、青森市長に対して改善措置を講ずるよう求めた旨の通知を行った。

【資料2-1⑪】青森市が発注する土木一式工事の入札参加業者らに対する排除措置命令、課徴金納付命令等について

平成22年4月22日
 公正取引委員会

公正取引委員会は、青森市が発注する土木一式工事の入札参加業者らに対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、後記第1のとおり、同法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、本日、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を行った（違反行為については別添排除措置命令書参照。）。

また、前記違反行為に関し、後記第2のとおり、青森市の職員による入札談合等関与行為が認められたため、本日、青森市長に対し、入札談合等関与行為防止法の規定に基づき、改善措置要求を行った。

第1 排除措置命令及び課徴金納付命令について

1 違反事業者数、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者数並びに課徴金額（対象事業者名、各事業者の課徴金額等については別表のとおり。）

違反事業者数	排除措置命令 対象事業者数	課徴金納付命令 対象事業者数	課徴金額
34社	27社	28社	2億9789万円

2 違反行為の概要

34社は、遅くとも平成17年4月1日以降^(注1)、共同して、青森市発注の特定土木一式工事^(注2)について、受注予定者（受注すべき者又は特定建設工事共同企業体をいう。以下同じ。）を決定し、受注予定者が受注できるようにすることに より、公共の利益に反して、青森市発注の特定土木一式工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注1) 株式会社共生建設にあっては遅くとも平成18年1月10日以降、成俊工業株式会社及び和田工業株式会社にあっては遅くとも同年5月9日以降、株式会社ナガイ及び株式会社坂正にあっては遅くとも平成20年5月7日以降の行為である。

(注2) 青森市が、指名競争入札の方法により土木一式工事として発注する工事であって、旧青森市（平成17年4月1日に青森県南津軽郡浪岡町と合併する前の青森市をいう。）の区域に本店を置き、青森市から土木一式工事についてAの等級に格付されている者のみ又はこれら者のみを構成員とする特定建設工事共同企業体のみを当該入札の参加者として指名するものをいう。

3 排除措置命令の概要

(1) 27社は、それぞれ、前記2の行為を取りやめようとしている旨を確認すること及び今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、青森市が競争入札の方法により土木一式工事として発注する工事について、受注予定者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨を、取締役会等において決議しなければならぬ。

【資料 2-1⑩】茨城県が発注する土木一式工事及び舗装工事の入札参加者らに対する排除措置命令、課徴金納付命令等について

平成23年8月4日
公正取引委員会

公正取引委員会は、茨城県が発注する土木一式工事又は舗装工事の入札参加者らに対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、後記第1のとおり、同法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、本日、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を行った（違反行為については別添排除措置命令書参照。）。

また、前記違反行為に関し、後記第2のとおり、茨城県の職員による入札談合等関与行為が認められたため、本日、茨城県知事に対し、入札談合等関与行為防止法の規定に基づき、改善措置要求を行った。

さらに、後記第3のとおり、本日、茨城県に対し、同県の発注業務に関わる職員に、独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法の趣旨及び内容を周知徹底することなどを要請した。

第1 排除措置命令及び課徴金納付命令について

1 違反行為者数、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者数並びに課徴金額（対象事業者名、各事業者の課徴金額等については各別表のとおり。）

	違反行為者数	排除措置命令 対象事業者数	課徴金納付命令 対象事業者数	課徴金額
境土地改良事務所発注の 特定土木一式工事（注1） （別表1）	66名	57名	42名	1億4886万円
境工事事務所発注の特定 舗装工事（注2） （別表2）	20名	18社	14社	2594万円
境工事事務所発注の特定 土木一式工事（注3） （別表3）	39名	34社	33社	1億1747万円
合計	延べ125名 （実数72名）	延べ109名 （実数63名）	延べ89名 （実数50名）	2億9227万円

（注1）「境土地改良事務所発注の特定土木一式工事」とは、茨城県が境土地改良事務所（注4）において一般競争入札又は指名競争入札の方法により土木一式工事として発注する工事であって、①土木S等級業者及び土木A等級業者のみ、②土木A等級業者のみ、③土木A等級業者及び土木B等級業者のみ又は④土木B等級業者のみを入札参加者とするものをいう（注5）。

（注2）「境工事事務所発注の特定舗装工事」とは、茨城県が境工事事務所（注4）において指名競争入札の方法により発注する工事であって、①舗装工事として発注する工事（「路面再生工事」、「道路舗装工事」）若しくは②土木一式工事として「路面再生工事」、「道路舗装工事」、「街路舗装工事」若しくは「道路舗装工事」のいずれかの工事名で発注する工事であって舗装A等級業者かつ土木A等級業者であるもののみを入札の参加者とするものをいう（注5）。

（注3）「境工事事務所発注の特定土木一式工事」とは、茨城県が境工事事務所（注4）において一般競争入札又は指名競争入札の方法により土木一式工事として発注する工事（「路面再生工事」、「街路舗装工事」、「道路舗装工事」又は「道路舗装新設工事」の工事名で発注するものを除く。）であって、①土木S等級業者及び土木A等級業者のみ又は②土木A等級業者のみ（いずれも茨城県の区域に本店又は主たる事務所を置く者に限る。）を入札の参加者とするものをいう（注5）。

（注4）「境土地改良事務所」とは、茨城県西農林事務所境土地改良事務所（平成21年3月31日以前にあっては茨城県境土地改良事務所）をいい、「境工事事務所」とは、茨城県境工事事務所（同日以前にあっては茨城県境土木事務所）をいう。

（注5）「土木S等級業者」、「土木A等級業者」又は「土木B等級業者」とは、それぞれ、茨城県から土木一式工事についてのSの等級に決定された事業者、Aの等級に決定された事業者又はBの等級に決定された事業者をいい、「舗装A等級業者」とは、茨城県から舗装工事についてAの等級に決定された事業者をいう。

2 違反行為の概要

（1）境土地改良事務所発注の特定土木一式工事
別表1記載の66名は、遅くとも平成19年6月1日以降（注6）、共同して、境土地改良事務所発注の特定土木一式工事について、境土地改良事務所の職員が各工事の落札を予定する者（以下「落札予定者」という。）として決定した者であって、境支部（注7）の支部長等から受注すべき旨の伝達を受けた者を受注すべき者（以下「受注予定者」という。）と決定し、受注予定者が受注できるようにすることに、公共の利益に反して、境土地改良事務所発注の特定土木一式工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

（2）境工事事務所発注の特定舗装工事
別表2記載の20名は、遅くとも平成19年6月1日以降（注8）、共同して、境工事事務所発注の特定舗装工事について、受注機会の均等化を図るため、原則としてあらかじめ定められた順番により受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることに、公共の利益に反して、境工事事務所発注の特定舗装工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

（3）境工事事務所発注の特定土木一式工事
別表3記載の39名は、遅くとも平成19年6月1日以降（注9）、共同して、境工事事務所発注の特定土木一式工事について、受注価格の低落防止を図るため、受注を希望する者との間の話し合いなどにより受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることに、公共の利益に反して、境工事事務所発注の特定土木一式工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

（注6）別表1記載の番号15、40及び53の事業者には遅くとも平成19年9月27日以降、番号56の事業者には遅くとも平成19年11月14日以降、番号44の事業者には遅くとも平成20年9月26日以降、番号49の事業者には遅くとも平成21年7月24日以降、番号54の事業者には遅くとも平成21年9月1日以降、番号45の事業者には遅くとも平成21年9月16日以降の行為である。

（注7）「境支部」とは、社団法人茨城県建設業協会境支部をいう。

（注8）別表2記載の番号14の事業者には遅くとも平成19年8月23日以降、番号17及び18の事業者には遅くとも平成21年6月22日以降、番号16の事業者には遅くとも平成21年6月23日以降の行為である。

（注9）別表3記載の番号11及び12の事業者には遅くとも平成19年8月22日以降、番号26の事業者には遅くとも平成19年8月22日以降、番号33の事業者には遅くとも平成21年3月25日以降、番号31の事業者には遅くとも平成21年8月20日以降、番号22の事業者には遅くとも平成21年9月16日以降、番号14、23及び30の事業者には遅くとも平成21年9月17日以降、番号29の事業者には遅くとも平成21年9月25日以降の行為である。

なお、違反行為者は、(1)から(3)までの各工事について、自らが入札に参加しようとする旨を、境支部に連絡していた。

（注8）別表2記載の番号14の事業者には遅くとも平成19年8月23日以降、番号17及び18の事業者には遅くとも平成21年6月22日以降、番号16の事業者には遅くとも平成21年6月23日以降の行為である。

（注9）別表3記載の番号11及び12の事業者には遅くとも平成19年8月22日以降、番号26の事業者には遅くとも平成19年8月22日以降、番号33の事業者には遅くとも平成21年3月25日以降、番号31の事業者には遅くとも平成21年8月20日以降、番号22の事業者には遅くとも平成21年9月16日以降、番号14、23及び30の事業者には遅くとも平成21年9月17日以降、番号29の事業者には遅くとも平成21年9月25日以降の行為である。

3 排除措置命令の概要

前記2の違反行為ごとに、次のとおり排除措置命令を行った。

（1）排除措置命令の対象事業者（以下「名宛人」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会等において決議しなければならない。

ア 前記2の行為を取りやめている旨を確認すること

イ 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、前記2の工事について、受注予定者を決定せず、各自がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨

- ウ 今後、前記2の工事について、自らが入札に参加しようとする旨を、境支部に連絡しない旨
- (2) 名宛人は、それぞれ、前記(1)に基づいて採った措置を、自らを除く宛人及び茨城県に通知し、かつ、自らの従業員等に周知徹底しなければならぬ。
- (3) 名宛人は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、前記2の工事について、受注予定者を決定してはならない。
- (4) 名宛人は、今後、それぞれ、前記2の工事について、自らが入札に参加しようとする旨を、境支部に連絡してはならない。

4 課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は、平成23年11月7日までに、それぞれ別表1、別表2又は別表3の「課徴金額」欄記載の額（総額2億9227万円）を支払わなければならない。

第2 茨城県知事に対する改善措置要求等について

1 入札談合等関与行為の概要

- (1) 前記第1の2(1)の行為に関し、境土地改良事務所の工務課長^(注10)は、遅くとも平成19年4月以降、境土地改良事務所発注の特定土木一式工事の全てについて、同事務所の所長の承認の下、各工事の落札予定者を決定し、当該工事の入札前に、落札予定者についての意向を、境支部の支部長に伝達していた^(注11)。
- (2) 前記第1の2(2)の行為に関し、境工事事務所の所長は、特定の事業者からの要望を受け、境工事事務所発注の特定舗装工事のうち遅くとも平成19年6月1日以降に入札が行われたものについて、当該工事の入札参加業者があらかじめ定められた順番のとおり受注できるようにするため、発注工事及び指名業者の選定に係る業務を担当する同事務所の道路管理課長及び道路整備課長^(注12)に指示して、当該順番を考慮した発注工事及び指名業者の選定を行わせていた。

(注10) 平成21年3月31日以前にあっては工務第一課長。

(注11) 境支部の支部長は、自ら又は境支部の役員を通じて、当該工事の落札予定者として決定された者に対して、当該工事を受注すべき旨を伝達していた。

(注12) 平成21年3月31日以前にあっては道路維持課長及び道路河川整備第一課長。

2 関係法条及び改善措置要求等

茨城県の職員による前記1(1)の行為は、入札談合等関与行為防止法第2条第5項第1号（事業者に入札談合を行わせること）及び第2号（受注者に関する意向の指示）に該当し、また、前記1(2)の行為は、同項第4号（入札談合の幫助）に該当し、いずれも、同法に規定する入札談合等関与行為と認められる。

よって、公正取引委員会は、茨城県知事に対し、入札談合等関与行為防止法第3条第2項の規定に基づき、今後、前記1の行為と同様の行為が生じないよう、境土地改良事務所発注の特定土木一式工事及び境工事事務所発注の特定舗装工事について、当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講ずるよう求めた。また、茨城県知事に対し、この求めに応じて同条第4項の規定に基づき行った調査の結果及び講じた改善措置の内容について、同条第6項の規定に基づき公表するとともに公正取引委員会に通知するよう求めた。

さらに、会計検査院に対し、入札談合等関与行為の排除及び防止に万全を期す観点から、茨城県知事に対して改善措置を講ずるよう求めた旨の通知を行った。

第3 茨城県に対する要請について

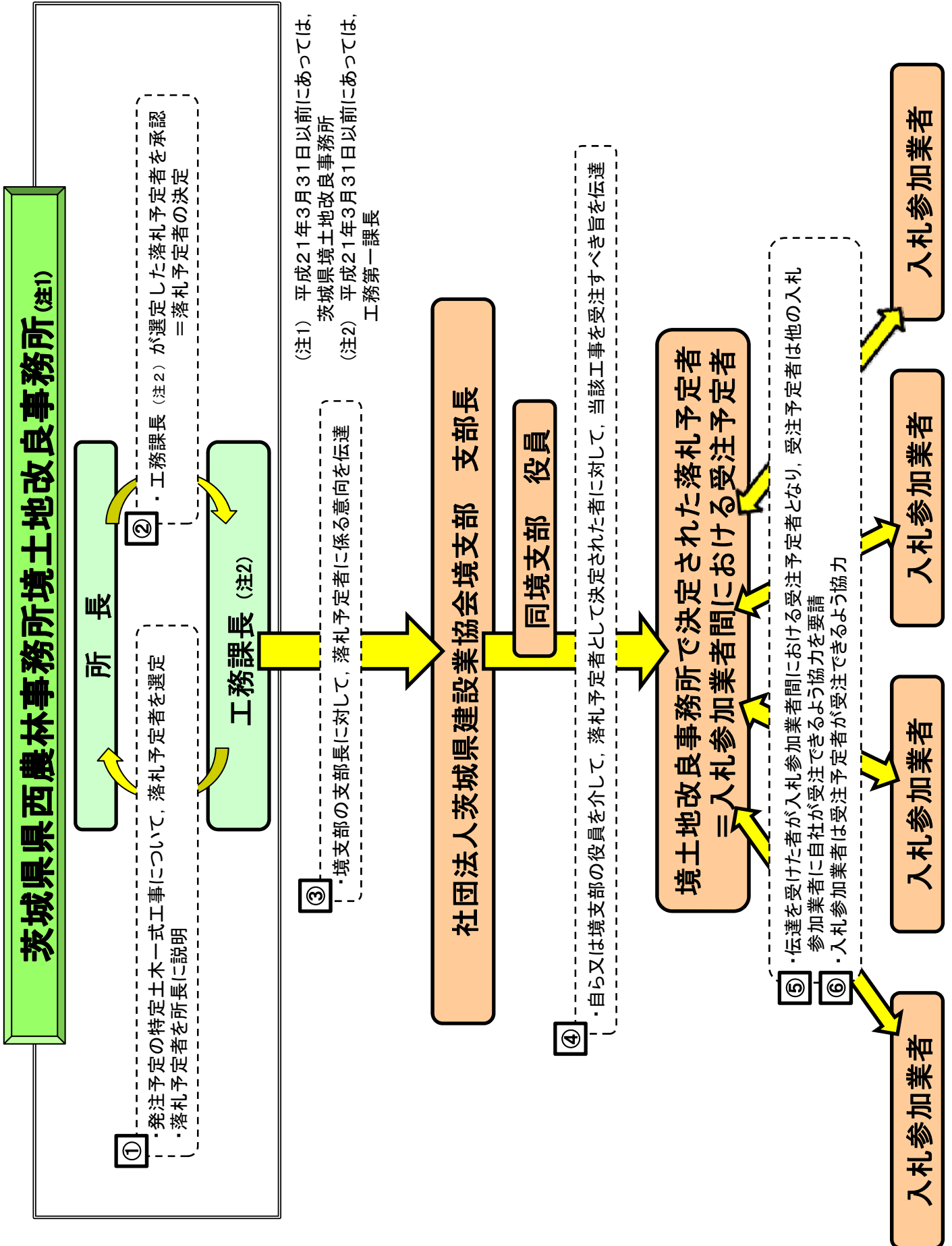
本件審査の過程において、前記第2の入札談合等関与行為以外に、茨城県が茨城県東西農林事務所において競争入札の方法により発注する建設工事について、同事務所の土地改良部門の職員が、落札予定者を決定し、当該入札の前に、落札予定者についての意向を、社団法人茨城県建設業協会茨西支部及び常総支部の各支部に所属する特定の事業者に伝達していた疑いが認められた。当該行為は、競争入札の方法により発注する建設工事について同県の職員が落札予定者として決定した事業者に当該建設工事を受注させる行為が存在したことを疑わせるものであり、入札談合等関与行為防止法上の問題を生じさせるおそれがあるものと認められる。

よって、公正取引委員会は、茨城県に対し、同県の建設工事の発注業務に関わる職員に、独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法の趣旨及び内容を周知徹底するとともに、同県の建設工事の発注業務の実態について調査し、入札談合等関与行為防止法上の問題を生じさせるおそれがある行為が認められた場合には、同県の職員が当該行為と同様の行為を行うことがないようにするために必要な措置を講ずるよう要請した。

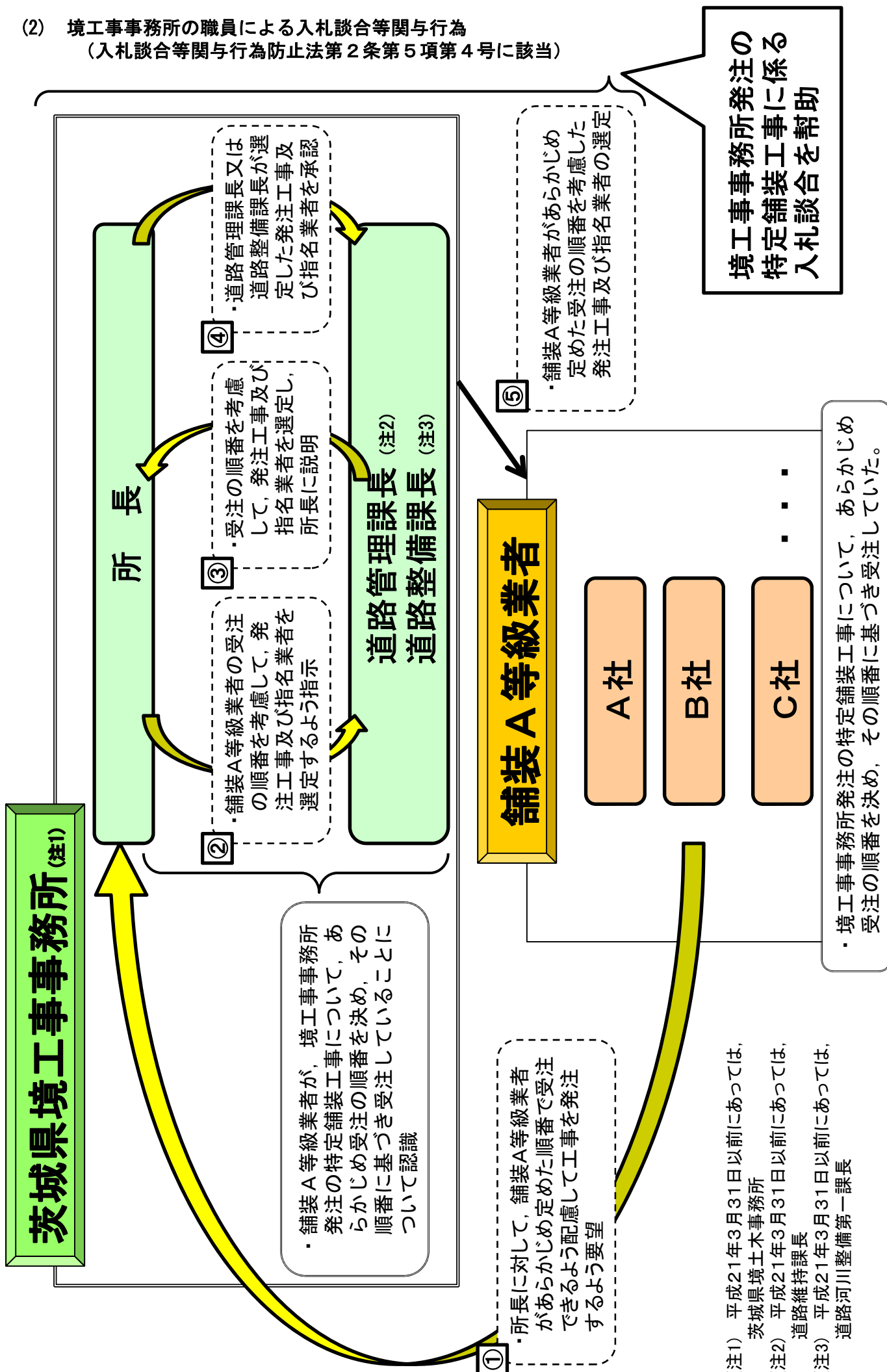
1 入札談合等関与行為の流れ

(1) 境土地改良事務所の職員による入札談合等関与行為

(入札談合等関与行為防止法第2条第5項第1号及び第2号に該当)



(2) 境工事事務所の職員による入札談合等関与行為
(入札談合等関与行為防止法第2条第5項第4号に該当)



(注1) 平成21年3月31日以前にあっては、茨城県境土木事務所
(注2) 平成21年3月31日以前にあっては、道路維持課長
(注3) 平成21年3月31日以前にあっては、道路河川整備第一課長

【資料 2-10】国土交通省及び高知県が発注する一般土木工事等の入札参加業者らに対する
排除措置命令、課徴金納付命令等について

平成24年10月17日
公正取引委員会

公正取引委員会は、国土交通省が四国地方整備局において発注する一般土木工事及び港湾土木工事並びに高知県が発注する土木一式工事の入札参加業者らに対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、後記第1のとおり、同法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、本日、同法第7条第2項の規定に基づき排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を行った（違反行為については別添排除措置命令書参照。）。

また、前記違反行為に関し、後記第2のとおり、国土交通省の職員による入札談合等関与行為が認められたため、本日、国土交通大臣に対し、入札談合等関与行為防止法の規定に基づき、改善措置要求を行った。

さらに、国土交通省において入札談合等関与行為が繰り返行われている事実を踏まえ、後記第3のとおり、本日、同省に対し、同省全体として入札談合等関与行為の再発を確実に防止するために効果的な改善措置を講ずるよう要請した。

第1 排除措置命令及び課徴金納付命令について

1 違反行為者数、命令対象事業者数及び課徴金額

（対象事業者名、各事業者の課徴金額等については各別表のとおり。）

	違反行為者数	排除措置命令 対象事業者数	課徴金納付命令 対象事業者数	課徴金額
土佐国道事務所発注の特定一般土木工事（注1） （別表1）	31名	26名	25名	7億5527万円
高知河川国道事務所発注の特定一般土木工事（注2） （別表2）	27名	24名	19名	3億9269万円
高知港湾・空港整備事務所発注の特定港湾土木工事（注3） （別表3）	24名	19名	17社	1億1645万円
高知県発注の特定土木一式工事（注4） （別表4）	24名	20名	18名	4億9107万円
合計	延べ106名 （実数44名）	延べ89名 （実数37名）	延べ79名 （実数37名）	17億5548万円

（注1）「土佐国道事務所発注の特定一般土木工事」とは、国土交通省が、四国地方整備局土佐国道事務所において、一般競争入札の方法により一般土木工事として発注する工事であって、国土交通省から、四国地方整備局において、一般土木工事についてCの等級に格付されている者又は経常建設共同企業体（平成20年8月15日から平成22年6月30日までの間にあっては、Bの等級に格付されていた株式会社竹内建設を含む。）のみを入札の参加者とするものをいう。

（注2）「高知河川国道事務所発注の特定一般土木工事」とは、国土交通省が、四国地方整備局高知河川国道事務所において、一般競争入札の方法により一般土木工事として発注する工事であって、国土交通省から、四国地方

備局において、一般土木工事についてCの等級に格付されている者又は経常建設共同企業体（平成20年8月15日から平成22年6月30日までの間にあっては、Bの等級に格付されていた株式会社竹内建設を含む。）のみを入札の参加者とするものをいう。

（注3）「高知港湾・空港整備事務所発注の特定港湾土木工事」とは、国土交通省が、四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所において、一般競争入札の方法により港湾土木工事として発注する工事であって、国土交通省から、四国地方整備局において、一般競争入札の方法により港湾土木工事についてBの等級に格付されている者又は経常建設共同企業体のみを入札の参加者とするものをいう。

（注4）「高知県発注の特定土木一式工事」とは、高知県が、一般競争入札の方法により土木一式工事として発注する工事であって、高知県から土木一式工事についてAの等級に格付されている者又はこれらの者を代表者とする特定建設工事共同企業体のみを入札の参加者とするものをいう。

2 違反行為の概要

(1) 土佐国道事務所発注の特定一般土木工事

違反行為者31名は、遅くとも平成20年4月1日以降（注5）、共同して、土佐国道事務所発注の特定一般土木工事について、受注価格の低落防止等を図るため、ミタ二建設工業株式会社、入交建設株式会社及び株式会社轟組の3社（以下「3社」という。）が指定した者を受注予定者とするなどにより受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、土佐国道事務所発注の特定一般土木工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(2) 高知河川国道事務所発注の特定一般土木工事

違反行為者27名は、遅くとも平成20年4月1日以降（注5）、共同して、高知河川国道事務所発注の特定一般土木工事について、受注価格の低落防止等を図るため、3社が指定した者を受注予定者とするなどにより受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、高知河川国道事務所発注の特定一般土木工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(3) 高知港湾・空港整備事務所発注の特定港湾土木工事

違反行為者24名は、遅くとも平成20年4月1日以降（注5）、共同して、高知港湾・空港整備事務所発注の特定港湾土木工事について、受注価格の低落防止等を図るため、受注を希望する者の間の話合いなどにより受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、高知港湾・空港整備事務所発注の特定港湾土木工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(4) 高知県発注の特定土木一式工事

違反行為者24名は、遅くとも平成20年4月1日以降（注5）、共同して、高知県発注の特定土木一式工事について、受注価格の低落防止等を図るため、受注を希望する者の間の話合いなどにより受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、高知県発注の特定土木一式工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

（注5）一部の違反行為者については、別表1ないし4の注記のとおり、同日後に違反行為に参加している。

3 排除措置命令の概要

前記2の違反行為ごとに、次のとおり排除措置命令を行った。

(1) 排除措置命令の対象事業者（以下「名宛人」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会等において決議しなければならないこと。

ア 前記2の行為を取りやめている旨を確認すること。

イ 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、前記2の工事について、

受注予定者を決定せず、各自がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨

(2) 名宛人は、それぞれ、前記(1)に基づいて採った措置を、自らを除く名宛人及び発注者に通知し、かつ、自らの従業員等に周知徹底しなければならぬ。

(3) 名宛人は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、前記2の工事について、受注予定者を決定してはならない。

(注6) 土佐国道事務所発注の特定一般土木工事及び高知河川国道事務所発注の特定一般土木工事において、違反行為者を吸収合併した事業者1社については、違反行為者ではないが、違反行為に係る事業を承継した者として、排除措置命令の対象となっており、当該事業者に対しては、(1)アの事項を命じていない。

4 課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は、平成25年1月18日までに、それぞれ別表1、別表2、別表3及び別表4の「課徴金額」欄記載の額（総額17億5548万円）を支払わなければならない(注7)。

(注7) 3社は、土佐国道事務所発注の特定一般土木工事及び高知河川国道事務所発注の特定一般土木工事において、独占禁止法第7条の2第8項第2号の規定に該当する者として、同項に基づき課徴金の割増し算定率を適用している。

第2 国土交通大臣に対する改善措置要求等について

1 入札談合等関与行為の概要

前記第1の2(1)及び(2)の行為に関し、土佐国道事務所の副所長及び高知河川国道事務所の副所長は、遅くとも平成20年4月1日以降、土佐国道事務所発注の特定一般土木工事及び高知河川国道事務所発注の特定一般土木工事について、ミタニ建設工業株式会社の代表取締役社長の求めに応じ、同人に対し、各入札における入札書の提出締切日前までに、入札参加業者の名称、入札参加業者の評価点、予定価格等の未公表情報を教示していた。

2 関係法条及び改善措置要求等

国土交通省の職員による前記1の行為は、入札談合等関与行為防止法第2条第5項第3号（発注に係る秘密情報の漏えい）の規定に該当し、同法に規定する入札談合等関与行為と認められる。

よって、公正取引委員会は、国土交通大臣に対し、入札談合等関与行為防止法第3条第2項の規定に基づき、今後、前記1の行為と同様の行為が生じないよう、土佐国道事務所発注の特定一般土木工事及び高知河川国道事務所発注の特定一般土木工事のそれぞれについて、当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講ずるよう求めた。また、国土交通大臣に対し、この求めに応じて同条第4項の規定に基づき行った調査の結果及び講じた改善措置の内容について、同条第6項の規定に基づき公表するとともに公正取引委員会に通知するよう求めた。

さらに、会計検査院に対し、入札談合等関与行為の排除及び防止に万全を期す観点から、国土交通大臣に対して改善措置を講ずるよう求めた旨の通知を行った。

第3 国土交通省に対する要請について

公正取引委員会は、これまでも国土交通省の職員が行っていた入札談合等関与行為について、必要な改善措置を講ずるよう求めてきたところであり、平成19年3月8日、公正取引委員会が、同省に対し、同省が各地方整備局において発注する水門設備工事に係る入札談合等関与行為について改善措置要求を行った際には、国土交通大

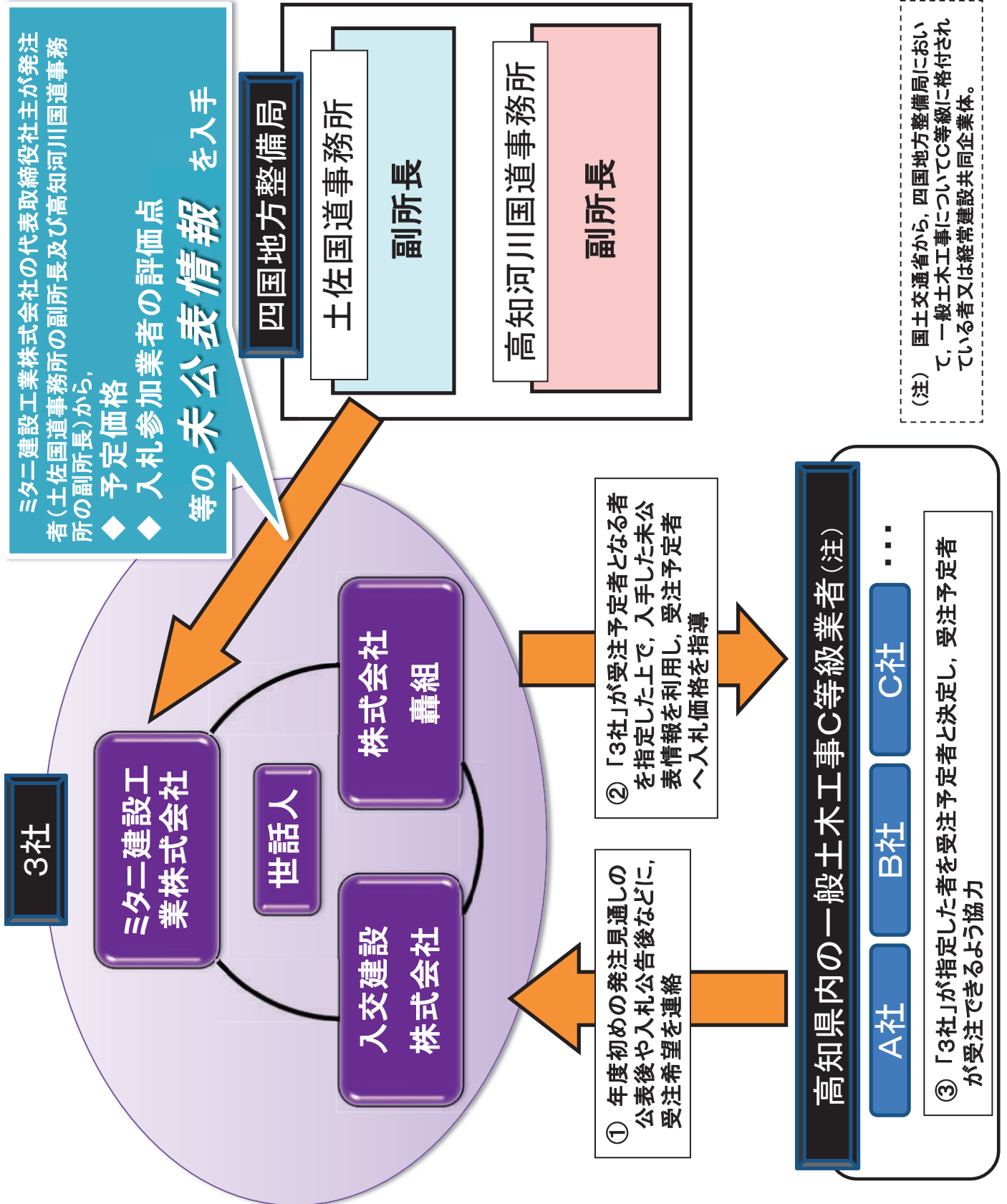
臣から、同省全体として、コンプライアンスに対する職員の徹底した意識改革を行うなどの改善措置が報告されていた。

しかしながら、その後、国土交通省が北海道開発局において発注する車両管理業務において、入札談合等関与行為が認められたことから、平成21年6月23日、公正取引委員会が、同省に対し改善措置要求を行ったのに続き、今回、再び前記第2の1のとおり入札談合等関与行為が認められた。

このように、依然として、入札談合等関与行為が繰り返し行われている事実を踏まえ、公正取引委員会は、同省に対し、同省全体として入札談合等関与行為の再発を確実に防止するために効果的な改善措置を講ずるよう要請した。

1 入札談合等関与行為の流れ

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所及び高知河川国道事務所の職員による入札談合等関与行為（入札談合等関与行為防止法第2条第5項第3号に該当）



【資料 2-1⑬】独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する改善措置要求等について

平成26年3月19日
公正取引委員会

公正取引委員会は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「鉄道・運輸機構」という。）が平成23年10月以降に条件付一般競争入札の方法により順次発注した北陸新幹線融雪基地機械設備工事及び消雪基地機械設備工事（以下「本件融雪・消雪基地機械設備工事」という。）について独占禁止法第3条の規定に違反する事実があると判断し、同法第74条第1項の規定に該当するものとして、平成26年3月4日、高砂熱学工業株式会社ほか7社及び同犯罪当時これら8社で設備工事の請負等の業務に従事していた8名を検事総長に告発した（違反事実については別紙参照）。

本件に関連して、後記1のとおり、鉄道・運輸機構の職員による入札談合等関与行為が認められたため、本日、鉄道・運輸機構理事長に対し、入札談合等関与行為防止法の規定に基づき、改善措置要求を行った。

また、後記1の入札談合等関与行為以外にも、鉄道・運輸機構の役員及び職員による後記2の行為が認められたため、本日、鉄道・運輸機構に対し、法令遵守体制の確立及び所要の措置を講ずるよう申し入れた。

1 改善措置要求等について

(1) 入札談合等関与行為の概要

鉄道・運輸機構の鉄道建設本部東京支社の設備部長、設備部機械第三課長及び同部機械第二課副参事は、本件融雪・消雪基地機械設備工事のうち複数の物件について、これらの入札に参加していた事業者のうち特定の事業者の従業員に対し、各物件における入札前までに、未公表の予定価格に関する情報を教示していた。

(2) 関係法条及び改善措置要求等

鉄道・運輸機構の職員による前記(1)の行為は、入札談合等関与行為防止法第2条第5項第3号（衆注に係る秘密情報の漏えい）の規定に該当し、同項に規定する入札談合等関与行為と認められる。

よって、公正取引委員会は、鉄道・運輸機構理事長に対し、入札談合等関与行為防止法第3条第2項の規定に基づき、今後、前記(1)と同様の行為が行われないよう、前記(1)の行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講ずるよう求めた。また、同理事長に対し、この求めに応じて同条第4項の規定に基づき行った調査の結果及び講じた改善措置の内容について、同条第6項の規定に基づき公表するとともに公正取引委員会に通知するよう求めた。

さらに、会計検査院に対し、入札談合等関与行為の排除及び防止に万全を期す観点から、鉄道・運輸機構理事長に対して改善措置を講ずるよう求めた旨の通知を行った。

2 鉄道・運輸機構に対する申入れについて

(1) 本件の調査の過程において、前記1(1)の入札談合等関与行為以外にも、鉄道・運輸機構の役員及び職員が、次の行為を行っていたことが認められた。

ア 本件融雪・消雪基地機械設備工事以外の鉄道・運輸機構発注の一部の物件について、特定の入札参加事業者の従業員が、入札前までに、未公表の予定価格に関する情報を教示していた。

イ 鉄道・運輸機構の発注する整備新幹線等に係る工事に關し、入札参加事業者を共同企業体（以下「JV」という。）に限定した総合評価落札方式によって実施される入札において、当該入札に参加する各JVの構成員の中で代表者に次ぐ構成員に位置付けられている事業者が鉄道・運輸機構から再就職した者が在籍していない場合には、当該JVに対し、評価点の最高点は付けないなどの運用を行うよう指示していた。

ウ 公正取引委員会が鉄道・運輸機構の本社を平成25年11月に搜索した際、鉄道・運輸機構の退職者の再就職に関する書類・電子メール等を隠蔽・隠滅する行為を行った。

(2) このため、公正取引委員会は、鉄道・運輸機構に対し、独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法のそれぞれ趣旨及び内容を鉄道・運輸機構の役員及び職員に周知徹底することを含め鉄道・運輸機構における法令遵守体制を確立するとともに、鉄道・運輸機構における入札の実態について点検し、必要な場合には改善を行うなどの所要の措置を講ずるよう申し入れた。

違反事実

高砂熱学工業株式会社、ダイダン株式会社、新日本空調株式会社、株式会社大気社、株式会社朝日工業社、株式会社三晃空調、東洋熱工業株式会社及び三建設備工業株式会社の8社（以下「8社」という。）は、いずれも冷暖房等に関する設備工事の請負等の事業を営む事業者であるが、8社のそれぞれに所属し、前記工事の請負等に関する業務に従事していた従業者らは、8社と同様の事業を営む他の事業者（他の事業者と8社を併せて以下「8社等」という。）の従業者らと共に、それぞれその所属する8社等の他の従業者と共に、8社等の業務に関し、平成23年9月中旬頃から平成24年11月頃までの間、東京都内の飲食店等において、面談等の方法により、平成23年10月以降に独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が条件付一般競争入札の方法により順次発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事について、受注予定事業者を決定するとともに当該受注予定事業者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意した上、同意に従って、上記工事についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし、もって8社等が共同して、上記工事の受注に関し、相互にその事業活動を拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、上記工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限したものである。

【資料3】 官公需等入札談合事件(法的措置)一覽(平成20年度以降)

番号	件名	内容	排除措置命令 等年月日 審決年月日	課徴金額 (万円)	課徴金 対象事 業者数
11	北協連絡車 管理(株)ほか 3社に対する 件	国土交通省が北海道開発局の各開発建設部の事務所等において指名競争入札の方法により発注する車両管理業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	21.6.23	45,669	4
12	(株)ジェイ・パ ワーステムズ ほか2社に 対する件	東京電力(株)等発注の特定電力用電線について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	22.1.27	28,333	3
13	(株)ビスキヤス ほか2社に 対する件	東北電力(株)等発注の特定電力用電線について、共同して、スポット発注の方式により発注されるものにあつては、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにし、大規模割当て発注及び年度の割当て発注の各方式により発注されるものにあつては、発注単価等を決定するたけの指名競争見積りに当たって、交渉価格及び値引き限度額並びに交渉予定者を決定し、交渉予定者が交渉価格を基に価格交渉できるようにしていた。	22.1.27	3,589	3
14	(株)ビスキヤス ほか2社に 対する件	中部電力(株)等発注の特定電力用電線について、共同して、スポット発注の方式により発注されるものにあつては、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにし、大規模割当て発注の方式により発注されるものにあつては、発注単価等を決定するたけの指名競争見積りに当たって、3社それぞれの受注すべき金額の順位及び交渉価格を決定し、交渉価格を基に価格交渉できるようにしていた。	22.1.27	7,939	3
15	(株)エクス ムス ほか2社に 対する件	北陸電力(株)等発注の特定電力用電線について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	22.1.27	4,691	3
16	(株)ジェイ・パ ワーステムズ ほか2社に 対する件	中国電力(株)等発注の特定電力用電線について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	22.1.27	4,096	3
17	(株)エクス ムス ほか2社に 対する件	九州電力(株)等発注の特定電力用電線について、共同して、スポット発注の方式により発注されるものにあつては、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにし、大規模割当て発注及び計画割当て発注の各方式により発注されるものにあつては、発注単価等を決定するたけの指名競争見積りに当たって、最低見積価格及びすべて受注する者又はそれぞれ受注すべき金額の順位を決定していた。	22.1.27	12,113	3
18	(株)ビスキヤス ほか2社に 対する件	沖縄電力(株)等発注の特定電力用電線について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	22.1.27	2,540	3
19	(株)イトーキ ほか4社に 対する件	防衛省航空自衛隊発注の特定什器類について、共同して、発注者の意向を受けて納入予定メーカーを決定し、自ら受注し又は自社製品を取り扱った販売業者を受注させることにより、納入予定メーカーが納入できるようにしていた。	22.3.30	37,516	5

【資料3】 官公需等入札談合事件(法的措置)一覽 (平成20年度以降)

番号	件名	内容	排除措置命令 等年月日 審決年月日	課徴金額 (万円)	課徴金 対象事 業者数
1	三菱電機(株) ほか7社に 対する件	札幌市発注の特定電気設備工事について、当該工事の入札前に、札幌市の職員から落札予定者として意向を示された者を受注予定者とし、受注予定者が受注できるようにしていた。	20.10.29	42,530	8
2	東亜ディー ケーケー(株) ほか2社に 対する件	国の機関及び地方公共団体が競争入札又は見積り合わせの方法により発注する特定大気常時監視自動計測器について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	20.11.12	12,777	3
3	日本道路興 運(株)ほか3 社に 対する 件	国土交通省が東北地方整備局の河川国道事務所等において一般競争入札又は指名競争入札の方法により発注する車両管理業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	21.6.23	24,833	3
4	日本道路興 運(株)ほか5 社に 対する 件	国土交通省が関東地方整備局の河川国道事務所等において一般競争入札又は指名競争入札の方法により発注する車両管理業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	21.6.23	44,351	6
5	日本道路興 運(株)ほか2 社に 対する 件	国土交通省が北陸地方整備局の河川国道事務所等において指名競争入札の方法により発注する車両管理業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	21.6.23	18,339	3
6	日本道路興 運(株)ほか3 社に 対する 件	国土交通省が中部地方整備局の河川国道事務所等において指名競争入札の方法により発注する車両管理業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	21.6.23	34,799	4
7	日本道路興 運(株)ほか4 社に 対する 件	国土交通省が近畿地方整備局の河川国道事務所等において一般競争入札又は指名競争入札の方法により発注する車両管理業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	21.6.23	35,968	5
8	日本道路興 運(株)ほか1 社に 対する 件	国土交通省が中国地方整備局の河川国道事務所等において一般競争入札又は指名競争入札の方法により発注する車両管理業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	21.6.23	13,780	2
9	日本道路興 運(株)ほか1 社に 対する 件	国土交通省が四国地方整備局の河川国道事務所等において一般競争入札又は指名競争入札の方法により発注する車両管理業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	21.6.23	14,559	2
10	日本道路興 運(株)ほか3 社に 対する 件	国土交通省が九州地方整備局の河川国道事務所等において一般競争入札又は指名競争入札の方法により発注する車両管理業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	21.6.23	28,001	3

番号	件名	内容	排除措置命令 等年月日 審決年月日	課徴金額 (万円)	課徴金 対象事 業者数
20	藤木工業(株)ほか22社に対する件	川崎市発注の特定下水管きよ工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	22.4.9	13,072	20
21	榊木村建設ほか26社に対する件	青森市発注の特定土木一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	22.4.22	29,789	28
22	三和シャッター工業(株)ほか22社に対する件	近畿地区における特定シャッター等について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにするとともに、受注予定者以外の者も受注することとなった場合には受注予定者が建設業者に対して提示していた見積価格と同じ水準の価格で受注できるようにしていた。	22.6.9	69,833	4
23	吉留産業(株)ほか30社に対する件	鹿児島県発注の特定海上工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	22.11.9	144,054	27
24	植野興業(株)ほか21社に対する件	山梨県塩山地区特定土木一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	23.4.15	52,680	25
25	榊飯塚工業ほか13社に対する件	山梨県石和地区特定土木一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	23.4.15	23,002	12
26	榊小松工務店ほか41社に対する件	茨城県が墳土地改良事務所において発注する特定土木一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	23.8.4	14,886	42
27	榊小松工務店ほか13社に対する件	茨城県が墳工務事務所において発注する特定舗装工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	23.8.4	2,594	14
28	小川建設工業(株)ほか32社に対する件	茨城県が墳工務事務所において発注する特定土木一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	23.8.4	11,747	33
29	榊丸中組ほか50社に対する件	石川県が発注する特定土木一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	23.10.6	44,782	51
30	榊里谷組ほか20社に対する件	石川県輪島市が発注する特定土木一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	23.10.6	22,223	21
31	矢崎総業(株)に対する件	トヨタ自動車(株)等発注の自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	24.1.19	571,856	2
32	矢崎総業(株)に対する件	ダイハツ工業(株)発注の自動車用ワイヤーハーネスについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	24.1.19	135,510	2
33	矢崎総業(株)に対する件	本田技研工業(株)発注の自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品について、共同して、受注予定者が受注できるようにしていた。	24.1.19	364,416	2

番号	件名	内容	排除措置命令 等年月日 審決年月日	課徴金額 (万円)	課徴金 対象事 業者数
34	矢崎総業(株)に対する件	日産自動車(株)等発注の自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	24.1.19	44,003	1
35	榊フジクラほか1社に対する件	富士重工業(株)発注の自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	24.1.19	173,382	2
36	積水化成工業(株)ほか7社に対する件	建設業者に販売する特定EPSブロックについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	24.9.24	20,208	8
37	ミタニ建設工業(株)ほか25社に対する件	国土交通省が四国地方整備局の土佐国道事務所において発注する特定一般土木工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	24.10.17	75,527	25
38	ミタニ建設工業(株)ほか23社に対する件	国土交通省が四国地方整備局の高知河川国道事務所において発注する特定一般土木工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	24.10.17	39,269	19
39	榊藤組ほか18社に対する件	国土交通省が四国地方整備局の高知港湾・空港整備事務所において発注する特定港湾土木工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	24.10.17	11,645	17
40	大旺新洋(株)ほか19社に対する件	高知県が発注する特定土木一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	24.10.17	49,107	18
41	三菱電機(株)に対する件	本田技研工業(株)が発注する自動車用オタネータについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	24.11.22	58,139	1
42	三菱電機(株)に対する件	スズキ(株)が発注する自動車用オタネータについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	24.11.22	38,879	1
43	榊ミツバらに1社に対する件	本田技研工業(株)が発注する自動車用オタネータについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	24.11.22	2,352	2
44	三菱電機(株)に対する件	スズキ(株)が発注する自動車用オタネータについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	24.11.22	43,499	1
45	榊ミツバらに1社に対する件	スズキ(株)が発注する自動車用ワイパシステムについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	24.11.22	37,504	1
46	榊ミツバらに1社に対する件	日産自動車(株)等が発注する自動車用ワイパシステムについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	24.11.22	57,380	1

番号	件名	内容	排除措置命令 等年月日 審決年月日	課徴金額 (万円)	課徴金 対象事 業者数
47	㈱ミソバに 対する件	富士重工業㈱が発注する自動車用ワイパシステムについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	24.11.22	14,029	1
48	㈱テイクランドに 対する件	本田技研工業㈱が発注する自動車用ラジエータ及び電動ファンについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	24.11.22	67,235	1
49	カルソニック カンセイ㈱に 対する件	富士重工業㈱が発注する自動車用ラジエータ及び電動ファンについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	24.11.22	19,866	1
50	㈱小糸製作 所らに 対する 件	日産自動車㈱等が発注するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	25.3.22	244,445	2
51	㈱小糸製作 所らに 対する 件	トヨタ自動車㈱が発注するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	25.3.22	31,773	2
52	㈱小糸製作 所らに 対する 件	富士重工業㈱が発注するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	25.3.22	94,652	2
53	㈱小糸製作 所らに 対する 件	三菱自動車工業㈱が発注するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	25.3.22	22,270	1
54	㈱小糸製作 所らに 対する 件	マツダ㈱が発注するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	25.3.22	74,759	1
55	㈱TLCほか 7社に 対する 件	東京電力㈱本店等が発注の架空送電工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	25.12.20	36,445	8
56	㈱山三電業 ほか10社に 対する 件	東京電力㈱東ブロック発注の架空送電工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	25.12.20	5,882	7
57	大東電業㈱ ほか7社に 対する 件	東京電力㈱西ブロック発注の架空送電工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	25.12.20	7,878	8

番号	件名	内容	排除措置命令 等年月日 審決年月日	課徴金額 (万円)	課徴金 対象事 業者数
58	光陽電気工 業㈱ほか9 社に 対する 件	東京電力㈱北ブロック発注の架空送電工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	25.12.20	6,395	9
59	㈱関電工ほ か5社に 対する 件	東京電力㈱発注の地中送電ケーブル工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	25.12.20	18,062	5
60	㈱かんてん エンジニアリ ングほか65 社に 対する 件	関西電力㈱発注の架空送電工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	26.1.31	136,141	54
61	栗原工業㈱ ほか21社に 対する 件	関西電力㈱発注の地中送電工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	26.1.31	100,907	16
62	古谷建設㈱ ほか31社に 対する 件	千葉県が発注する土木一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	26.2.3	16,473	19
63	古谷建設㈱ ほか28社に 対する 件	千葉県が発注する舗装工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	26.2.3	5,879	12
合 計				3,470,852	598

注)1 「排除措置命令等」とは、排除措置命令及び課徴金納付命令である。

2 課徴金額及び課徴金対象事業者数は、課徴金の納付を命ずる審決によるものを含み、審判手続が開始され、失効した課徴金納付命令によるものを除く。

(平成26年7月現在)

【資料4】 入札談合に関して告発を行った事例(平成2年度以降)

件名	告発年月日 起訴年月日 判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
愛知時計電機 ほか8名(4 社、受注業務に 従事していた者 5名)	15.7.2 15.7.23 東京高裁 16.3.26 16.4.30 16.5.21	被告会社に2000万円 から3000万円の罰 金、被告会社の受注 業務に従事していた 者に懲役1年から1年 2月(執行猶予3年)	4社及びこれら4社の東京都発注に 係る水道メーターの受注業務に従事し ていた者等5名は、同水道メーターの 受注業務に従事する他の水道メーター の製造業者等14社の従業員らとともに 、それぞれその所属する会社の業務第 47号による改正前) に、東京都が一競争入札の方 法により発注する水道メーターのうち、 口径18ミリ、同20ミリ及び同25ミリのも のについて、受注予定者を決定するた め、受注予定者が受注できるよう な価格で入札を行う旨合意した上、さ らにこの合意に従って受注予定者を決 定し実施していた。	独占禁止法 第3条後段、第89条 第1項第1号、第95 条第1項 (平成14年法律第 47号による改正前)	
榊河ブリッジ ほか33名(26 社、受注業務に 従事していたも の8名)	17.5.23 (17.6.15追加 告発) 17.6.15 東京高裁 18.11.10 19.9.21 19.12.7 20.7.4 (一部)	被告会社に1億6000 万円から6億4000万 円の罰金、被告会社 の受注業務に従事し ていた者に懲役1年 から2年6月(執行猶 予3年から4年)、日 本道路公団理事(当 時)に懲役2年(執行 猶予3年)、日本道 路公団副総裁に懲役 2年6月(執行猶予4 年)	26社は、平成15年度にあっては他の の鋼橋上部工事業者23社とともに、平 成16年度にあっては他の鋼橋上部工 事業者21社とともに、国土交通省関東 地方整備局、東北地方整備局及び北 陸地方整備局が競争入札により発注 する鋼橋上部工事について、受注予 定者を決定するとともに、受注予定 者が受注できるような価格等で入札 を行う旨合意した上、さらにこの合 意に従って受注予定者を決定し実施 していた。	独占禁止法 第3条後段、第89条 第1項第1号、第95 条第1項 刑法 第60条、第62条第1 項	日本道路公団理 事(当時)1名及び 日本道路公団副 総裁(当時)1名 は、独占禁止法 違反の事実とは 別に背任罪の事 実も認定 日本道路公団理 事(当時)につ いては、19.12.17に 上告したが、22. 7.20上告棄却 日本道路公団副 総裁(当時)につ いては、20.7.4に 上告したが、 22.9.22上告棄却
榊河ブリッジ ほか12名(6社 、受注業務に 従事していた者 4名、日本道路公 団元理事1名、 同副総裁1名及 び同理事4名)	17.6.29 (17.8.1、 17.8.15追加告 発) 17.8.1 (6社、受注業 務に従事して いた者4名及 び日本道路公 団元理事1名) 17.8.15 (日本道路公 団副総裁1名) 17.8.19 (日本道路公 団理事1名)	被告会社に懲役1年 から2年6月(執行 猶予3年)、日本道 路公団副総裁に懲 役2年6月(執行猶 予4年)	6社は、平成15年度にあっては他の 鋼橋上部工事業者43社とともに、平 成16年度にあっては他の鋼橋上部工 事業者41社とともに、日本道路公 団が競争入札により発注する鋼橋上 部工事について、受注予定者を決定 する旨合意した上、さらにこの合 意に従って受注予定者を決定し実 施していた。	独占禁止法 第3条後段、第89条 第1項第1号、第95 条第1項 刑法 第60条、第65条第1 項	

【資料4】 入札談合に関して告発を行った事例(平成2年度以降)

件名	告発年月日 起訴年月日 判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
トッパン・ムーア ほか3社	5.2.24 5.3.31 東京高裁 5.12.14	被告会社に400万円 の罰金	トッパン・ムーア ほか3社は、社会 保険庁が発注する 用シールの受注予 定者及び受注予定 価格を決定し実施 していた。	独占禁止法 第3条後段、第89条 第1項第1号、第95 条第1項	
網日立製作所 ほか26名 (9社及び受注 業務に従事して いた17名並びに 発注業務に従 事していた者1 名)	7.3.6 (7.6.7追加告 発) 7.6.15 東京高裁 8.5.31	被告会社に4000万円 から6000万円の罰 金、被告会社の受注 業務に従事していた 者に懲役10月(執行 猶予2年)日本水道 事業団の発注業務に 従事していた者に懲 役6月(執行猶予2年)	網日立製作所ほか8社は、平成5年 度における日本水道事業団発注に 係る電気設備工事の受注予定者 を決定するとともに、受注予定者 が受注できるような価格で入札 する旨合意し実施していた。 また、日本水道事業団の工務部 次長は、平成5年度に新規に発注 する電気設備工事について、あ らかじめ定められた配分比率、 配分手続等に従い受注予定者 を決定するとともに、工事代 金、予算金額等を教示していた。	独占禁止法 第3条後段、第89条 第1項第1号、第95 条第1項 刑法 第62条第1項	
網金門製作所 ほか58名 (25社及び受注 業務に従事して いた者34名)	9.2.4 9.3.31 東京高裁 9.12.24	被告会社に500万円 から900万円の罰金 、被告会社の受注 業務に従事していた 者に懲役6月から9月(執行 猶予2年)	網金門製作所ほか24社は、平成6 年度、平成7年度及び平成8年 度の各年度における東京都発 注に係る水道メーターについて 、受注予定者を決定する旨合 意した上、さらにこの合意に従 って受注予定者を決定し実施 していた。	独占禁止法 第3条後段、第89条 第1項第1号、第95 条第1項 刑法 第60条	富士水道工業機 は10.1.6、機東京 量工器工業所及 び同社管理部長 兼工場長は10.1. 7それぞれ上告し たが、いずれも 12.9.25上告棄却
コスモ石油株ほ か19名(11社及 び受注業務に 従事していた者 9名)	11.10.13 (11.11.9追加 告発) 11.11.9 東京高裁 16.3.24	被告会社に300万円 から800万円の罰 金、被告会社の受注 業務に従事していた 者に懲役6月から1年 6月(執行猶予2年か ら3年)	コスモ石油株ほか10社は、防衛行 調達実施本部が平成10年度に 調達する、ガソリン、軽油、灯 油、重油及び航空タービン燃 料の各石油製品の発注業務に 係る6回の指名競争入札のうち 4回において、各入札前に合 意を勧誘し、前年度の受注実 績を勘案して受注予定者を 決定するとともに受注予定者 が受注できるような価格で入 札を行う旨合意し、さらにこの 合意に従って受注予定者を決 定し実施していた。	独占禁止法 第3条後段、第89条 第1項第1号、第95 条第1項 刑法 第60条	3社及び4名につ いては、それぞれ 16.3.31、16.4.2、 16.4.5に上告した が17.11.21上告 棄却 (17.11.26、17.11. 29、17.12.20確定)

件名	告発年月日 起訴年月日 判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
関ウボタほか21名(11社、受注業務に従事していた者11名)	18.5.23 (18.6.12追加告発) 18.6.12 大阪地裁 19.3.12 19.3.15 19.3.19 19.3.22 19.3.29 19.4.23 19.5.17	被告会社に7000万円から2億2000万円の罰金、被告会社の受注業務に従事していた者に140万円(執行猶予3年から4年)から170万円又は懲入札を行う旨を合意した上、以後、平成17年4月から2年6月17日7月中旬ごろまでの間、同合意に従って受注予定者を決定し実施していた。	11社は、平成16年12月上旬ごろ、市野村等が競争入札により発注するし尿処理施設の新設及び更新工事について、受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨を合意した上、以後、平成17年4月から2年6月17日7月中旬ごろまでの間、同合意に従って受注予定者を決定し実施していた。	独占禁止法 第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、 刑法 第60条	被告会社の受注業務に従事していた者のうち1名は、独占禁止法違反の事実とは別に贈賄罪の事実も認定
榊大林組ほか9名(5社、受注業務に従事していた者5名)	19.2.28 (19.3.20追加告発) 19.3.20 名古屋地裁 19.10.15	被告会社に1億円から2億円の罰金、被告会社の受注業務に従事していた者に懲役1年6月から3年(執行猶予3年から5年)	5社は、名古屋市中交通局が一般競争入札の方法により特別共同企業体に発注する地下鉄第6号線野並・徳重間延伸事業に係る土木工事について、受注予定の特別共同企業体を決定するとともに、受注予定特別共同企業体が受注できるような価格で入札を行う旨を合意した上、同合意に従って受注予定特別共同企業体を決定し実施していた。	独占禁止法 第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、 刑法 第60条	被告会社の受注業務に従事していた者のうち1名は、独占禁止法違反の事実とは別に該合罪の事実も認定
榊林業土木コンサルタントほか10名(4法人、受注業務に従事していた者5名、緑資源機構元理事1名及び同機構元課長1名)	19.5.24 (19.6.13追加告発) 19.6.13 東京地裁 19.11.1	被告会社に4000万円から9000万円の罰金、被告会社の受注業務に従事していた者に懲役6月から8月(執行猶予2年から3年)、緑資源機構の元役員であった者に懲役1年6月から2年(執行猶予3年から4年)	4法人は、地質調査・調査測量設計業務を営む他の事業者とともに、緑資源機構が平成17年度及び平成18年度において指名競争入札等の方法により発注する緑資源幹線林道事業に係る地質調査・調査測量設計業務について、緑資源機構の意向に従って受注予定者を決定するとともに受注予定業者が受注できるような価格で入札を行う旨を合意した上、同合意に従って受注予定業者を決定し実施していた。	独占禁止法 第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、 刑法 第60条、第65条第1項	
高砂鉄学工業 網ほか7名(8社、受注業務に従事していた者8名)	26.3.4 26.3.4	公判中	8社は、平成23年10月以降に独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が条件付一般競争入札の方法により順次発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事について、受注予定者を決定するとともに当該受注予定者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意した上、同合意に従って、上記工事についてそれぞれ受注予定者を決定し実施していた。	独占禁止法 第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、 刑法 第60条	

番号	事 件 名	損 害 額
8	米子市ごみ焼却場住民訴訟 平成18年 9月26日 (鳥取地裁判決)	請求棄却
	平成19年 10月17日 (広島高裁松江支部判決)	契約額の8% (計 1,140,720,000円)
	平成21年 1月22日 (最高裁決定)	
9	豊栄市ごみ焼却場住民訴訟 平成18年 9月28日 (新潟地裁判決)	3回目の入札金額の5%か ら随意契約時に値引きした 額を引いた額 (計 48,925,000円)
	平成19年 8月29日 (東京高裁判決)	
	平成19年 12月25日 (最高裁決定)	
	神戸市ごみ焼却場住民訴訟 平成18年 11月16日 (神戸地裁判決)	契約額の5% (計 1,364,750,000円)
10	平成19年 10月30日 (大阪高裁判決)	契約額の6% (計 1,637,700,000円)
	平成21年 4月23日 (最高裁決定)	
11	尼崎市ごみ焼却場住民訴訟 平成18年 11月16日 (神戸地裁判決)	落札価格の5% (計 530,450,000円)
	平成22年 7月23日 (差戻し後の大阪高裁判決)	落札価格からゼネコン2社 に係る建設工事費用分を控 除した額の4% (計 335,780,000円)
	平成23年 7月 7日 (最高裁決定)	
12	八王子市公共下水道入札住民訴訟 平成18年 11月24日 (東京地裁判決)	契約額の5% (計 198,082,500円)
	平成20年 7月 2日 (東京高裁判決)	契約額の3% (計 73,190,250円)
	平成21年 8月28日 (最高裁決定)	
13	北海道上川支庁農業土木工事住民訴訟 平成19年 1月19日 (札幌地裁判決)	契約額の5% (計 39,234,562円)
	東京都ごみ焼却場住民訴訟 平成19年 3月20日 (東京地裁判決)	契約額の5% (計 9,777,583,350円) (注2)
14	平成21年 5月12日 (東京高裁判決)	
	平成21年 12月10日 (最高裁決定)	
15	町田市公共下水道入札住民訴訟 平成19年 7月26日 (東京地裁判決)	契約額の5% (計 224,083,000円)
	平成21年 5月21日 (東京高裁判決)	
	平成22年 6月22日 (最高裁決定)	
	南河内清掃施設組合ごみ焼却場事件 平成19年 9月14日 (大阪地裁判決)	予定価格の5.77% (計 708,602,160円)
16	平成20年 7月17日 (大阪高裁判決)	
	平成21年 4月23日 (最高裁決定)	

【資料5】 入札競争による損害賠償額の算定について

1 入札競争により生じた損害額（入札競争による契約価格の上昇分）については、民事訴訟法第248条に基づき、裁判所の職権により、相当な損害額を認定することが可能。

【民事訴訟法】
(損害額の認定)
第248条 損害が生じたことが認められる場合において、損害の性質上その額を立証することが極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

2 入札競争事件については、裁判所は、民事訴訟法第248条に基づき、相当な損害額を認定しており、判例の蓄積が進んでいる。

(参考) 民事訴訟法第248条の適用により損害額が認定された事例
(公正取引委員会把握分)

番号	事 件 名	損 害 額
1	福井県公園施設工事 平成18年 1月25日 (福井地裁判決)	契約額の5% (計 15,106,615円)
	町田市土木一式工事、建築一式工事及び舗装工事 平成18年 1月27日 (東京高裁判決)	契約額の5% (計 343,420,707円)
	平成19年 3月23日 (東京高裁判決)	契約額の5% (計 6,894,037円)
3	村田町道川畑東山線改良工事等 平成18年 2月21日 (仙台地裁判決)	契約額の5% (計 2,260,000円)
	高槻市上水道本管工事 平成18年 2月22日 (大阪地裁判決)	契約額の8% (計 32,370,324円)
5	福岡市ごみ焼却場住民訴訟 平成18年 4月25日 (福岡地裁判決)	契約額の7% (計 2,088,016,000円)
	平成19年 11月30日 (福岡高裁判決)	
	平成21年 4月23日 (最高裁決定)	
6	多摩ニュータウンごみ焼却場住民訴訟 平成18年 4月28日 (東京地裁判決)	契約額の5% (計 1,286,470,000円)
	平成18年 10月19日 (東京高裁判決)	
	平成19年 4月24日 (最高裁決定)	
	横浜市ごみ焼却場住民訴訟 平成18年 6月21日 (横浜地裁判決)	契約額の5% (計 3,017,900,000円)
7	平成20年 3月18日 (東京高裁判決)	
	平成21年 4月23日 (最高裁決定)	

番号	事 件 名	損 害 額
17	立川市公共下水道入札住民訴訟 平成19年10月26日(東京地裁判決)	予定価格と現実の落札価格の差額に消費税相当分の5%を加算した金額 (計176,715,000円) 工事予定価格の4.69%又は1.1725%に相当する金額に5%の消費税相当額を加えた金額 (計71,317,455円)
18	いわき市ごみ焼却場住民訴訟 平成20年1月28日(福島地裁判決)	契約額の5% (計1,127,700,000円)
19	海部地区環境事務組合ごみ焼却場事件(注3) 平成21年8月7日(名古屋地裁判決)	契約額の8% (計1,999,200,000円)
20	湖北広域行政事務センターごみ焼却場事件 平成20年9月25日(大津地裁判決) 平成21年6月18日(大阪高裁判決)	①本件請負代金 ②落札率「6%」 ③落札率 ①-①×②÷③から算定 (計409,100,000円)
21	旧小湊沢町発注工事入札住民訴訟 平成20年11月11日(甲府地裁判決) 平成23年3月23日(東京高裁判決) 平成24年1月24日(最高裁決定)	予定価格の80%相当額に消費税相当額を加算した額と実際の契約金額との差額 (計99,353,100円) 契約額の7% (計80,148,810円)
22	盛岡市ごみ焼却場事件 平成21年6月26日(盛岡地裁判決) 平成22年4月14日(仙台高裁判決)	契約額の5% (計968,200,000円)
23	新城市ごみ焼却場事件 平成21年7月10日(名古屋地裁判決) 平成21年12月25日(名古屋高裁判決)	契約額の8% (計279,720,000円) 予定価格の6% (計210,860,000円)
24	一宮市ごみ焼却場事件 平成21年12月8日(名古屋地裁判決) 平成22年8月27日(名古屋高裁判決)	契約額の5% (計1,215,400,000円)
25	名古屋市ごみ焼却場事件(注4) 平成21年12月11日(名古屋地裁判決)	契約額の5% (計1,942,500,000円)
26	苫小牧市ごみ焼却場事件 平成23年9月28日(札幌地裁判決) 平成24年3月22日(札幌高裁判決)	請負代金額の5% (計621,090,000円)

番号	事 件 名	損 害 額
27	佐渡市ごみ焼却場事件 平成23年10月14日(新潟地裁判決)	実際の契約金額と想定される契約金額との差額 (計248,836,362円)
28	(独)日本高速道路保有・債務返済機構鋼橋上部工事 事件(1) 平成24年7月27日(東京高裁判決)	実際の契約金額と想定される契約金額との差額 (計252,513,481円)
29	(独)日本高速道路保有・債務返済機構鋼橋上部工事 事件(2) 平成24年7月27日(東京高裁判決)	契約額の6.5% (計30,488,241円)
30	(独)日本高速道路保有・債務返済機構鋼橋上部工事 事件(3) 平成24年7月27日(東京高裁判決)	契約額の6% (計39,533,666円)
31	龍ヶ崎地方塵芥処理組合ごみ焼却場事件 平成24年9月10日(東京高裁判決)	契約額の6.5% (計196,265,036円)
32	洲本市し尿処理施設事件 平成25年3月21日(大阪地裁判決)	契約額の5% (計715,050,000円)
33	印西地区環境整備事業組合ごみ焼却場事件 平成25年5月31日(東京高裁判決)	契約額の10% (計254,100,000円)
34	(独)日本高速道路保有・債務返済機構鋼橋上部工事 事件(4) 平成25年9月6日(東京高等裁判所)	契約額の2% (計96,820,000円)
35	群馬県大気常時監視自動計測器入札談合事件 平成26年2月25日(東京高裁判決)	契約額の5.5% (計16,449,403円)

(注1)記載した事例は全て判決が確定している。

(注2)番号14の合計額9,777,583,350円は地裁判決の合計額であり、後に高裁係属となったが、1社を除き和解に至った。残り1社は賠償額に変更なし(4,409,674,750円)。

(注3)番号19は平成22年6月10日に名古屋高裁にて和解

(注4)番号25は平成22年8月9日に名古屋高裁にて和解

【資料6】 国が資本金の2分の1以上を出資している法人(平成26年1月現在220法人)

国立環境研究所	教員研修センター	駐留軍等労働者労務管理機構
自動車検査独立行政法人	造幣局	国立印刷局
国民生活センター	日本万国博覧会記念機構	農畜産業振興機構
農林漁業信用基金	北方領土問題対策協会	国際協力機構(注)
国際交流基金	新エネレジニー・産業技術総合開発機構	科学技術振興機構
日本学術振興会	理化学研究所	宇宙航空研究開発機構
日本スポーツ振興センター	日本芸術文化振興会	高齢・障害・求職者雇用支援機構
福祉医療機構	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	労働政策研究・研修機構
日本貿易振興機構	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	国際観光振興機構
水資源機構	自動車事故対策機構	空港周辺整備機構
情報処理推進機構	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	労働者健康福祉機構
国立病院機構	医薬品医療機器総合機構	環境再生保全機構
日本学生支援機構	海洋研究開発機構	国立高等専門学校機構
大学評価・学位授与機構	国立大学財務・経営センター	中小企業基盤整備機構
都市再生機構	奄美群島振興開発基金	医薬基盤研究所
日本高速道路保有・債務返済機構	日本原子力研究開発機構	年金・健康保険福祉施設整理機構
年金積立金管理運用独立行政法人	住宅金融支援機構	郵便貯金・簡易生命保険管理機構
国立がん研究センター	国立循環器病研究センター	国立精神・神経医療研究センター
国立国際医療研究センター	国立成育医療研究センター	国立長寿医療研究センター
勤労者退職金共済機構		

計94法人

○国立大学法人

北海道大学	北海道教育大学	室蘭工業大学
小樽商科大学	帯広畜産大学	旭川医科大学
北見工業大学	弘前大学	岩手大学
東北大学	宮城教育大学	秋田大学
山形大学	福島大学	茨城大学
筑波大学	宇都宮大学	群馬大学
埼玉大学	千葉大学	東京大学
東京医科歯科大学	東京外国語大学	東京学芸大学
東京農工大学	東京芸術大学	東京工業大学

【資料6】国が資本金の2分の1以上を出資している法人
(平成26年1月現在220法人)

(出典：会計検査院ウェブサイト)

○政府関係機関

沖繩振興開発金融公庫	株式会社日本政策金融公庫	独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門(注)
株式会社国際協力銀行		

計4法人

○その他

日本私立学校振興・共済事業団	日本銀行	日本中央競馬会
預金保険機構	東京地下鉄株式会社	日本環境安全事業株式会社
成田国際空港株式会社	東日本高速道路株式会社	中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社	本州四国連絡高速道路株式会社	日本郵政株式会社
日本司法支援センター	全国健康保険協会	株式会社日本政策投資銀行
輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社	株式会社産業革新機構	日本年金機構
原子力損害賠償支援機構	農水産業協同組合貯金保険機構	新関西国際空港株式会社
株式会社農林漁業成長産業化支援機構	株式会社民間資金等活用事業推進機構	株式会社海外需要開拓支援機構

以上のほか、清算中のものなどが9団体

計33法人

○独立行政法人

国立公文書館	情報通信研究機構	酒類総合研究所
国立特別支援教育総合研究所	大学入試センター	国立青少年教育振興機構
国立女性教育会館	国立科学博物館	物質・材料研究機構
防災科学技術研究所	放射線医学総合研究所	国立美術館
国立文化財機構	労働安全衛生総合研究所	農林水産消費安全技術センター
種苗管理センター	冢本改良センター	水産大学校
農業・食品産業技術総合研究機構	農業生物資源研究所	農業環境技術研究所
国際農林水産業研究センター	森林総合研究所	水産総合研究センター
日本貿易保険	産業技術総合研究所	製品評価技術基盤機構
土木研究所	建築研究所	交通安全環境研究所
海上技術安全研究所	港湾空港技術研究所	電子航法研究所
航海訓練所	海技教育機構	航空大学校

東京海洋大学	お茶の水女子大学	電気通信大学
一橋大学	横浜国立大学	新潟大学
長岡技術科学大学	上越教育大学	金沢大学
福井大学	山梨大学	信州大学
岐阜大学	静岡大学	浜松医科大学
名古屋大学	愛知教育大学	名古屋工業大学
豊橋技術科学大学	三重大学	滋賀大学
滋賀医科大学	京都大学	京都教育大学
京都工芸繊維大学	大阪大学	大阪教育大学
兵庫教育大学	神戸大学	奈良教育大学
奈良女子大学	和歌山大学	鳥取大学
島根大学	岡山大学	広島大学
山口大学	徳島大学	鳴門教育大学
香川大学	愛媛大学	高知大学
福岡教育大学	九州大学	九州工業大学
佐賀大学	長崎大学	熊本大学
大分大学	宮崎大学	鹿児島大学
鹿屋体育大学	琉球大学	総合研究大学院大学
政策研究大学院大学	北陸先端科学技術大学院大学	奈良先端科学技術大学院大学
筑波技術大学	富山大学	

計 86 法人

○大学共同利用機関法人

人間文化研究機構	自然科学研究機構	高エネルギー加速器研究機構
情報・システム研究機構		

計 4 法人

(注) 総数 220 法人においては、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門」は「独立行政法人国際協力機構」に含まれている。

参考条文・指針等

置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなつた日から5年を経過したときは、この限りでない。

- 一 当該行為をした事業者
- 二 当該行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該行為をした事業者から当該行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

【課徴金、課徴金の減免】

第7条の2 事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約で次の各号のいずれかに該当するものをしたときは、公正取引委員会は、第8章第2節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為の実行としての事業活動を行つた日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間(当該期間が3年を超えるときは、当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼつて3年間とする。以下「実行期間」という。)における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額(当該行為が商品又は役務の供給を受けることに係るものである場合は、当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額)に100分の10(小売業については100分の3、卸売業については100分の2とする。)を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が100万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

- 一 商品又は役務の対価に係るもの
 - 二 商品又は役務について次のいずれかを実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの
 - イ 供給量又は購入量
 - ロ 市場占有率
 - ハ 取引の相手方
- ②～④ (略)
- ⑤ 第一項の場合において、当該事業者が次のいずれかに該当する者であるときは、同項中「100分の10」とあるのは「100分の4」と、「100分の3」とあるのは「100分の1.2」と、「100分の2」とあるのは「100分の1」とする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第4号までに掲げる業種及び第5号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第5号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第5号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

【条文等1】 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)(抄)

【目的】

第1条 この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的に健全な発達を促進することを目的とする。

【定義】

第2条 (略)

② この法律において「事業者団体」とは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はその連合体をいい、次に掲げる形態のものを含む。ただし、二以上の事業者の結合体又はその連合体であつて、資本又は構成事業者の出資を有し、営利を目的として商業、工業、金融業その他の事業を営むことを主たる目的とし、かつ、現にその事業を営んでいるものを含むものとする。

- 一 二以上の事業者が社員(社員に準ずるものを含む。)である団団法人その他の団体
- 二 二以上の事業者が理事又は管理人の任免、業務の執行又はその存立を支配している財団法人その他の財団
- 三 二以上の事業者を組合員とする組合又は契約による二以上の事業者の結合体

③～④ (略)

⑤ この法律において「私的独占」とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

⑥ この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

⑦～⑨ (略)

【私的独占又は不当な取引制限の禁止】

第3条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

【排除措置】

第7条 第3条又は前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第8章第2節に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為の差止め、事業の一部の譲渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

② 公正取引委員会は、第3条又は前条の規定に違反する行為が既になくなつている場合においても、特に必要があると認めるときは、第8章第2節に規定する手続に従い、次に掲げる者に対し、当該行為が既になつていない旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措

四 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六 協業組合その他の特別の法律により協同して事業を行うことを主たる目的として設立された組合（組合の連合を含む。）のうち、政令で定めるところにより、前各号に定める業種ごとに当該各号に定める規模に相当する規模のもの

⑥ 第1項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が、当該違反行為に係る事件について第47条第1項第4号に掲げる処分又は第102条第1項に規定する処分が最初に行われた日（以下この条において「調査開始日」という。）の1月前の日（当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について第50条第6項において読み替えて準用する第49条第5項の規定による通知（次項、第10項及び第20条の2から第20条の5までにおいて「事前通知」という。）を受けた日の1月前の日）までに当該違反行為をやめた者（当該違反行為に係る実行期間が2年未満である場合に限る。）であるときは、第1項中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、「100分の3」とあるのは「100分の2.4」と、「100分の2」とあるのは「100分の1.6」と、前項中「100分の4」とあるのは「100分の3.2」と、「100分の1.2」とあるのは「100分の1」と、「100分の1」とあるのは「100分の0.8」とする。ただし、当該事業者が、次項から第9項までの規定の適用を受ける者であるときは、この限りでない。

⑦ 第1項（第2項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項、第19項、第22項及び第23項において同じ。）又は第4項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、第1項中「100分の10」とあるのは「100分の15」と、「100分の3」とあるのは「100分の4.5」と、「100分の2」とあるのは「100分の0.3」と、第4項中「100分の6」とあるのは「100分の9」と、「100分の2」とあるのは「100分の3」と、「100分の1」とあるのは「100分の1.5」と、第5項中「100分の4」とあるのは「100分の6」と、「100分の1.2」とあるのは「100分の1.8」と、「100分の1」とあるのは「100分の1.5」とする。ただし、当該事業者が、第9項の規定の適用を受ける者であるときは、この限りでない。

一 調査開始日からさかのぼり10年以内に、第1項若しくは第4項の規定による命令を受けたことがある者（当該命令が確定している場合に限る。次号において同じ。）又は第18項若しくは第21項の規定による通知若しくは第51条第2項の規定による審決を受けたことがある者

二 第47条第1項第4号に掲げる処分又は第102条第1項に規定する処分が行われなかつた場合において、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日からさかのぼり10年以内に、第1項若しくは第4項の規定による命令を受けたことがある者又は第18項若しくは第21項の規定による通知若しくは第51条第2項の規定による審決を受けたことがある者

⑧ 第1項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、同項中「100分の10」とあるのは「100分の15」と、「100分の3」と

とあるのは「100分の4.5」と、「100分の2」とあるのは「100分の3」と、第5項中「100分の4」とあるのは「100分の6」と、「100分の1.2」とあるのは「100分の1.8」と、「100分の1」とあるのは「100分の1.5」とする。ただし、当該事業者が、次項の規定の適用を受ける者であるときは、この限りでない。

一 単独で又は共同して、当該違反行為をすることを企て、かつ、他の事業者に対し当該違反行為をすること又はやめぬことを要求し、依頼し、又は唆すことにより、当該違反行為をさせ、又はやめさせなかつた者

二 単独で又は共同して、他の事業者の求めに応じて、継続的に他の事業者に対し当該違反行為に係る商品若しくは役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率又は取引の相手方について指定した者

三 前2号に掲げる者のほか、単独で又は共同して、次のいずれかに該当する行為であつて、当該違反行為を容易にすべき重要なものをした者

イ 他の事業者に対し当該違反行為をすること又はやめぬことを要求し、依頼し、又は唆すこと。

ロ 他の事業者に対し当該違反行為に係る商品又は役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率、取引の相手方その他当該違反行為の実行としての事業活動について指定すること（専ら自己の取引について指定することを除く。）。

⑨ 第1項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が、第7項各号のいずれか及び前項各号のいずれかに該当する者であるときは、第1項中「100分の10」とあるのは「100分の20」と、「100分の3」とあるのは「100分の6」と、「100分の2」とあるのは「100分の4」と、第5項中「100分の4」とあるのは「100分の8」と、「100分の1.2」とあるのは「100分の2.4」と、「100分の1」とあるのは「100分の1」とする。

⑩ 公正取引委員会は、第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が次の各号のいずれにも該当する場合には、同項の規定にかかわらず、当該事業者に対し、課徴金の納付を命じないものとする。

一 公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち最初に公出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日（第47条第1項第4号に掲げる処分又は第102条第1項に規定する処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日。次号、次項及び第25項において同じ。）以後に行われた場合を除く。）であること。

二 当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後において、当該違反行為をしていないこと。

⑪ 第1項の場合において、公正取引委員会は、当該事業者が第1号及び第4号に該当するときは同項又は第5項から第9項までの規定により計算した課徴金の額に100分の50を乗じて得た額を、第2号及び第4号又は第3号及び第4号に該当するときは第1項又は第5項から第9項までの規定により計算した課徴金の額に100分の30を乗じて得た額を、それぞれ当該課徴金の額から減額するものとする。

一 公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち2番目に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った者（当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く。）であること。

会社が同一である他の会社をいう。次号及び第25項において同じ。)の関係にあること。

二 当該2以上の事業者のうち、当該2以上の事業者のうちの他の事業者と共同して当該違反行為を行ったものが、当該他の事業者と共同して当該違反行為をした全期間(当該報告及び資料の提出を行った日からさかのぼり5年以内の期間に限る。)において、当該他の事業者と相互に子会社等の関係にあったこと。

三 当該2以上の事業者のうち、当該2以上の事業者のうちの他の事業者と共同して当該違反行為をした者でないものについて、次のいずれかに該当する事実があること。

イ その者が当該2以上の事業者のうちの他の事業者に対して当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲渡し、又は分割により当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を承継させ、かつ、当該他の事業者が当該譲渡又は分割の日から当該違反行為を開始したこと。

ロ その者が、当該2以上の事業者のうちの他の事業者から当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲り受け、又は分割により当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を承継し、かつ、当該譲受け又は分割の日から当該違反行為を開始したこと。

⑭ 前項の場合において、会社が有する議決権並びに会社及びその1若しくは2以上の子会社又は会社の1若しくは2以上の子会社が有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第147条第1項又は第148条第1項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

⑮ 公正取引委員会は、第10項第1号、第11項第1号から第3号まで又は第12項第1号の規定による報告及び資料の提出を受けたときは、当該報告及び資料の提出を行った事業者に対し、速やかに文書をもってその旨を通知しなければならない。

⑯ 公正取引委員会は、第10項から第12項までの規定のいずれかに該当する事業者に対し第1項の規定による命令又は第18項若しくは第21項の規定による通知をすることで、当該事業者に対し、当該違反行為に係る事実の報告又は資料の提出を追加して求めることができる。

⑰ 公正取引委員会が、第10項第1号、第11項第1号から第3号まで又は第12項第1号の規定による報告及び資料の提出を行った事業者に対して第1項の規定による命令又は次項の規定による通知をするまでの間に、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、第10項から第12項までの規定にかかわらず、これらの規定は適用しない。

一 当該事業者(当該事業者が第13項の規定による報告及び資料の提出を行った者であるときは、当該事業者及び当該事業者と共同して当該報告及び資料の提出を行った他の事業者のうち、いずれか1以上の事業者。次号において同じ。)が行った当該報告又は提出した当該資料に虚偽の内容が含まれていたこと。

二 前項の場合において、当該事業者が求められた報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたこと。

三 当該事業者がした当該違反行為に係る事件において、当該事業者が他の事業者に対し(当該事業者が第13項の規定による報告及び資料の提出を行った者であるときは、当該事業者及び当該事業者と共同して当該報告及び資料の提出を行った他の事業者のうちいずれか1以上の事業者が、当該事業者及び当該事業者と共同して当該報告及び資料の提出を行った他の事業者以外の事業者が、当該事業者と共同して当該報告及び資料の提出をする)ことを強要し、又は当該違反行為をやめようとしてい

二 公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち3番目に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った者(当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く。)であること。

三 公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち4番目又は5番目に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出(第45条第1項に規定する報告又は同条第4項の措置その他により既に公正取引委員会によって把握されている事実に係るものを除く。)を行った者(当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く。)であること。

四 当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後において、当該違反行為をしていない者でないこと。

⑳ 第1項の場合において、公正取引委員会は、当該違反行為について第10項第1号又は前項第1号から第3号までの規定による報告及び資料の提出を行った者の数が5に満たないときは、当該違反行為をした事業者のうち次の各号のいずれにも該当する者(第10項第1号又は前項第1号から第3号までの規定による報告及び資料の提出を行った者の数と第1号の規定による報告及び資料の提出を行った者の数を合計した数が5以下であり、かつ、同号の規定による報告及び資料の提出を行った者の数を合計した数が3以下である場合に限る。)については、第1項又は第5項から第9項までの規定により計算した課徴金の額に100分の30を乗じて得た額を、当該課徴金の額から減額するものとする。

一 当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後公正取引委員会規則で定める期日までに、公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出(第47条第1項各号に掲げる処分又は第102条第1項に規定する処分その他により既に公正取引委員会によって把握されている事実に係るものを除く。)を行った者

二 前号の報告及び資料の提出を行った日以後において当該違反行為をしていない者以外の者

⑳ 第1項に規定する違反行為をした事業者のうち2以上の事業者(会社である場合に限る。)が、公正取引委員会規則で定めるところにより、共同して、公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った場合には、第1号に該当し、かつ、第2号又は第3号のいずれかに該当する場合に限り、当該報告及び資料の提出を単独で行ったものとみなして、当該報告及び資料の提出を行った2以上の事業者について前3項の規定を適用する。この場合における第10項第1号、第11項第1号から第3号まで及び前項第1号の規定による報告及び資料の提出を行った事業者の数の計算については、当該2以上の事業者をもって1の事業者とする。

一 当該2以上の事業者が、当該報告及び資料の提出の時に相互に子会社等(事業者の子会社(会社)がその総株主(総社員を含む。以下同じ。)の議決権(株主総会において決議をすることができ得る事項の全部につき議決権を行使することができない株式)についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式)についての議決権を含む。以下同じ。)の過半数を有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその1若しくは2以上の子会社又は会社の1若しくは2以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。以下この項において同じ。)若しくは親会社(会社)を子会社とする他の会社をいう。以下この号において同じ。)又は当該事業者と親

合を含む。)の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」と、第4項中「当該事業者に対し」とあるのは「特定事業承継子会社等に対し、この項の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」と、第22項中「受けた者は」とあるのは「受けた特定事業承継子会社等は、これらの規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」とする。

- ㊸ 前2項の場合において、第10項から第12項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- ㊹ 実行期間(第4項に規定する違反行為については、違反行為期間)の終了した日から5年を経過したときは、公正取引委員会は、当該違反行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。

【事業者団体の禁止行為】

第8条 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- 一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。
- 二～四 (略)
- 五 事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること。

【排除措置】

第8条の2 前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第8章第2節に規定する手続に従い、事業者団体に対し、当該行為の差止め、当該団体の解散その他当該行為の排除に必要な措置を命ずることができる。

- ㊺ 第7条第2項の規定は、前条の規定に違反する行為に準用する。
- ㊻ 公正取引委員会は、事業者団体に対し、第1項又は前項において準用する第7条第2項に規定する措置を命ずる場合において、特に必要があると認めるときは、第8章第2節に規定する手続に従い、当該団体の役員若しくは管理人又はその構成事業者(事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が構成事業者である場合には、当該事業者を含む。第26条第1項及び第59条第2項において同じ。)に対しても、第1項又は前項において準用する第7条第2項に規定する措置を確保するために必要な措置を命ずることができる。

【不公正な取引方法の禁止】

第19条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

【無過失損害賠償責任】

第25条 第3条、第6条又は第19条の規定に違反する行為をした事業者(第6条の規定に違反する行為をした事業者にあつては、当該国際的協定又は国際的契約において、不当な取引制限をし、又は不公正な取引方法を自ら用いた事業者に限る。)及び第8条の規定に違反する行為をした事業者団体は、被害者に対し、損害賠償の責めに任ずる。

- ㊼ 事業者及び事業者団体は、故意又は過失がなかつたことを証明して、前項に規定する責任を免れることができる。

たこと。

㊽ 公正取引委員会は、第10項の規定により課徴金の納付を命じないこととしたときは、同項の規定に該当する事業者がした違反行為に係る事件について当該事業者以外の事業者に対し第1項の規定による命令をする際に(同項の規定による命令をしない場合にあつては、公正取引委員会規則で定めるときまでに)、これと併せて当該事業者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

㊾ 公正取引委員会は、第1項又は第4項の場合において、同一事件について、当該事業者に対し、罰金の刑に処する確定裁判があるときは、第1項、第4項から第9項まで、第11項又は第12項の規定により計算した額に代えて、その額から当該罰金額の2分の1に相当する金額を控除した額を課徴金の額とするものとする。ただし、第1項、第4項から第9項まで、第11項若しくは第12項の規定により計算した額が当該罰金額の2分の1に相当する金額を超えないとき、又は当該控除後の額が100万円未満であるときは、この限りでない。

㊿ 前項ただし書の場合においては、公正取引委員会は、課徴金の納付を命ずることができない。

㊿ 公正取引委員会は、前項の規定により課徴金の納付を命じない場合には、罰金の刑に処せられた事業者に対し、当該事業者がした第1項、第2項又は第4項に規定する違反行為に係る事件について当該事業者以外の事業者に対し第1項(第2項において読み替えて準用する場合を含む。)又は第4項の規定による命令をする際に(これらの規定による命令をしない場合にあつては、公正取引委員会規則で定めるときまでに)、これと併せて文書をもつてその旨を通知するものとする。

㊿ 第1項又は第4項の規定による命令を受けた者は、第1項、第4項から第9項まで、第11項、第12項又は第19項の規定により計算した課徴金を納付しなければならない。

㊿ 第1項、第4項から第9項まで、第11項、第12項又は第19項の規定により計算した課徴金の額に1万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

㊿ 第1項、第2項又は第4項に規定する違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときは、当該法人がした違反行為並びに当該法人が受けた第1項(第2項において読み替えて準用する場合を含む。)及び第4項の規定による命令、第18項及び第21項の規定による通知並びに第51条第2項の規定による審決(以下この項及び次項において「命令等」という。)は、合併後存続し、又は合併により設立された法人がした違反行為及び当該合併後存続し、又は合併により設立された法人が受けた命令等とみなして、前各項及び次項の規定を適用する。

㊿ 第1項、第2項又は第4項に規定する違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後においてその1又は2以上の子会社等に対し当該違反行為に係る事業の全部を譲渡し、又は当該法人(会社に限る。)が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後においてその1又は2以上の子会社等に対して分割により当該違反行為に係る事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅したときは、当該法人がした違反行為及び当該法人が受けた命令等は、当該事業の全部若しくは一部を譲り受け、又は分割により当該事業の全部若しくは一部を承継した子会社等(以下「特定事業承継子会社等」という。)がした違反行為及び当該特定事業承継子会社等が受けた命令等とみなして、前各項の規定を適用する。この場合において、当該特定事業承継子会社等が2以上あるときは、第1項(第2項において読み替えて準用する場合を含む。)中「当該事業者に対し」とあるのは、「特定事業承継子会社等(第25項に規定する特定事業承継子会社等を含む。以下同じ。)」に対し、この項(次項において読み替えて準用する場合

〔私的独占、不当な取引制限、事業者団体による競争の実質的制限の罪〕

第89条 次の各号のいずれかが該当するものは、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。

- 一 第3条の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者
 - 二 第8条第1号の規定に違反して一定の取引分野における競争を実質的に制限したものを
- ② 前項の未遂罪は、罰する。

〔両罰規定〕

第95条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。

- 一 第89条 5億円以下の罰金刑
- 二 第90条第3号（第7条第1項又は第8条の2第1項若しくは第3項の規定による命令（第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の差止めを命ずる部分に限る。）に違反した場合を除く。）3億円以下の罰金刑

三 第90条第1号、第2号若しくは第3号（第7条第1項又は第8条の2第1項若しくは第3項の規定による命令（第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の差止めを命ずる部分に限る。）に違反した場合に限る。）

に違反した場合に限る。）

② 法人でない団体の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者がその団体の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その団体に對しても、当該各号に定める罰金刑を科する。

- 一 第89条 5億円以下の罰金刑
- 二 第90条第3号（第7条第1項又は第8条の2第1項若しくは第3項の規定による命令（第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の差止めを命ずる部分に限る。）に違反した場合を除く。）3億円以下の罰金刑

三 第90条第1号、第2号若しくは第3号（第7条第1項又は第8条の2第1項若しくは第3項の規定による命令（第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の差止めを命ずる部分に限る。）に違反した場合に限る。）又は第94条 各本条の罰金刑

③ 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条第1項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して3億円以下の罰金刑を、その人に対して同項の罰金刑を科する。

④ 第1項又は第2項の規定により第89条の違反行為につき法人若しくは人又は団体に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

⑤ 第2項の場合においては、代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の訴訟行為に関する刑事訴訟法の規定を準用する。

⑥ 第3項の規定により前条第1項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

〔違反行為の防止等をしない法人の代表者への罰則〕

第95条の2 第89条第1項第1号、第90条第1号若しくは第3号又は第91条の違反があつた場合においては、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた当該法人（第90条第1号又は第3号の違反があつた場合における当該法人で事業者団体に該当するものを除く。）の代表者に対しても、各本条の罰金刑を科する。

〔違反行為の防止等をしない事業者団体の理事等への罰則〕

第95条の3 第89条第1項第2号又は第90条の違反があつた場合においては、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた当該事業者団体の理事その他の役員若しくは管理人又はその構成事業者（事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が構成事業者である場合には、当該事業者を含む。）に対しても、それぞれ各本条の罰金刑を科する。

② 前項の規定は、同項に掲げる事業者団体の理事その他の役員若しくは管理人又はその構成事業者が法人その他の団体である場合においては、当該団体の理事その他の役員又は管理人に、これを適用する。

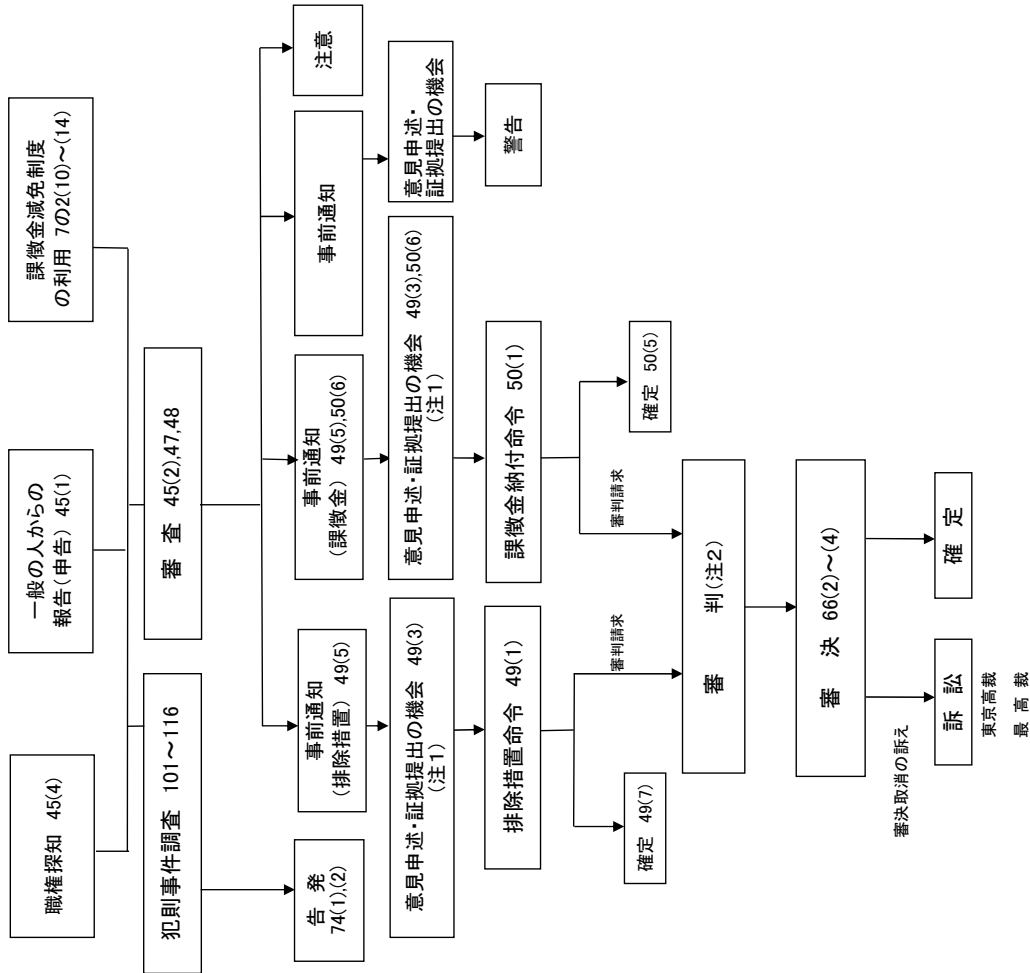
〔事業者団体解散の宣告〕

第95条の4 裁判所は、十分な理由があると認めるときは、第89条第1項第2号又は第90条に規定する刑の言渡しと同時に、事業者団体の解散を宣告することができる。

② 前項の規定により解散が宣告された場合には、他の法令の規定又は定款その他の定めにかかわらず、事業者団体は、その宣告により解散する。

独占禁止法違反事件処理手続図

(平成26年10月現在)



(注1) 平成25年独占禁止法改正法により、公正取引委員会が排除措置命令等の行政処分を行う際の事前手続として、現行の意見申述等の機会の付与に代わって、公正取引委員会が指定する職員が主宰する意見聴取手続が行われることとなります。

(注2) 平成25年独占禁止法改正法により、公正取引委員会が行う審判制度は廃止され、公正取引委員会の行政処分に対する不服審査については、抗告訴訟として裁判所において審理されることとなります。

【条文等2】 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)

改正 平成15年法律第1119号
平成18年法律第110号
平成19年法律第58号
平成21年法律第51号

(趣旨)

第1条 この法律は、公正取引委員会による各省各庁の長等に対する入札談合等関与行為を排除するために必要な改善措置の要求、入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償の請求、当該職員に係る懲戒事由の調査、関係行政機関の連携協力等入札談合等関与行為を排除し、及び防止するための措置について定めるとともに、職員による入札等の公正を害すべき行為についての罰則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法(昭和22年法律第34号)第20条第2項に規定する各省各庁の長をいう。
2 この法律において「特定法人」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
一 国又は地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人
二 特別の法律により設立された法人のうち、国又は地方公共団体が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社(前号に掲げるもの及び政令で定めるものを除く。)
3 この法律において「各省各庁の長等」とは、各省各庁の長、地方公共団体の長及び特定法人の代表者をいう。
4 この法律において「入札談合等」とは、国、地方公共団体又は特定法人(以下「国等」という。))が入札、競り売りその他競争により相手方を選定する方法(以下「入札等」という。))により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、当該入札に参加しようとする事業者が他の事業者と共同して落札すべき者若しくは落札すべき価格を決定し、又は事業者団体が当該入札に参加しようとする事業者に対し当該行為を行わせること等により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為をいう。
5 この法律において「入札談合等関与行為」とは、国若しくは地方公共団体の職員又は特定法人の役員若しくは職員(以下「職員」という。))が入札談合等に関与する行為であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。
- 二 契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること。
- 三 入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。
- 四 特定の入札談合等に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは黙示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他のの方法により、入札談合等を補助すること。

(各省各庁の長等に対する改善措置の要求等)

第3条 公正取引委員会は、入札談合等の事件についての調査の結果、当該入札談合等につき入札談合等関与行為があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、当該入札談合等関与行為を排除するために必要な入札及び契約に関する事務に係る改善措置(以下単に「改善措置」という。)を講ず

べきことを求めることができる。

2 公正取引委員会は、入札談合等の事件についての調査の結果、当該入札談合等につき入札談合等関与行為があったと認めるときは、当該入札談合等関与行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を講ずべきことを求めることができる。

3 公正取引委員会は、前2項の規定による求めをする場合には、当該求めの内容及び理由を記載した書面を交付しなければならない。

4 各省各庁の長等は、第1項又は第2項の規定による求めを受けたときは、必要な調査を行い、当該入札談合等関与行為があり、又は当該入札談合等関与行為があったことが明らかとなったときは、当該調査の結果に基づいて、当該入札談合等関与行為を排除し、又は当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要と認める改善措置を講じなければならない。

5 各省各庁の長等は、前項の調査を行うため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、資料の提供その他の必要な協力を求めることができる。

6 各省各庁の長等は、第4項の調査の結果及び同項の規定により講じた改善措置の内容を公表するとともに、公正取引委員会に通知しなければならない。

7 公正取引委員会は、前項の通知を受けた場合において、特に必要があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、意見を述べることができる。

(職員に対する損害賠償の請求等)

第4条 各省各庁の長等は、前条第1項又は第2項の規定による求めがあったときは、当該入札談合等関与行為による国等の損害の有無について必要な調査を行わなければならない。

2 各省各庁の長等は、前項の調査の結果、国等に損害が生じたと認めるときは、当該入札談合等関与行為を行った職員の賠償責任の有無及び国等に対する賠償額についても必要な調査を行わなければならない。

3 各省各庁の長等は、前2項の調査を行うため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、資料の提供その他の必要な協力を求めることができる。

4 各省各庁の長等は、第1項及び第2項の調査の結果を公表しなければならない。

5 各省各庁の長等は、第2項の調査の結果、当該入札談合等関与行為を行った職員が故意又は重大な過失により国等に損害を与えたとき、当該職員に対し、速やかにその賠償を求めなければならない。

6 入札談合等関与行為を行った職員が予算執行職員等の責任に関する法律(昭和25年法律第172号)第3条第2項(同法第9条第2項において準用する場合を含む。))の規定により弁償の責めに任ずべき場合については、各省各庁の長又は公庫の長(同条第1項に規定する公庫の長をいう。))は、第2項、第3項(第2項の調査に係る部分に限る。))、第4項(第2項の調査の結果の公表に係る部分に限る。))及び前項の規定にかかわらず、速やかに、同法に定めるところにより、必要な措置をとらなければならない。この場合においては、同法第4条第4項(同法第9条第2項において準用する場合を含む。))中「遅滞なく」とあるのは、「速やかに、当該予算執行職員の入札談合等関与行為(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第5項に規定する入札談合等関与行為をいう。))に係る同法第4条第4項の調査の結果を添えて」とする。

7 入札談合等関与行為を行った職員が地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項(地方公共企業法(昭和27年法律第292号)第34条において準用する場合を含む。))の規定により賠償の責めに任ずべき場合については、第2項、第3項(第2項の調査に係る部分に限る。))、第4項(第2項の調査の結果の公表に係る部分に限る。))及び第5項の規定は適用せず、地方自治法第243条の2第3項(地方公共企業法第34条において準用する場合を含む。))の規定を適用する。

(職員に係る懲戒事由の調査)

第5条 各省各庁の長等は、第3条第1項又は第2項の規定による求めがあったときは、当該入札談合等関与行為を行った職員に対して懲戒処分(特定法人(特定独立行政法人(独立行政法人通則法

(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この項において同じ。)及び特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下この項において同じ。)を除く。)にあっては、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁)をすることができなくなるか否かについて必要な調査を行わなければならない。ただし、当該求めを受けた各省各庁の長、地方公共団体の長、特定独立行政法人の長又は特定地方独立行政法人の理事長が、当該職員に任命権を有しない場合(当該職員の任命権を委任した場合を含む。)は、当該職員の任命権を有する者(当該職員の任命権の委任を受けた者を含む。以下「任命権者」という。)に対し、第3条第1項又は第2項の規定による求めがあった旨を通知すれば足りる。

2 前項ただし書の規定による通知を受けた任命権者は、当該入札談合等関係行為を行った職員に対して懲戒処分をすることができなくなるか否かについて必要な調査を行わなければならない。

3 各省各庁の長等又は任命権者は、第1項本文又は前項の調査を行うため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

4 各省各庁の長等又は任命権者は、それぞれ第1項本文又は第2項の調査の結果を公表しなければならない。

(指定職員による調査)

第6条 各省各庁の長等又は任命権者は、その指定する職員(以下この条において「指定職員」という。)に、第3条第4項、第4条第1項若しくは第2項又は前条第1項本文若しくは第2項の規定による調査(以下この条において「調査」という。)を実施させなければならない。この場合において、各省各庁の長等又は任命権者は、当該調査を適正に実施するに足る能力、経験等を有する職員を指定する等当該調査の実効を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 指定職員は、調査に当たっては、公正かつ中立に実施しなければならない。

3 指定職員が調査を実施する場合には、当該各省各庁(財政法第21条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。)地方公共団体又は特定法人の職員は、当該調査に協力しなければならない。

(関係行政機関の連携協力)

第7条 国の関係行政機関は、入札談合等関係行為の防止に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(職員による入札等の妨害)

第8条 職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。

(運用上の配慮)

第9条 この法律の運用に当たっては、入札及び契約に関する事務を適正に実施するための地方公共団体等の自主的な努力に十分配慮しなければならない。

(事務の委任)

第10条 各省各庁の長は、この法律に規定する事務を、当該各省各庁の外局(法律で国務大臣をもつてその長に充てることができるとされているものに限る。)の長に委任することができる。

附 則

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則(平成15年7月16日法律第119号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)の施行の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第6条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則(平成18年12月15日法律第110号)

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則(平成19年5月25日法律第58号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成20年10月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第8条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第9条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(調整規定)

第10条 この法律及び株式会社商工組合中央金庫法(平成19年法律第74号)、株式会社日本政策投資銀行法(平成19年法律第85号)又は地方公営企業等金融機構法(平成19年法律第64号)に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該法律の規定は、株式会社商工組合中央金庫法、株式会社日本政策投資銀行法又は地方公営企業等金融機構法によってまず改正され、次いでこの法律によって改正されるものとする。

附 則(平成21年6月10日法律第51号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第8条の改正規定、第8条の2第1項及び第2項の改正規定、第8条の3の改正規定(「第8条第1項第1号」を「第8条第1号」に改める部分に限る。)、第24条、第25条第1項及び第26条第1項の改正規定、第43条の次に1条を加える改正規定、第59条第2項の改正規定(「第8条第1項第1号」を「第8条第1号」に改める部分に限る。)、第66条第4項の改正規定(「第8条第1項」を「第8条」に改める部分に限る。)、第70条の1第3項の改正規定(「第8条第1項」を「第8条」に改める部分に限る。)、第70条の15に後段を加える改正規定、同条に1項を加える改正規定、第84条第1項の改正規定、第89条第1項第2号の改正規定、第90条の改正規定、第91条の2の改正規定(同条第1号を削る部分に限る。)、第93条の改正規定並びに第95条の改正規定(同条第1項第3号中「(第3号を除く。)」を削る部分、同条第2項第3号中「、第91条第4号若しくは第5号(第4号に係る部分に限る。)」及び第95条第3項第91条の2第1号)を削る部分(第91条の2第1号に係る部分を除く。))及び第95条第9条中「前項」を「第2項」に改め、同条第2項の次に2項を加える部分を除く。)並びに附則第9条、第14条、第16条から第19条まで及び第20条第1項の規定、附則第21条中農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の8の2及び第73条の24の改正規定並びに附則第23条及び第24条の規定は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

〇入札談合等関係行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律施行令(平成19年2月2日政令第19号)

内閣は、入札談合等関係行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第2項第2号の規定に基づき、この政令を制定する。

入札談合等関係行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律第2条第2項第2号の政令で定める株式会社は、日本電信電話株式会社及び日本郵政株式会社とする。

附 則

この政令は、入札談合等関係行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律(平成18年法律第110号)の施行の日(平成19年3月14日)から施行する。

【条文等3】 附帯決議

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案に対する附帯決議

平成14年7月17日
衆議院経済産業委員会

近年、国や地方公共団体等が行う公共事業の発注や物品等の調達に際し、いわゆる「官製談合」と称される不適正な事件の摘発が相次いでいる。

このような官製談合は、官公需分野における公正かつ自由な競争を官公庁自らが阻害するのみならず、国や地方公共団体等における予算の適正かつ効率的な執行を歪め、ひいては政治及び行政への国民の信頼をも損ねるものであり、入札談合等関与行為の抜本的な排除及び防止を図ることは喫緊の課題である。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を構すべきである。

- 1 公正取引委員会は、調査の結果、入札談合等関与行為があると認められる場合において、必要に応じて会計検査院にこれを通知するなど相互に十分に連携協力をし、もって入札談合等関与行為の抜本的な排除及び防止に十全を期すること。
- 2 排除及び防止すべき入札談合等関与行為については、本法の運用状況を十分に注視しつつ、本法第2条第5項に規定される三行為類型以外にも、入札談合等に対する職員への対応について、そのあり方を含め引き続き必要な検討を行うこと。
- 3 入札及び契約の一層の適正化や外部監査の積極的な活用など、地方公共団体等における入札談合等関与行為の排除及び防止並びに予算の適正かつ効率的な執行に向けた自主的な取組みを促進すること。
- 4 公共事業等の発注事務等に携わる国及び地方公共団体等の職員に対する損害賠償の請求については、国民の税金を運用・執行するという職責の重大性、談合に伴う職員の利益の有無等を踏まえ、そのあり方について必要な検討を行うこと。

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案に対する附帯決議

平成14年7月23日
参議院経済産業委員会

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を構すべきである。

- 1 排除及び防止すべき入札談合等関与行為については、本法の運用状況を十分に注視しつつ、本法第2条第5項に規定されている三行為類型以外にも、入札談合等に対する職員への対応について、その在り方も含め、引き続き必要な検討を行うこと。
- 2 公正取引委員会は、入札談合等関与行為があると認めるときは、必要に応じてその旨を会計検査院に通知するなど、相互に十分な連携協力を図り、入札談合等関与行為の抜本的な排除及び防止に十全を期すること。
- 3 公共事業等の発注事務等に携わる国及び地方公共団体等の職員に対する損害賠償請求については、国民の税金を運用・執行するという職責の重大性等を踏まえ、その在り方について必要な検討を行うこと。
- 4 地方公共団体等における適正な入札及び契約事務の遂行に支障が生じないよう、本法制定の趣旨及び措置の内容について周知徹底を図ること。また、地方公共団体等の入札談合等関与行為の排除及び防止並びに予算の適正かつ効率的な執行に向けて、外部監査の積極的な活用等、自主的な取組の促進が図られるよう適切に対応すること。

右決議する。

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律
の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成18年11月29日
衆議院経済産業委員会

近年、国や地方公共団体等が行う公共事業の発注や物品等の調達に際し、いわゆる「官製談合」と称される不適正な事件の摘発が続発している。

このような官製談合は、官公需分野における公正かつ自由な競争を官公庁自らが阻害するのみならず、国や地方公共団体等における予算の適正かつ効率的な執行を歪め、ひいては政治及び行政への国民の信頼をも損ねるものであり、入札談合等関与行為の抜本的な排除及び防止を図ることは喫緊の課題である。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 公正取引委員会は、調査の結果、入札談合等関与行為があると認められる場合において、会計検査院にこれを通知するなど相互に十分に連携協力をし、もって入札談合等関与行為の抜本的な排除及び防止に万全を期すること。
- 2 入札契約の一層の改善や外部監査の積極的な活用など、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに予算の適正かつ効率的な執行に向けた地方公共団体等の取組みを促進するとともに、公共調達制度の全般的な適正化について、関係省庁間の緊密な連携を確保し、施策の円滑な実施を図ること。
- 3 公共事業等の発注事務等に携わる国及び地方公共団体等の職員に対する損害賠償の請求については、国民の税金を運用・執行するという職責の重大性を踏まえ、そのあり方について更に検討を行うこと。
- 4 首長の多選が、入札談合等関与行為と密接不可分な関係にまで至っている事例もあるとの指摘にかんがみ、その弊害を除去しうる方策について早急な検討を行うとともに、いわゆる天下りが、組織的な入札談合等関与行為を強く誘引している実情を踏まえ、早期退職慣行の是正など、公務員の人事任用面における対策を早急に講ずること。

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律
の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成18年12月7日
参議院経済産業委員会

公共事業の発注や物品等の調達に発注者側の関与する官製談合は平成14年の官製談合防止法制定にもかかわらず後を絶たない。

官製談合は官公需における公正で自由な競争を官公庁自らが阻害する不当な取引制限であり、予算の適正で効率的な執行を妨げ、納税者である国民の利益を阻害する悪質な行為である。政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 改正法の施行状況を勘案し、必要に応じて入札談合等関与行為に当たる行為類型のさらなる範囲拡大等を検討すること。
- 2 公正取引委員会は会計検査院との相互の連携協力等を通じ、入札談合等関与行為の抜本的な排除及び防止に万全を期すること。
- 3 国、地方公共団体等による公共調達については、予定価格の見直し、一般競争入札の一層の拡大、総合評価方式の拡充等一層の改革を図ること。また、公共調達の在り方について、発注機関、公正取引委員会、財政当局、捜査当局、関連業界の代表者及び有識者による幅広い見地から、入札談合が生じる制度的な要因を解明し、入札談合の抜本的な防止策を検討すること。
- 4 地方公共団体の長・幹部職員の不正行為に加えて、公務員の関連業界へのいわゆる天下りが官製談合事件の温床となってきたこれまでの経緯にかんがみ、早期退職慣行の是正や退職者の再就職の適正化など公務員の人事管理の在り方について、公務員制度改革全体の中で早急に検討すること。

なお、検討に当たっては、公共調達に従事する公務員の意欲を高め、その能力が十分に発揮されるものとなるよう配慮すること。

右決議する。

【条文等4】 参照条文

■ 財政法（昭和22年法律第34号）（抄）

- 第20条（略）
- 2 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣（以下各省各庁の長という。）は、毎会計年度、第18条の閣議決定のあつた概算の範囲内で予定経費要求書、継続費要求書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書（以下予定経費要求書等という。）を作製し、これを財務大臣に送付しなければならない。
- 第21条 財務大臣は、歳入予算明細書、衆議院、参議院、裁判所、会計検査院並びに内閣（内閣府を除く。）、内閣府及び各省（以下「各省各庁」という。）の予定経費要求書等に基づいて予算を作成し、閣議の決定を経なければならない。

■ 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和25年法律第172号）（抄）

- （予算執行職員の義務及び責任）
- 第3条（略）
- 2 予算執行職員は、故意又は重大な過失に因り前項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたときは、弁償の責に任じなければならない。
- 3（略）
- （弁償責任の検定、弁償命令及び通知義務）
- 第4条 会計検査院は、予算執行職員が故意又は重大な過失に因り前条第1項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたときは、その事実があるかどうかを審理し、弁償責任の有無及び弁償額を検定する。但し、その事実の発生日から3年を経過したときは、この限りでない。
- 2 会計検査院が弁償責任があると検定したときは、予算執行職員の任命権者（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第55条第1項に規定する任命権者をいい、当該予算執行職員が都道府県の職員である場合には、都道府県知事とする。以下同じ。）は、その検定に従つて、弁償を命じなければならない。
- 3（略）
- 4 各省各庁の長は、予算執行職員が前条第1項の規定に違反して支出等の行為をした事実があると認めるときは、遅滞なく、財務大臣及び会計検査院に通知しなければならない。
- 5～6（略）
- （公庫の予算執行職員に対する準用）
- 第9条（略）
- 2 第3条第2項及び第3項並びに第4条から前条までの規定は、前項の公庫予算執行職員について準用する。ただし、国家公務員法の適用を受けない公庫予算執行職員については、第6条第2項の規定及び第3項の規定中人事院に対する通知に関する部分は、この限りでない。
- 3～5（略）

■ 地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

- （職員の賠償責任）
- 第243条の2 会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為を有する権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、また同様とする。
- 一 支出負担行為
- 二 第232条の4第1項の命令又は同条第2項の確認
- 三 支出又は支払
- 四 第234条の2第1項の監督又は検査
- 2（略）
- 3 普通地方公共団体の長は、第1項の職員が同項に規定する行為によつて当該普通地方公共団体に損害を与えたときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。
- 4～14（略）
- 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）（抄）
- （職員の賠償責任）
- 第34条 地方自治法第243条の2の規定は、地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について準用する。この場合において、同条第1項中「規則」とあるのは「規則又は企業管理規程」と、同条第8項中「議会の同意を得て」とあるのは「条例で定める場合には議会の同意を得て」と読み替えるほか、第7条の規定により管理者が置かれていて地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について準用する場合には、同法第243条の2第3項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、同条第8項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、「あらかじめ監査委員の意見を聴き、その意見」とあるのは「管理者があらかじめ監査委員の意見を聴き、普通地方公共団体の長が当該意見」と、同条第10項中「処分に不服がある者は」とあるのは「処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができ、その裁決に不服がある者は」と、「した処分」とあるのは「した裁決」と、「審査請求をすることができ」とあるのは「再審査請求をすることができる」ともできるとあるのは「再審査請求をすることができる」と、同条第12項中「異議申立て」とあるのは「審査請求」と読み替えるものとする。

■独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（抄）

（定義）

第2条（略）

2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

■国家公務員法（昭和22年法律第120号）（抄）

（懲戒の場合）

第8条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

一 この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第5条第3項の規定に基づく訓令及び同条第4項の規定に基づく規則を含む。）に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

2（略）

（信用失墜行為の禁止）

第9条 職員は、その官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）

第100条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

2～5（略）

■地方公務員法（昭和25年法律第261号）（抄）

（懲戒）

第29条 職員が次の各号の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

一 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

2～4（略）

（信用失墜行為の禁止）

第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）

第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2～3（略）

■高速道路株式会社法（平成16年法律第9号）（抄）

（株式）

第3条 政府（首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（第4項において「首都高速道路株式会社等」という。）にあっては、政府及び地方公共団体）は、常時、会社の総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。

2～4（略）

■日本郵政株式会社法（平成17年法律第98号）（抄）

（株式の政府保有）

第2条 政府は、常時、会社の発行済株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。以下この条において同じ。）の総数の三分の一を超える株式を保有していなければならない。

■日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）（抄）

（株式）

第4条 政府は、常時、会社の発行済株式の総数の三分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。

2（略）

■刑法（明治40年法律第45号）（抄）

（公契約関係競争妨害）

第96条の6 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした者は、3年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

【条文等5】 独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針

(平成17年10月7日公正取引委員会)

改定 平成21年10月23日

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第51号）により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条の2第1項に規定する違反行為をした事業者のうち二以上の事業者が共同して当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った場合には、当該二以上の事業者について課徴金の減免する等の改正が行われ、課徴金減免に係る改正部分は、平成22年1月1日から施行されること、改正後の独占禁止法の適正な運用を図るため、公正取引委員会は、同日以降、次の方針に即して、犯則事件（独占禁止法第89条から第91条までの罪に係る事件をいう。以下同じ。）の調査及び告発を行っていることとする。

1 告発に関する方針

(1) 公正取引委員会は、

- ア 一定の取引分野における競争を実質的に制限する価格カルテル、供給量制限カルテル、市場分割協定、入札談合、共同ボイコット、私的独占その他の違反行為であって、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案
 - イ 違反を反復して行っている事業者・業界、排除措置に従わない事業者等に係る違反行為のうち、公正取引委員会の行う行政処分によつては独占禁止法の目的が達成できないと考えられる事案
- について、積極的に刑事処分を求めて告発を行う方針である。

(2) ただし、

- ア 調査開始日前に単独で最初に課徴金の免除に係る報告及び資料の提出を行った事業者（独占禁止法第7条の2第10項の規定による報告及び資料の提出を行った事業者をいう。ただし、当該報告若しくは資料に虚偽の内容が含まれていたこと、追加して求められた報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたこと又は他の事業者に対し違反行為をすることを強要し、若しくは他の事業者が違反行為をやる事実があると認められていたこと（同条第17項各号）のいずれかに該当する

- イ 調査開始日前に他の事業者と共同して最初に課徴金の免除に係る報告

及び資料の提出を行った事業者（独占禁止法第7条の2第13項及び同条第10項の規定による報告及び資料の提出を行った事業者をいう。ただし、当該報告若しくは資料に虚偽の内容が含まれていたこと、追加して求められた報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたこと又は他の事業者に対し違反行為をすることを強要し、若しくは他の事業者が違反行為をやめることを妨害していたこと（同条第17項各号）のいずれかに該当する事実があると認められる事業者及び当該事業者と共同して報告及び資料の提出を行った事業者を除く。）

ウ 前記ア又はイに該当する事業者の役員、従業員等であつて当該独占禁止法違反行為をした者のうち、当該事業者の行った公正取引委員会に対する報告及び資料の提出並びにこれに引き続いて行われた公正取引委員会に対する調査における対応等において、当該事業者と同様に評価すべき事情が認められるもの

については、告発を行わない。

2 犯則事件の調査

公正取引委員会は、前記1(1)ア又はイに該当すると疑うに足りる相当の理由のある独占禁止法違反被疑事件について、犯則事件の調査を行う職員として指定した職員をして調査に当たらせるとし、当該調査の結果、前記1(1)ア又はイに該当する犯則の心証を得た場合に、告発する。

3 告発問題協議会

告発に当たっては、その円滑・適正を期するため、検察当局との間で、検察当局側が最高検察庁財政経済係検事以下の検事、公正取引委員会側が犯則審査部長以下の担当官で構成される「告発問題協議会」を開催し、当該個別事件に係る具体的問題点等について意見・情報の交換を行う。

【条文等6】 公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針

(平成6年7月5日公正取引委員会)
(平成22年1月1日最終改正)

目次

はじめに

1 本指針の趣旨

2 本指針の構成等

第一 入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法の規定の概要

1 禁止されている行為

2 違反行為に対する措置等

第二 入札に係る事業者及び事業者団体の実際の活動と独占禁止法

1 受注者の選定に関する行為

2 入札価格に関する行為

3 受注数量等に関する行為

4 情報の収集・提供、経営指導等

はじめに

1 本指針の趣旨

(1) 独占禁止法(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五四号))は、事業者が私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法等の行為を行うことを禁止し、また、事業者の結合体である事業者団体がこれと同様の競争制限的又は競争阻害的な行為を行うことを禁止し、こうした行為が行われた場合にはこれを排除することにより、公正かつ自由な競争を促進することを目的としている。

国、地方公共団体、特殊法人等が行う入札は、入札参加者間の競争を通じて受注者や受注価格等を決定しようとするものである。入札参加者があらかじめ受注予定者や最低入札価格等を決定することによって入札により発注される商品又は役務の取引に係る競争を制限するいわゆる入札談合は、入札制度の実質を失わせしめるものであるとともに、競争制限行為を禁止する独占禁止法の規定に違反する行為である。

(2) この指針は、事業者や事業者団体による入札談合の独占禁止法違反事件が数多く生じている状況を踏まえ、入札に係る事業者及び事業者団体のどのような活動が独占禁止法上問題となるかについて、具体例を挙げながら明らかにすることによって、入札談合の防止を図るとともに、事業者及び事業者団体の適正な活動に役立てようとするものである。

2 本指針の構成等

(1) 本指針中、第一では、入札に係る事業者及び事業者団体の活動との関係において、どのような行為が独占禁止法で禁止されているか、また、違反行為に対してはどのような措置等が採られることになるかという、独占禁止法の規定の概要を示している。

第二では、これまでの公正取引委員会の法運用の経験に基づき、事業者及び事業者団体の入札に関連した実際の活動に即して、独占禁止法の定めるところとの関係について、基本的な考え方を述べ、併せて主要な活動類型ごとに、「原則」として違反となるもの、「違反となるおそれがあるもの」及び「原則として違反とならないもの」を、参考例として、示している。このうち、

① 「原則として違反となるもの」には、これまでの審決及び課徴金納付命令における違反行為の内容を整理し、それに基づき、原則として違反となると考えられる行為を挙げている。

あわせて、「原則として違反となるもの」に挙げられた行為との関連で、入札談合防止の観点から特に留意すべき事項について記述している。

② 「違反となるおそれがあるもの」には、これまでの審決における違反行為及び違反行為に関連して認定された事実を踏まえ、違反行為に伴って行われるおそれがある又は違反行為につながるおそれがある行為を挙げている。

③ 「原則として違反とならないもの」には、それ自体では原則として違反とならないと考えられる行為を挙げている。

(2) 本指針は、国及び地方公共団体並びにこれらに準ずる者が法令等に基づいて行う入札を念頭に置いて、入札談合防止の観点から独占禁止法上の考え方を示したものである。「これらに準ずる者」には、この観点から、特殊法人、地方公社、外国政府機関、国際機関等が広く含まれる。

また、これらの発注者が随意契約の際に行う見積り合わせに係る事業者及び事業者団体の活動についても、本指針の考え方が当てはまるものである。

(3) 本指針は、入札に係る事業者及び事業者団体の実際の活動と独占禁止法との関係について、できるだけ分かりやすく示そうとしたものであって、本指針中で挙げている参考例はあくまでも類型化された例示であり、さらに参考例に付された具体例は各参考例の行為や問題点についての具体的な理解を助けるための例示である。入札に関連したものであって本指針中に示されていない活動や入札を経ないで実施される調達に関連した活動を含め、具体的な行為が違反となるかどうかについては、独占禁止法の規定に照らして、個々の事実ごとに判断されるものであることは言うまでもない。

(4) 本指針では、記述の簡明化のため、基本的に調達に係る入札の場合に即して記述している。売払い等に係る入札については、分かりやすさのため必要がある場合のみ、その態様に即した記述を付している。

また、本指針中で、事業者団体が行う行為を記述している箇所については、事業者団体が構成事業者をしてその行為を行わせることを含むものである(例えば、「事業者団

体が受注予定者を決定すること」と記述している部分は、「事業者団体が構成事業者を
して受注予定者を決定させること」を含む。）。

本指針中で、「中小企業者の団体」が行う行為を記述している箇所については、主と
して中小企業者を構成員とする事業者団体が、構成員である中小企業者を対象として行
う活動を、念頭に置いている。

(6) 本指針の策定に伴い、「公共工事に係る建設業における事業者団体の諸活動に関する
独占禁止法上の指針」（昭和五九年二月二日公表）は、廃止する。

第一 入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法の規定の概要

1 禁止されている行為

(1) 独占禁止法の目的は、公正かつ自由な競争を促進することによって、事業者の創
意を発揮させ、事業活動を盛んにし、雇用及び国民実所得の水準を高め、もって一
般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進するこ
とにある（法第一条）。

このために、独占禁止法は、事業者が共同して又は事業者団体が行う一定の取引
分野における競争の実質的制限をはじめ、事業者団体による事業者の数の制限及び
構成事業者の機能又は活動の不当な制限、事業者団体が事業者に不正な取引方法
を用いさせること、事業者が不正な取引方法を用いること等を禁止している（法
第三条、第八条、第十九条等）。

国、地方公共団体等による物品や役務の調達等の契約は、国民の租税等の負担に
よってその対価が賄われること等から、その締結や執行に当たって特段の公正性及
び厳正性が要求されるとともに、発注者にとつての経済性が波及されなければなら
ない。この趣旨から、国又は地方公共団体による契約の締結に当たっては、会計法、
地方自治法等の法令の定めるところにより、原則として競争に付することとされ、
競争を実施するための方法として入札によることとされている。

入札談合は、このような入札制度の実質を失わせしめるものであるとともに、競争
制限行為を禁止する独占禁止法の規定に違反する行為である。

(2) 事業者が共同して又は事業者団体が、入札に係る受注予定者又は最低入札価格等
を決定する等により一定の取引分野における競争を実質的に制限することは、法第
三条（不当な取引制限の禁止）又は第八条第一号の規定に違反する。

（このような行為が一般に入札談合と言われるものであり、本指針はこのような違
反行為の防止を目的としている。本指針において「違反」とは、特記する場合以外
は、法第三条又は第八条第一号の規定の違反を念頭に置いている。）

入札に係る事業者団体の活動により構成事業者の機能又は活動を不当に制限する
ことは、法第八条第四号の規定に違反する。

また、事業者が入札に係る活動において不正な取引方法を用いることは、法第

十九条の規定に違反する。このような行為を、事業者団体が事業者にさせるように
することは、法第八条第五号の規定に違反する。

2 違反行為に対する措置等

(1) 排除措置

① 公正取引委員会は、上記のような違反行為があるときは、事業者又は事業者団
体に対し、当該行為を排除するために必要な措置を命ずる（法第七条第一項、第
八条の二第一項、第二〇条第一項）。

必要な措置とは、例えば、受注予定者の決定行為の場合には、受注予定者決定
に係る協定の破棄、協定を破棄した旨の周知徹底、今後同様の行為を行うことの
禁止、これらについて採った措置の公正取引委員会への報告等である。

② 公正取引委員会は、これらの違反行為が既になくなっていない場合においても、
特に必要があると認めるときは、事業者又は事業者団体に対し、当該行為が既に
なくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために
必要な措置を命ずる（法第七条第二項、第八条の二第二項、第二〇条第二項）。

③ 公正取引委員会は、事業者団体に①又は②の措置を命ずる場合において、特に
必要があると認めるときは、当該事業者団体の役員若しくは管理人又はその構成
事業者に対しても、所要の措置を命ずる（法第八条の二第三項）。

(2) 課徴金

事業者による不当な取引制限（法第三条違反）又は事業者団体による法第八条第一
号違反行為が、商品若しくは役務の対価に係るもの又は実質的に商品若しくは役務
の供給量、購入量等を制限することによりその対価に影響することとなるものであ
るときは、公正取引委員会は、当該事業者又は当該事業者団体の構成事業者に対し、
課徴金の納付を命ずる（法第七条の二、第八条の三）。

入札談合は、課徴金の対象となる違反行為である。

課徴金の額は、原則として、次の方法により算定される。

	大企業	中小企業
実行期間中の 違反行為対象 商品又は役務 の売上額	小売業・卸売業以外 × 小売業 × 卸売業	10% 4% 3% 1.2% 2% 1%

(注) 売上額の算定方法は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行
令（昭和五二年政令第三一七号）第五条、第六条による。

① 売上額は、原則として、実行期間中に引き渡した商品又は提供した役務の対

また、公正取引委員会は、法第二五条による損害賠償請求訴訟制度が有効に機能し得るようにするとの観点から、裁判所の文書送付嘱託等があった場合、一定の資料提供を行うこととしている。

第二 入札に係る事業者及び事業者団体の実際の活動と独占禁止法

1 受注者の選定に関する行為

(1) 考え方

会計法、地方自治法等では、入札参加者の中から発注者にとって最も有利な内容の入札をした者を契約の相手方とし、その提示した条件で契約を締結する入札の手続を定めている。

事業者が共同して又は事業者団体が、入札に係る受注予定期又は受注予定期の選定方法を決定することは、このような入札制度の機能を損なうものであるとともに、入札の方法により発注される商品又は役務の取引に係る競争を制限するものであり原則として違反となる。

入札に係る受注予定期又は受注予定期の選定方法の決定の基本的な内容は、入札に際してあらかじめ受注すべき者を特定しその者が受注できるようにすることであり、具体的な手段・方法のいかんを問わない。

ここでの決定は、明示の決定に限られるものではなく、受注予定期又は受注予定期の選定方法に關し暗黙の了解又は共通の意思が形成されることをもって足りる。

受注予定期又は受注予定期の選定方法を決定することが違反とされるのは、その行為が行われた理由のいかんを問わないのであって、対象となる商品又は役務の質を確保するためとか、受注の均等化を図るためとか、各事業者の営業活動や既往の受注との継続性や関連性を尊重するためといった理由によって正当化されるものではない。

仮に第三者による受注予定期の推奨があった場合においても、事業者が共同して又は事業者団体が、その推奨に従うことを決定すれば、受注予定期の決定に当たる。

(2) 参考例

違反となるかどうかを判断する上で参考となる類型を以下に例示する。

○ 原則として違反となるもの

- 1-1 (受注予定期等の決定)
 - 事業者が共同して又は事業者団体が、入札に係る受注予定期又は受注予定期の選定方法を決定すること。

〈具体例〉

又ははか建設業者事件(平成四年(輸)第一六号)では、甲県が指名競争入札により発注する土木一式工事について、指名を受けた者による会合等で話し合いを行い、PRチラシ(受注を希望する者が、あらかじめ、工事ごとに、工事簡

価の額の合計額とする。

- ② 実行期間中の契約額が引渡額と著しく異なる事情があると認められるときは、売上額は、実行期間中に締結した契約により定められた対価の額の合計額とする。

なお、課徴金の額の計算の基礎となる実行期間については、当該違反行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼって三年間を限度としている。

また、原則として、実行期間の終了した日から五年を経過したときは、当該違反行為に係る課徴金の納付を命ずることはできないこととされている。

(3) 刑罰

上記1(2)の違反行為中、法第三条並びに第八条第一号及び第四号に違反する行為については、それぞれ罰則が規定されている(法第八九条、第九〇条第二号等)。

法第三条又は第八条第一号違反の罪は、その法定刑が、五年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金である(法第八九条第一項)。事業者や事業者団体の代表者、従業員等がその業務等に関して第八九条の違反行為をしたときは、これらの行為者が前記法定刑により罰せられるほか、当該事業者や事業者団体に對しても、五億円以下の罰金が科される(法第九五条)。また、第八九条第一項の違反があった場合に、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又は違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかった法人の代表者又は事業者団体の役員、構成事業者等に対しても、五〇〇万円以下の罰金が科される(法第九五条の二、第九五条の三)。

上記の罪については、公正取引委員会の告発を待って、これを論ずる(法第九六条)。

(注) 公正取引委員会は、①一定の取引分野における競争を実質的に制限する価格カルテル、供給量制限カルテル、市場分割協定、入札談合、共同ボイコットその他の違反行為であって国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案、②違反を反復して行っている事業者・業界、排除措置に陥らない事業者等に係る違反行為のうち、公正取引委員会の行う行政処分によっては独占禁止法の目的が達成できないと考えられる事案について、積極的に刑事処罰を求めて告発を行う方針を明らかにしている(「独占禁止法違反に對する刑事告発及び犯罪事件の調査に関する公正取引委員会の方針」平成十七年十月七日)。

(4) 損害賠償

上記1(2)の違反行為中、不当な取引制限をし、又は不正な取引方法を用いた事業者は、公正取引委員会の排除措置命令、課徴金納付命令又は違法宣言審決が確定すると、被害者に対して無過失損害賠償責任を負う(法第二五条、第二六条)。

法第二五条による損害賠償に関する訴訟が提起されたときは、公正取引委員会は、裁判所の求めに応じて、違反行為によって生じた損害の額について、意見を提出する(法第八四条)。

所、近隣の工事実績等を記載して提出した書面)の提出の有無、提出の時期及び記載内容の正確度、当該工事に関連する過去の工事実績等の要素を勘案して、あらかじめ、受注を希望する者の中から受注予定者を決定し、指名を受けた者は受注予定者が受注できるより協力する等の合意の下に、受注予定者を決定していたことが、法第三条違反とされた。

Yほか支払通知書等貼付用シール供給業者事件(平成五年(勸)第九号)では、乙省庁が指名競争入札により発注する支払通知書等貼付用シールについて、指名を受けた者等との話し合いにより、入札の都度、あらかじめ、受注予定者を決定すること、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるより協力すること等を決定し、これに基づき受注予定者を決定していたことが、法第三条違反とされた。

Z建設業者団体事件(昭和六三年(納)第一五号)では、丙国海軍極東建設本部が入札により我が国において発注する建設工事について、あらかじめ、入札に参加する者との間で協議して受注予定者を定めること等を決定し、これに基づき構成事業者が受注予定者を決定させたことが、法第八条第一項第一号(現行法第八条第一号)違反とされた。

U測量業者団体事件(平成五年(勸)第五号)では、丁省庁が指名競争入札により発注する航空写真測量業務について、業務の種類に応じて、点数制(構成事業者の指名実績及び受注実績を基に一定の算定方法により算出した点数が最も高い者から優先的に受注予定者を定める方式)又は順番制(あらかじめ定めた順番により受注予定者を定める方式)により、受注予定者を定め、指名を受けた構成事業者は受注予定者が受注できるように協力すること等を決定し、これに基づき構成事業者が受注予定者等を決定させたことが、法第八条第一項第一号(現行法第八条第一号)違反とされた。

Vビルメンテナンス業者団体事件(平成五年(勸)第一〇号)では、戊地区所在の官公庁等が指名競争入札又は指名見積り合わせにより発注する環境衛生管理業務について、構成事業者が既に受注して契約している物件については、次回の入札等の際、当該事業者を受注予定者とし、新規に発注される業務については、指名を受けた構成事業者間の話し合いにより受注予定者を定め、受注予定者以外の指名を受けた構成事業者は受注予定者が受注できるように協力すること等を決定し、この決定に基づき構成事業者が受注予定者を定めさせたことが、法第八条第一項第一号(現行法第八条第一号)違反とされた。

[留意事項]「原則として違反となるもの」として上に記した1-1(受注予定者等の決定)の行為との関連で、入札談合防止の観点から特に留意すべき事項を以下に示す。

ア 次のような行為は、受注予定者を決定するための手段となるものであり、又は受注予定者に関する暗黙の了解若しくは共通の意思の形成につながる蓋然性が高いものであり、違反となるおそれが高い。

1-1-1(受注意欲の情報交換等)

○ 入札に参加しようとする事業者が、当該入札について有する受注意欲、営業活動実績、対象物件に関連した受注実績等受注予定者の選定につながる情報について、それら事業者間で情報交換を行い、又はそれら事業者を構成員とする事業者団体が、かかる情報について、収集・提供し、若しくはそれら事業者間の情報交換を促進すること。

〈違反とされた具体例〉

X建設業者団体事件(昭和五七年(勸)第一三号)では、甲県及び乙市が指名競争入札により発注する建設工事について、指名業者間の話し合いを行うこととし、当番幹事が司会を行い指名業者から受注希望の有無を聴取して話し合いの円満解決への進言等を行うこととするとともに、調停の方法等をも定めることにより、構成事業者が受注予定者を定めさせたことを決定したことが、法第八条第一項第一号(現行法第八条第一号)違反とされた。

Yほか建設業者事件(平成五年(勸)第一九号)では、丙市が指名競争入札又は指名見積り合わせにより発注する土木工事について、受注希望者が一名のときは、その者を受注予定者とし、受注希望者が複数のときは、受注希望者の間の話し合い等により受注予定者を決定していたことが、法第三条違反とされた。

Zほか測量業者事件(平成五年(勸)第七号)では、丁地区の官公庁等が指名競争入札又は指名見積り合わせにより発注する航空写真測量業務について、指名を受けた者による会合を開催する等して、当該物件に関する営業活動の実績、当該物件に関連する過去の受注実績等の要素を勘案して受注予定者を決定していたことが、法第三条違反とされた。

1-1-2(指名回数、受注実績等に関する情報の整理・提供)

○ 事業者が共同して又は事業者団体が、過去の入札における個々の事業者の指名回数、受注実績等に関する情報を、今後の入札の受注予定者選定の優先順位に係る目安となるような形で整理し、入札に参加しようとする事業者に提供すること。

〈違反とされた具体例〉

Xほか消防ホース製造販売業者事件(昭和六一年(勸)第二号)では、甲消防庁が指名競争入札により発注する消防ホースについて、甲消防庁に対する既往の納入実績に基づき、これに修正を加えて銘柄別累計額を算出し、その最も少ない銘柄を納入することとして受注予定者を定めることを決定し、

受注予定者又は受注予定者の選定方法を決定することは、これらの行為を特に伴わないでも、原則として違反となる。

なお、このような行為は、それ自体独立で違反となる場合がある（法第八条第四号又は第五号、第一九条）。

1—1—4（他の入札参加者等への利益供与）

○ 事業者が共同して又は事業者団体が、受注予定者に他の入札参加者等に対して業務発注、金銭支払等の利益供与をさせること。

〈違反とされた具体例〉

Xはか建設業者事件（平成四年（勅）第一六号）では、甲県が指名競争入札により発注する土木一式工事について、受注予定者を決定するとともに、受注予定者の決定を容易にするため、必要に応じ、工事を受注した者が、「救済」と称して、受注を希望していた受注予定者以外の事業者又は一定期間受注の実績の無い事業者に、工事の一部を施工させていたことが、法第三条違反とされた。

Yはか防疫殺虫剤販売業者事件（平成四年（勅）第三号）では、乙県所在の市町村が指名競争入札又は指名見積り合わせにより発注する防疫殺虫剤について、受注予定者及び受注予定価格を決定するとともに、当該指名競争入札等の参加者の利益をほぼ均等化させるため、受注予定者が受注予定者以外の者に対して行う利益の配分方法及び配分額を決定していたことが、法第三条違反とされた。

1—1—5（受注予定者の決定への参加の要請、強要等）

○ 事業者が共同して又は事業者団体が、入札に参加を予定する事業者に対して、受注予定者の決定に参加するよう若しくは決定の内容に従うよう要請、強要等を行い、決定に参加・協力しない事業者に対して、取引拒絶、事業者間若しくは事業者団体の内部における差別的な取扱い等により入札への参加を妨害し、又は決定の内容に従わないで入札した事業者に対して、取引拒絶、事業者間若しくは事業者団体の内部における差別的な取扱い、金銭の支払等の不利を課すこと。

〈違反とされた具体例〉

X道路舗装工事業者団体事件（昭和五四年（勅）第二号）では、甲県所在の地方公共団体等が指名競争入札により発注するアスファルト舗装工事について、構成事業者に「研究会」と称する会議で受注予定者を決定させ、その実効を確保するため、構成事業者以外の指名業者に研究会への出席を勧誘し、協力しない者に対してアスファルト合材を供給しないこと等を決定したことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。

Y測量業者団体事件（昭和五七年（勅）第七号）では、乙県所在の地方公

入札の都度受注予定者を確認し合い、受注予定者が受注できるようにしていたことが、法第三条違反とされた。

Yはか道路標識・標示等工事業者事件（平成四年（勅）第二九号）では、乙県が指名競争入札又は見積り合わせにより発注する道路標識・標示等の工事について、指名を受けた者の中で一定の算定方法により算出した指名回数（最も多い者）を受注予定者とする等により受注予定者を決定していたことが、法第三条違反とされた。

Z造園工事業者団体事件（平成四年（勅）第一七号）では、丙市及び丙市が出招等している財団法人等が指名競争入札又は見積書による入札により発注する造園工事等について、業務ごとに、受注金額に応じ一定の算式により減算し指名回数により加算する持ち点数の多い者を受注予定者とする等により構成事業者を受注予定者を定めさせることを決定したことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。

イ 受注予定者又は受注予定者の選定方法の決定（1—1）に伴って受注予定者が受注できるようにするために行われる次のような行為は、1—1による違反行為に含まれる。

1—1—3（入札価格の調整等）

○ 受注予定者以外の入札参加者が、受注予定者等から入札価格に関する連絡・指示等を受けた上で、受注予定者が受注できるようにそれぞれの入札価格を設定すること。

〈違反とされた具体例〉

Xはか電気工事業者事件（平成五年（勅）第一三号）では、甲市が指名競争入札又は指名見積り合わせにより発注する電気工事について、受注予定者を決定するとともに、受注予定者以外の指名を受けた者は、受注予定者からその入札価格又は指名見積り合わせに提出する価格の連絡を受け、受注予定者の価格より高い価格で入札又は見積書の提出を行うことにより、受注予定者が受注できるように協力を得る旨の合意の下に、必要に応じて当該業者以外で指名を受けた者の協力を得て、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていたことが、法第三条違反とされた。

Y測量業者団体事件（平成五年（勅）第五号）では、乙省庁が指名競争入札により発注する航空写真測量業務について、受注予定者を定めるとともに、指名を受けた構成事業者は、受注予定者の入札価格が最低価格となるように入札価格を調整し、受注予定者が受注できるように協力すること等を決定したことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。

ウ 次のような行為は、受注予定者又は受注予定者の選定方法の決定（1—1）を前提にして、その決定を容易にし、又は強化等するために行われるものであるが、

体が、かかる情報交換を促進すること（4—9に該当するものを除く。）。

〈問題点〉

このような情報交換は、受注予定者決定のための情報交換に転化するることが多く、このような場合には、受注予定者の決定につながるものとして、問題となる。

また、事業者団体が、構成事業者に対して、事業者の組合せに関する指示や決定を行うことは、受注予定者の決定に伴うものとして問題となる場合があるとともに、構成事業者の機能又は活動を不当に制限するものとしてそれ自体独立で違反となる場合がある（法第八条第四号）。

〈違反とされた具体例〉

Xほか建設業者事件（平成五年（勸）第二〇号）では、甲市が指名競争入札又は指名見積り合わせにより発注する下水管きよ工事について、共同施工方式による場合には、同市から共同企業体の構成員として選定された者による組合せと称する会合において、第一グループ及び第二グループのグループごとの話し合い等により、各グループに属する構成員のうちから受注すべき共同企業体の構成員となすべき者を決定し、これらの者の組合せによる共同企業体を受注予定者に決定していたことが、法第三条違反とされた。

1—4（特別会費、賦課金等の徴収）

○ 事業者団体が、構成事業者から、入札による受注に応じた特別会費、賦課金等を徴収すること。

〈問題点〉

このような行為は、受注予定者の決定を円滑化するために行われることが多く、このような場合には、受注予定者の決定に伴うものとして、問題となる。

〈違反とされた具体例〉

X測量業者団体事件（平成五年（勸）第五号）では、甲省庁が指名競争入札により発注する航空写真測量業務について、構成事業者に受注予定者を定めさせるとともに、受注予定者となつて受注した者から特別会費を徴収すること等を決定したことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。

○ 原則として違反とならないもの

1—5（発注者に対する入札参加意欲等の説明）

○ 事業者が、指名競争入札において、指名以前の段階で、制度上定められた発注者からの要請に応じて、他の事業者や事業者団体と連絡・調整等を行うことなく、自らの入札参加への意欲、技術情報（類似業務の実績、技術者の内容、当該発注業務の遂行計画等）等を発注者に対して説明すること。

1—6（自己の判断による入札辞退）

○ 指名競争入札において、指名を受けた事業者が、他の事業者や事業者団体と連絡・調整等を行うことやそれらから要請等を受けることなく、自己の事業経営上

共同体等が指名競争入札又は見積り合わせを経た随時契約により発注する測量設計等業務について、構成事業者に受注予定者を定めさせることを決定し、受注予定者以外の構成事業者が受注予定者よりも低い価格で受注した場合はその回数に応じて一定期間の団体活動の停止又は除名処分を検討すること等内容を「懲罰規定」を決定したことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。

Zビルメンテナンス業者団体事件（平成五年（勸）第一〇号）では、丙県所在の官公庁等が指名競争入札又は指名見積り合わせにより発注する環境衛生管理業務について、構成事業者に受注予定者を定めさせることを決定し、その決定内容の実効を確保するため、受注予定者以外の構成事業者が、故意により落札した場合には他の構成事業者は完済保証人にならないこと等を決定したことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。

○ 違反となるおそれがあるもの

1—2（指名や入札参加予定に関する報告）

○ 事業者間又は事業者団体が、各事業者に対して、指名競争入札に係る指名を受けたことや入札への参加の予定について報告を求めること。

〈問題点〉

このような行為は、受注予定者決定のために入札参加者を把握しようとして行われることが多く、このような場合には、受注予定者の決定に伴うものとして、問題となる。

〈違反とされた具体例〉

Xほか水道メーター製造業者事件（平成四年（勸）第三五号）では、甲県所在の市町村及び水道企業が指名競争入札又は指名見積り合わせにより発注する水道メーターについて、指名を受けたときはその旨を原則として当該入札日又は見積書提出日の二日前までに幹事会社社に通知することとした上で、一定の方法により受注予定者等を決定していたことが、法第三条違反とされた。

Y工芸事業者団体事件（平成二年（勸）第五号）では、乙県及び丙市並びにこれらが出捐している公社等が指名競争入札により発注する管工事について、構成事業者に入札参加の指名を受けた場合その旨を速やかに団体へ通知させるとともに、話し合い等により受注予定者を定めさせることを決定したことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。

1—3（共同企業体の組合せに関する情報交換）

○ 共同企業体により入札に参加しようとする事業者が、単体又は他の共同企業体により当該入札に参加しようとする事業者との間で、当該入札への参加のための共同企業体の構成に係る事業者の組合せに関して、情報交換を行い、又は事業者団

の判断により、入札を辞退すること。

2 入札価格に関する行為

(1) 考え方

価格は、本来、事業者の公正かつ自由な競争を通じて形成されるべきものであり、事業者が共同して又は事業者団体がこれに関する活動をすることは、独占禁止法上の問題となる可能性が極めて高いものである。

会計法、地方自治法等では、一般的な入札制度について、原則として入札参加者の中から予定価格の範囲内で最低の（契約の目的によっては最高の）価格をもって入札した者を契約の相手方とし、その入札価格を契約価格とするという厳格な価格競争の方法を定めている。

事業者が共同して又は事業者団体が、最低入札価格（契約の目的によっては最高入札価格）、受注予定価格等又はそれらの設定の基準となるもの（以下「最低入札価格等」という。）を決定することは、このような入札制度の機能を損なうものであるとともに、入札の方法により発注される商品又は役務の取引に係る競争を制限するものであり原則として違反となる。

ここでの決定は、明示の決定に限られるものではなく、最低入札価格等に関し暗黙の了解又は共通の意思が形成されることがもって足りる。

最低入札価格等を決定することが違反とされるのは、その行為が行われた理由のいかんを問わないのであって、妥当な価格水準にするためとか、対象となる商品又は役務の質を確保するためとか、不当な低価格受注を防止するためといった理由によって正当化されるものではない。

(2) 参考例

○ 原則として違反となるもの

2-1-1（最低入札価格等の決定）

○ 事業者が共同して又は事業者団体が、入札に係る最低入札価格等を決定すること。

〈具体例〉

× ほか水道メーター製造業者事件（平成四年（勸）第三号）では、甲地方公共団体が単価同調方式（当該年度中の納入数量をあらかじめ確定せず納入単価のみを指名競争入札により決定し、最低入札単価を入札した者及び当該納入単価による納入に同意する者と契約を締結する方式）により発注する水道メーターについて、最低入札単価の低落防止を図るため、最低入札単価、当該入札単価で入札すべき者及びその他の入札参加者の入札単価を決定していたことが、第三条違反とされた。

Y 石油製品販売業者団体事件（昭和五九年（勸）第五号）では、乙市等が入札に

より発注する石油製品について、油種ごとに、受注予定者を決定するとともに、受注予定者の入札価格を決定していたことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。

〔留意事項〕 「原則として違反となるもの」として上に記した2-1-1（最低入札価格等の決定）の行為との関連で、入札談合防止の観点から特に留意すべき事項を以下に示す。

次のような行為は、最低入札価格等を決定するための手段となるものであり、又は最低入札価格等に関する暗黙の了解若しくは共通の意思の形成につながる蓋然性が高いものであり、違反となるおそれが高い。

2-1-1-1（入札価格の情報交換等）

○ 入札に参加しようとする事業者が、当該入札での入札価格に関する情報について、それら事業者間で情報交換を行い、又はそれら事業者を構成員とする事業者団体が、かかる情報について、収集・提供し、若しくはそれら事業者間の情報交換を促進すること。

〈違反とされた具体例〉

× ほか合板製造業者事件（昭和二三年（判）第二号）では、甲省庁が入札により発注する合板について、国内の合板メーカー多数が、事前に入札価格について種々雑談することによって、各自、自己以外の者の入札価格を察知し、大多数がほとんど同一価格で入札したことが、第三条違反とされた。

○ 違反となるおそれがあるもの

2-1-2（入札の対象となる商品又は役務の価格水準に関する情報交換等）

○ 入札の対象となる商品又は役務の価格水準や価格動向に関する情報について、発注者からその予定価格の積算に資するための情報提供の依頼を受ける等して、当該入札に参加しようとする事業者間で情報交換を行い、又は事業者団体が、それら事業者との間で情報を収集・提供し、若しくはそれら事業者間の情報交換を促進すること。

〈問題点〉

このような情報の収集・提供、情報交換等は入札価格についての情報の収集・提供、情報交換等に転化することが多く、このような場合には、最低入札価格等の決定につながるものとして、問題となる。

また、提供される価格水準に関する情報を基礎に発注者が予定価格を算定することを認識する等しながら、事業者が共同して又は事業者団体が、商品又は役務の価格について発注者に情報提供する内容を決定することも、価格制限行為につながるものとして、問題となる。

〈違反とされた具体例〉

× ほか公共下水道用鉄蓋製造販売業者事件（平成三年（判）第二号）では、甲市

が下水道工事価格の積算のため指定業者に市型鉄蓋（甲市が定めた仕様による公共下水道用鉄蓋）の見積価格を提出させ、見積価格の約九〇パーセントに当たる金額をもって工事発注の際の設計単価としており、同設計単価から工事業者及び商社のマージンを差し引いたものが工事業者向けの販売価格となる関係にあることを認識した上で、甲市に見積価格を提出するについて最低見積価格を決定し、その上で工事業者のマージン等を勘案して販売価格を決定したことが、法第三条違反とされた。

○ 原則として違反とならないもの

2-1-3（積算基準についての調査）

○ 事業者が共同して又は事業者団体が、発注者が公表した積算基準について調査すること（事業者間に積算金額についての共通の目安を与えるようなことのないものに限る。）。

2-1-4（標準的な積算方法の作成等）

○ 中小企業者の団体が、構成事業者の入札一般に係る積算能力の向上に資するため、標準的な費用項目を掲げた積算方法を作成し、又は所要資材等の標準的な数量や作業量を示すこと（事業者間に積算金額についての共通の目安を与えるようなことのないものに限る。）。

3 受注数量等に関する行為

(1) 考え方

入札制度の中には、契約の性質又は目的から、価格のほかに数量等其他の条件をもつて申込みを行い、その申込みの内容に応じて、落札者及び落札価格に加えて落札の数量等をも併せて決定するものがある。このような入札において、事業者が共同して又は事業者団体が、入札に係る受注の数量、割合等を決定することは、入札の方法により発注される商品又は役務の取引に係る競争を制限するものであり原則として違反となる。

ここでの決定は、明示の決定に限られるのではなく、受注の数量、割合等に関し暗黙の了解又は共通の意思が形成されることをもって足りる。

事業者が共同して又は事業者団体が、受注の数量、割合等を決定することが違反とされるのは、その行為の理由のいかんを問わない。

(2) 参考例

○ 原則として違反となるもの

3-1-1（受注数量、割合等の決定）

○ 事業者が共同して又は事業者団体が、入札に係る受注の数量、割合等を決定すること。

（具体例）

Xほか絹織物販売業者事件（昭和二五年（判）第一四号）では、甲公団保有の輸出絹織物在庫品の国内処分としての競争入札に当たり、入札参加者二五社中の一〇社が最低入札数量である全量の一〇分の一をそれぞれ落札すること及びその際の入札価格を決定したことが、法第三条違反とされた。

○ 原則として違反とならないもの

3-1-2（官公需受注実績等の概括的な公表）

○ 事業者団体が、関連する官公需の全般的な動向の把握のために、構成事業者から官公需の受注実績に関して個別に係る情報を含まない概括的な情報を任意に徴し、又は発注者が発注実績若しくは今後の発注予定に関して公表した情報を収集し、関連する官公需全般に係る受注実績又は今後の需要見通しについて個々の事業者に係る実績又は見通しを示すことなく概括的に取りまとめて公表すること。

4 情報の収集・提供、経営指導等

(1) 考え方

事業者団体が、入札制度一般に関する情報若しくは資料の収集・提供又は本指針の内容ののっとなって入札に係る事業者及び事業者団体の活動と独占禁止法との関係について一般的な知識の普及活動を行うことは、原則として違反となるものではない。

これに対して、入札に参加しようとする事業者を構成員とする事業者団体が、当該入札に関して、情報を収集・提供し、又はそれら事業者間の情報交換を促進することについては、競争制限的な若しくは競争阻害的な行為にならざるような場合又はそのような行為の手段・方法とならないで独占禁止法上問題となる。

事業者が他の事業者と共同しないで独立に情報を収集することが、その限りにおいては独占禁止法上問題とならないことは、言うまでもない。これに対して、入札に参加しようとする事業者が当該入札に関する情報を相互に交換するようなことは、独占禁止法上問題となり得る。

事業者団体による経営指導が必要とされるのは、基本的に、中小企業者の団体においてである。経営指導の形態を採っていても、入札に参加しようとする事業者を構成員とする事業者団体が、当該入札に係る事業者の活動に関して指導を行うようなどきには、入札価格についての目安を与えたり、受注予定者の決定への参加を要請する等の競争制限的な又は競争阻害的な行為にならざるような場合上問題となる。

入札制度一般の内容や運用に関して要望又は意見の表明を行うことは、その限りにおいては、事業者単独で行うことはもちろん、事業者が共同して又は事業者団体が行っても、問題とならない。また、事業者が、発注者に対して、特定の入札に関

係なく、技術に関する情報の一般的な説明を行うことも、その限りにおいては、問題とならない。

(2) 参考例

〔原則として違反となる行為に関する留意事項〕

(受注予定者等の決定行為に関する留意事項)

1-1-1-1又は1-1-2に該当する行為は、1-1-1(受注予定者等の決定)の留意事項として前に記したとおり、受注予定者を決定するための手段となるものであり、又は受注予定者に関する暗黙の了解若しくは共通の意思の形成につながる蓋然性が高いものであり、違反となるおそれが高い。

(受注意欲の情報交換等)

○ 入札に参加しようとする事業者が、当該入札について有する受注意欲、営業活動実績、対象物件に関連した受注実績等受注予定者の選定につながる情報について、それら事業者間で情報交換を行い、又はそれら事業者を構成員とする事業者団体が、かかる情報について、収集・提供し、若しくはそれら事業者間の情報交換を促進すること。

(1-1-1-1として前掲)

(指名回数、受注実績等に関する情報の整理・提供)

○ 事業者が共同して又は事業者団体が、過去の入札における個々の事業者の指名回数、受注実績等に関する情報を、今後の入札の受注予定者選定の優先順位に係る目安となるような形で整理し、入札に参加しようとする事業者に提供すること。

(1-1-1-2として前掲)

(最低入札価格等の決定行為に関する留意事項)

2-1-1-1に該当する行為は、2-1(最低入札価格等の決定)の留意事項として前に記したとおり、最低入札価格等を決定するための手段となるものであり、又は最低入札価格等に関する暗黙の了解若しくは共通の意思の形成につながる蓋然性が高いものであり、違反となるおそれが高い。

(入札価格の情報交換等)

○ 入札に参加しようとする事業者が、当該入札での入札価格に関する情報について、それら事業者間で情報交換を行い、又はそれら事業者を構成員とする事業者団体が、かかる情報について、収集・提供し、若しくはそれら事業者間の情報交換を促進すること。

(2-1-1-1として前掲)

○ 違反となるおそれがあるもの

4-1-1(指名や入札参加予定に関する報告)

○ 事業者間で又は事業者団体が、各事業者に対して、指名競争入札に係る指名を受

けたことや入札への参加の予定について報告を求めること。

(1-1-2として前掲)

4-1-2(共同企業体の組合せに関する情報交換)

○ 共同企業体により入札に参加しようとする事業者が、単体又は他の共同企業体により当該入札に参加しようとする事業者との間で、当該入札への参加のための共同企業体の結成に係る事業者の組合せに関して、情報交換を行い、又は事業者団体が、かかる情報交換を促進すること(4-1-9に該当するものを除く。)

(1-1-3として前掲)

4-1-3(入札の対象となる商品又は役務の価格水準に関する情報交換等)

○ 入札の対象となる商品又は役務の価格水準や価格動向に関する情報について、発注者からその予定価格の積算に資するための情報提供の依頼を受ける等して、当該入札に参加しようとする事業者間で情報交換を行い、又は事業者団体が、それら事業者との間で情報を収集・提供し、若しくはそれら事業者間の情報交換を促進すること。

(2-1-2として前掲)

○ 原則として違反とならないもの

4-1-4(入札に関する一般的な情報の収集・提供)

○ 事業者団体が、官公庁や民間の調査機関等が公表した入札に関する一般的な情報(発注者の入札に係る過去の実績又は今後の予定に関する情報、入札参加者の資格要件又は指名基準に関する情報、労務賃金、資材、原材料等に係る物価動向に関する各種の結果情報等)を収集・提供すること。

4-1-5(官公需受注実績等の概括的な公表)

○ 事業者団体が、関連する官公需の全般的な動向の把握のために、構成事業者から官公需の受注実績に関して個別の受注に係る情報を含まない概括的な情報を任意に徴し、又は発注者が発注実績若しくは今後の発注予定に関して公表した情報を収集し、関連する官公需全般に係る受注実績又は今後の需要見通しについて個々の事業者に係る実績又は見通しを示すことなく概括的に取りまとめ公表すること。

(3-1-2として前掲)

4-1-6(平均的な経営指標の作成・提供)

○ 事業者団体が、構成事業者から、財務指標、従業員数等経営状況に関する情報で通常秘密とされていない事項について、情報を任意に徴し、これに基づいて平均的な経営指標を作成し、提供すること。

なお、構成事業者がこれらの情報を公表している場合、あるいは公表について構成事業者の事前の了解を得ている場合は、構成事業者別にこれらの情報を取りまとめ公表することもできる。

- 4—7 (入札物件の内容、必要な技術力の程度等に関する情報の収集・提供)
- 入札に参加しようとする事業者を構成員とする中小企業者の団体が、構成員としての情報収集能力の不足を補うため、当該入札に関する対象物件の内容、必要な技術力の程度等について発注者が公表した情報を収集・提供すること（受注予定者の決定につながるようなことを含まないものに限る。）。
- 4—8 (経常共同企業体の組合せに関する情報提供)
- 中小企業者の団体が、入札に参加するための経常的な共同企業体としての資格申請を構成員が行おうとする場合に、その求めに応じて、共同企業体の構成員の組合せに係る過去の客観的な事実に関する情報を提供すること。
- 4—9 (共同企業体の相手方の選定のための情報聴取等)
- 事業者が、入札に参加するための共同企業体の結成に際して、相手方となる可能性のある事業者との間で、個別に、相手方の選定のために必要な情報を徴し、又は共同企業体の結成に係る具体的な条件に関して、意見を交換し、これを設定すること（受注予定者の決定につながるようなことを含まないものに限る。）。
- 4—10 (発注者に対する入札参加意欲等の説明)
- 事業者が、指名競争入札において、指名以前の段階で、制度上定められた発注者からの要請に応じて、他の事業者や事業者団体と連絡・調整等を行うことなく、自らの入札参加への意欲、技術情報（類似業務の実績、技術者の内容、当該発注業務の遂行計画等）等を発注者に対して説明すること。
- 4—11 (標準的な積算方法の作成等)
- 中小企業者の団体が、構成員の一般に係る積算能力の向上に資するため、標準的な費用項目を掲げた積算方法を作成し、又は所要資料等の標準的な数量や作業量を示すこと（事業者間に積算金額についての共通の目安を与えるようなことのないものに限る。）。
- 4—12 (経常共同企業体の運営に関する指針の作成・提供)
- 中小企業者の団体が、経常的な共同企業体の運営に関する一般的な指針（構成員の分担業務実施のための必要経費の分配方法、共通費用の分担方法等）を作成し、構成員に提供すること。
- 4—13 (積算基準についての調査)
- 事業者が共同して又は事業者団体が、発注者が公表した積算基準について調査すること（事業者間に積算金額についての共通の目安を与えるようなことのないものに限る。）。
- 4—14 (独占禁止法についての知識の普及活動)

- 事業者が共同して又は事業者団体が、本指針の内容にのっとり、入札に係る事業者及び事業者団体の活動と独占禁止法との関係について、一般的な知識の普及活動を行うこと。
- 4—15 (契約履行の必要性に関する啓蒙等)
- 事業者が共同して又は事業者団体が、入札による契約について、その確実な履行、下請取引の適正化や操業の安全の確保の必要性に関する一般的な啓蒙を行い、又はそのために技術の動向や入札制度若しくは関係法令の内容について調査し、一般的な知識の普及活動を行うこと（特定の入札に係る情報交換、指導、要請等の活動につながらないものに限る。）。
- 4—16 (国、地方公共団体等に対する要望又は意見の表明)
- 事業者が共同して又は事業者団体が、入札制度一般の内容や運用に関して、国、地方公共団体等に対して、要望又は意見の表明を行うこと。
- 4—17 (発注者に対する技術に関する情報の一般的な説明)
- 事業者が、発注者に対して、特定の入札に関係なく、技術に関する情報の一般的な説明を行うこと。

【条文等7】 工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル(抜粋)

昭和59年3月23日 採択
平成24年6月26日 最終改正

(指名停止の期間の特例)

- 第3 部局長は、有資格業者につき情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未滿の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の1/2まで短縮することができる。
- 第4 部局長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を越える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍(当該長期の2倍が36か月を超える場合は36か月)まで延長することができる。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

- 第4 部局長は、第1項の規定に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。また、別表第2第12号の措置要件にも該当することとなった場合には、指名停止の期間を更に加重するものとする。
 - 一 談合情報を得た場合、又は当該部局の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第6号、第9号、第11号又は第12号に該当したとき。
 - 二 別表第2第5号から第12号までに該当する有資格業者(その役員又は使用者を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。
 - 三 別表第2第7号から第9号まで又は第12号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき。
 - 四 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第5号から第7号まで又は第12号に該当する有資格業者が悪質な事由があるとき。
 - 五 当該機関又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項。以下同じ。)又は談合(刑法第96条の2第2項。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を經ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第8号から第12号に該当する有資格業者が悪質な事由があるとき。

〇別表第2 賄賂及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2か月以上9か月以内
6 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に	当該認定をした日から

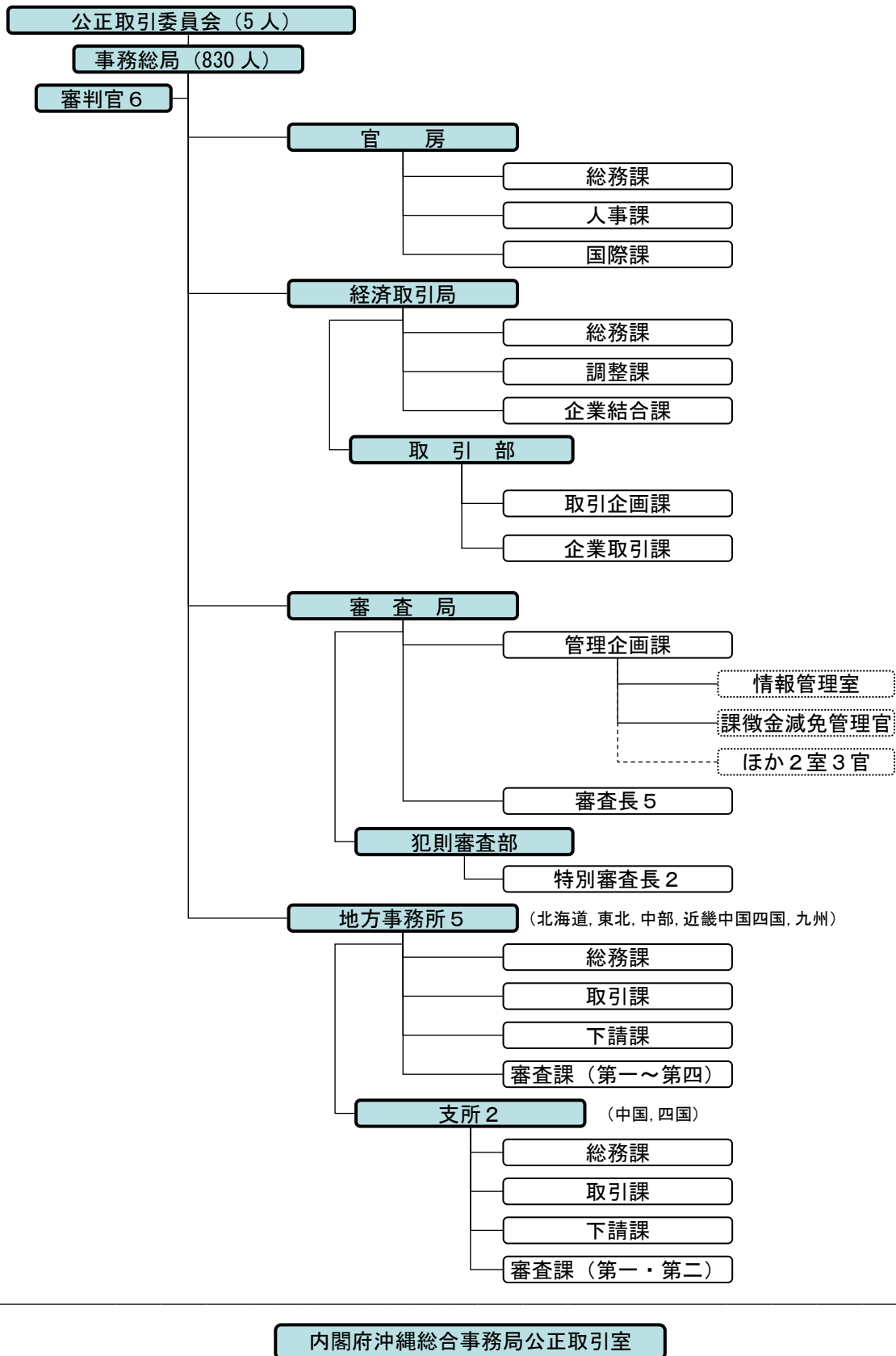
<p>開し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(第12号に掲げる場合を除く。)</p> <p>イ 当該部局の所屬担当者 7 当該部局の所屬担当者以外の当該機関の所屬担当者の職務が所管する区域外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に關し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき(第12号に掲げる場合を除く。)</p> <p>(重大な独占禁止法違反行為等) 12 [A] 当該機関の所屬担当官又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等で当該機関の所屬に係るものの職員が締結した請負契約に係る工事に關し、次のイ又はロに掲げる事由に該当することとなったとき(当該工事に關し、政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)の適用を受けるものが含まれる場合に限る。)(注1) イ 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき(有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。) ロ 有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を經ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(重大な独占禁止法違反行為等) 12 [B] 当該機関の所屬担当者、当該機関を所掌する国の機関の職員又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等で当該機関の所屬に係るものの職員が締結した請負契約に係る工事に關し、次のイ又はロに掲げる事由に該当することとなったとき(当該工事に、その請負金額が国の政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)の適用基準額以上であるものが含まれる場合に限る。)(注2) イ 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき(有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。) ロ 有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を經ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(注1) 12 [A] は、国の機関について適用する。 (注2) 12 [B] は、国以外の機関について適用する。</p>	<p>3か月以上12か月以内 2か月以上9か月以内 刑事告発を知った日から1か月以上9か月以内</p> <p>刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から6か月以上36か月以内</p> <p>刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から6か月以上36か月以内</p>
--	---

○ 工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ

- 7 モデル別表第2関係
- 二 独占禁止法第3条に違反した場合（第5号から第7号まで及び第12号イ）は、次のイからニまでに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。
 - イ 排除措置命令
 - ロ 課徴金納付命令
 - ハ 刑事告発
 - ニ 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕
- 三 独占禁止法第8条第1号に違反した場合（第5号及び第6号関係）は、課徴金納付命令が出されたことを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。
- 四 別表第2第5号から第7号まで及び第12号イの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、この項前段の期間が別表第2第5号から第7号まで及び第12号イに規定する期間の短期を下回る場合においては、モデル別表第3第3項の規定を適用するものとする。

その他

【その他1】 公正取引委員会組織図(平成26年度末)



(注) 組織図上、総括整理職等については記載を省略。課に置かれる室・官については、審査局管理企画課に置かれるものを除き省略。地方の審査課の数は事務所・支所により異なる。

【その他2】 公正取引委員会所在地

	所 在 地	管 轄 区 域
公正取引委員会 本局	〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟 TEL 03-3581-5471	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県 千葉県・東京都・神奈川県 新潟県・山梨県・長野県
北海道事務所	〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎5階 TEL 011-231-6300	北海道
東北事務所	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎8階 TEL 022-225-7095	青森県・岩手県・宮城県・秋田県 山形県・福島県
中部事務所	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館3階 TEL 052-961-9421	富山県・石川県・岐阜県・静岡県 愛知県・三重県
近畿中国四国事務所	〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館10階 TEL 06-6941-2173	福井県・滋賀県・京都府・大阪府 兵庫県・奈良県・和歌山県
近畿中国四国事務所 中国支所	〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館10階 TEL 082-228-1501	鳥取県・島根県・岡山県・広島県 山口県
近畿中国四国事務所 四国支所	〒760-0068 高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎5階 TEL 087-834-1441	徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九州事務所	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館2階 TEL 092-431-5881	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県 大分県・宮崎県・鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館6階 TEL 098-866-0049	沖縄県

【申告・相談窓口（本局）】

- ①独占禁止法についての一般的な相談…………… 官 房 総 務 課
- ②入札談合等関与行為防止法についての
一般的な相談…………… 経済取引局総務課
- ③事業者及び事業者団体の活動についての相談… 相 談 指 導 室
- ④独占禁止法違反被疑事実についての申告…………… 情 報 管 理 室
- ⑤課徴金の減免に係る報告・相談…………… 課徴金減免管理官

このほか、各地方事務所等、公正取引委員会ホームページ（<http://www.jftc.go.jp/>）でも、申告・相談をお受けしております。

官製談合防止法・独占禁止法の研修への講師派遣について（御案内）

公正取引委員会では、入札談合について厳正に対処するとともに、その未然防止を図るため、発注機関の実施する入札談合等関与行為防止法（いわゆる官製談合防止法）・独占禁止法の研修等に当委員会の職員を講師として派遣しています。昨年度も全国の発注機関に約290回の講師派遣を行っており、大変御好評をいただいております。

職員向けに官製談合防止法等に関する研修等を実施される場合には、当委員会の職員が講師としてお伺いいたしますので、積極的に御活用ください。

◆ 研修会の内容

- 1 研修内容：入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法）、独占禁止法の説明
- 2 受講対象職員：発注担当職員、契約担当職員のほか新人職員、幹部職員等貴機関の職員を対象とする研修に幅広く対応いたします。（各種研修カリキュラムのうちの1コマとして設定していただくこともできます。）
- 3 所要時間：1時間半程度。（御相談に応じます。）
- 4 研修会場：貴機関において会場を御用意いただき、当該会場に当委員会の職員が講師としてお伺いいたします。
- 5 使用教材：以下の教材を使用します。（事前に当委員会から必要部数を送付しています。）
 - ・テキスト 「入札談合の防止に向けて」（公正取引委員会事務総局）
<http://www.iftc.go.jp/dk/kansei/text.html>にてダウンロードできます。）
- 6 研修費用：講師謝金、講師の旅費等は一切不要です。

◆ 研修会の風景



◆ 研修会の実績

国の機関のほか、都道府県・市町村・特別区・一部事務組合等の地方公共団体、地方公共団体で構成される協議会等（例：中央公共工事契約制度運用連絡協議会）への派遣実績があります。

また、政府出資法人、公的な研究所及び所管法人職員を集めた場での研修の御依頼もいただいております。

年度	発注機関主催の研修への講師派遣
平成23年度	158件
平成24年度	214件
平成25年度	288件

◆ 研修会の感想

- 今回の研修に参加するまで全く知識はありませんでしたが、内容がまとまっており、説明も分かりやすかったため、短時間で大切なポイントが理解できました。
- 公正取引委員会の職員による研修であり、正確な情報を直接聞く貴重な機会でした。
- 事例等も多く分かりやすかったです。このような研修を聞く機会もなかなか無いので、聞くことができ良かったです。テキストの内容も大変豊富でした。

《お問い合わせ先》

関東甲信越地域につきましては以下の連絡先まで、他の地域につきましては前ページをご参照の上で各地方事務所等までお問い合わせ下さい。

公正取引委員会事務総局 経済取引局総務課
 TEL：03-3581-5471（内線2513）
 FAX：03-3581-1945（直通）
 E-mail：koushi-haken@jftc.go.jp